

令和 7 年 度

飯 舘 村 議 会  
予算審査特別委員会記録

自 令和 7 年 3 月 7 日  
至 令和 7 年 3 月 12 日

飯 舘 村 議 会

令和 7 年 3 月 7 日

令和 7 年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第 1 号）

令和7年3月7日、飯舘村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

|      |       |      |       |  |
|------|-------|------|-------|--|
| 委員長  | 佐藤健太君 |      |       |  |
| 副委員長 | 佐藤眞弘君 |      |       |  |
| 委員   | 飯畑秀夫君 | 花井茂君 | 横山秀人君 |  |
|      | 佐藤一郎君 | 渡邊計君 | 菅野新一君 |  |
|      | 佐藤八郎君 |      |       |  |

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

|             |      |                |      |
|-------------|------|----------------|------|
| 村長          | 杉岡誠  | 副村長            | 中川喜昭 |
| 総務課長        | 村山宏行 | 村づくり推進課長       | 佐藤正幸 |
| 住民課長        | 荒真一郎 | 健康福祉課長         | 石井秀徳 |
| 産業振興課長      | 三瓶真  | 建設課長           | 高橋栄二 |
| 教育長         | 高橋澄子 | 教育課長           | 高橋政彦 |
| 生涯学習課長      | 山田敬行 | 会計管理者          | 庄司稔  |
| 農業委員会<br>会長 | 原田直志 | 選挙管理委員会<br>委員長 | 伊東利  |
| 代表監査委員      | 高野孝一 |                |      |

◎職務のため出席したものの職氏名

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 志賀春美 | 書記 | 伊藤博樹 |
|------|------|----|------|

## 飯舘村予算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名です。定足数を満たしています。

ただいまから令和7年度飯舘村予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前9時00分）

委員長（佐藤健太君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会は、去る2月28日の本会議において付託をされました令和7年度飯舘村一般会計のほか3つの特別会計、2つの事業会計を合わせて6会計の予算について本日から審査を行います。

私、佐藤健太が委員長を仰せつかりました。なお、副委員長に佐藤真弘委員が選任されました。重責ではありますが、懸命に務めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

東日本大震災発生から間もなく丸14年となります。これに起因する原発事故で、村民は避難を余儀なくされ、ふるさとを離れての厳しい生活でありました。平成29年3月31日に、帰還困難区域の長泥地区を除き避難指示解除がなされ、その長泥地区も一部を除き令和5年5月1日に避難指示解除がされました。しかしながら、帰村者は本年3月1日現在、原発事故前の人口の約26.2%にとどまっております。

多くの皆さんが帰村され、一日も早く穏やかな生活に戻れるよう、今まで以上に村民一人一人の復興に向けた取組が大事であります。また、様々な諸課題に対し、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないものと思っております。

このような中で令和7年度飯舘村予算審査特別委員会でありますから、村民の健康管理をはじめ、日常生活の安全・安心、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた事業に一層の気を配り、村民が抱えている不安を1つでも払拭しなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、令和7年度に実施する事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどう調達し、村民のためにどう使われていくかを示したものであります。

本委員会は、村民の心の復興はもとより、村民生活の安全・安心、さらには福祉の向上につながる予算であるかなどを確認する重要な委員会であります。

どうか、委員各位におかれましては、この予算審査の意義を十分にご理解いただき、焦点を明確にした審査をしていただきますよう切にお願いするものであります。なお、委員会進行が円滑に進みますよう、特段のご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、村長をはじめ各課等の長の皆様におかれましては、審査期間の全般を通して実りある審査ができますようご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度予算審査特別委員会に付託されました、議案第15号「令和7年度飯舘村一般会計予算」、議案第16号「令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、

議案第17号「令和7年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第18号「令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第19号「令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算」、議案第20号「令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算」を議題といたします。  
お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日7日に個別説明、休日を挟み10日に議案調査日を設け、11日と12日の総括質疑までの6日間といたします。本日は、この後、お手元に配付の説明順序及び予定時間により、各課長等の説明、担当する事務及び事業に係る説明を求めます。11日、12日は総括質疑とし、十分な質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、各課の長等をお願いいたしますが、本日の説明の時間は限られておりますので、説明に当たっては、新規事業や要点について説明をしていただき、補足資料等の要求時間を取りたいと思います。配付の時間割表によって進めてまいりますので、予定時間内に終われるようご協力をお願いいたします。

#### ◎休憩の宣告

委員長(佐藤健太君) ここで暫時休憩いたします。

なお、説明員の皆様は一旦退席を願います。

(午前9時06分)

#### ◎再開の宣告

委員長(佐藤健太君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

(午後3時05分)

委員長(佐藤健太君) 以上で全ての課長等からの説明が終わりました。

なお、3月10日は議案調査日とし、次回は3月11日午前10時からこの場所にて再開いたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後3時36分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月7日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太

令和 7 年 3 月 1 1 日

令和 7 年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第 2 号）

令和7年3月11日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

|      |       |      |       |  |
|------|-------|------|-------|--|
| 委員長  | 佐藤健太君 |      |       |  |
| 副委員長 | 佐藤眞弘君 |      |       |  |
| 委員   | 飯畑秀夫君 | 花井茂君 | 横山秀人君 |  |
|      | 佐藤一郎君 | 渡邊計君 | 菅野新一君 |  |
|      | 佐藤八郎君 |      |       |  |

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

|             |      |                |      |
|-------------|------|----------------|------|
| 村長          | 杉岡誠  | 副村長            | 中川喜昭 |
| 総務課長        | 村山宏行 | 村づくり推進課長       | 佐藤正幸 |
| 住民課長        | 荒真一郎 | 健康福祉課長         | 石井秀徳 |
| 産業振興課長      | 三瓶真  | 建設課長           | 高橋栄二 |
| 教育長         | 高橋澄子 | 教育課長           | 高橋政彦 |
| 生涯学習課長      | 山田敬行 | 会計管理者          | 庄司稔  |
| 農業委員会<br>会長 | 原田直志 | 選挙管理委員会<br>委員長 | 伊東利  |
| 代表監査委員      | 高野孝一 |                |      |

◎職務のため出席したものの職氏名

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 志賀春美 | 書記 | 伊藤博樹 |
| 書記   | 藤井慎悟 |    |      |



## 飯舘村予算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。定足数を満たしています。

これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（佐藤健太君） これから質疑に入りますが、改めて申し上げるまでもなく、この委員会は付託をされました令和7年度飯舘村一般会計並びに特別会計の予算に係るものであります。

委員の皆様には、村民の福祉向上のため、効果的に財政運営が図られているか否かという点に視点を置いて審査に臨んでいただきますようお願いいたします。

なお、質疑の際は挙手をして、委員長の発言許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な運営に努めてまいりますので、特に質問の際は予算書をはじめ予算説明資料等のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。また、重複した質問は極力なされないようご配慮をお願いします。

説明員におかれましても、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁をするようお願いいたします。各位にご協力を切にお願いいたします。

これから議案第15号から議案第20号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（佐藤真弘君） おはようございます。

令和7年度の予算について、何点か質問させていただきます。

ナンバー8のまず8ページ、消防費に関係する質問でございます。岩手県で大規模な森林火災が発生しました。村内には消防車が各行政区に配置されていると思いますけれども、団員が156名の定員に対して133名という、定員に満たないという状況になっているということです。これでもし火事になった場合、大規模災害が起きた場合に対応できるのか、まず質問しておきます。

総務課長（村山宏行君） 消防体制についてのご質問でございます。

ご指摘のように定数が156、実数のところで133ということでご説明申し上げました。大幅に定員が割れているような状況ということでありますが、なかなか今団員の成り手がいないということ。それから、住んでいる方がまず少ないということがありますので、その分について非常に不安を抱えるということもあるかと思えます。

提案とか受けておりますが、まずは村内の企業消防といったところにご協力をいただくということで、1社には既に職員消防隊を設立していただいておりますし、また他の事業所についても声がけをしていきたいというふうに考えております。

それから、各行政区でOBの方、消防団を経験された方、そういった方々が地区の中にはいらっしゃるということで、そういった方々に声をかけて地域の消防のほうを応援するような体制、そういったことが取れるのではないかなというふうな行政区のご提案もい

ただいておりますので、その点も含めながらそういった組織のサポートを受けられるような取組を進めてまいりたいと考えております。

委員（佐藤眞弘君） 消防団員は避難先から多くの方が駆けつけて、災害等対応に従事するというようなことがありました。団員の報酬、これを引き上げる考えがあるのかどうか。

あるいは、避難先からの交通費等を支給する考えがあるかどうかお尋ねします。

総務課長（村山宏行君） 団員の報酬でありますけれども、各行動ごとに報酬ということで出されております。また単価につきましては、近隣の施設の状況を見ながらということで、近隣よりも少ない額にはならないようにということでの調整をさせていただいております。

委員（佐藤眞弘君） それでは、次に15ページ、村づくり推進関係ですけれども、15ページの2款1項6目の18節、ふくしま田園中枢都市圏事業負担金ということで、航空写真の撮影料が1,800万円ということで載っていますけれども、これらの活用の方法についてお尋ねします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふくしま田園中枢都市圏事業の負担金中の合同航空写真撮影事業の活用であります。今、村のJ I Sの中で航空写真を使って農地の管理とかそういった部分、農地集積とかそういった部分で使っている。メインとしてそういったもので活用させていただいております。航空写真はデータがかなり古いというようなこともありますので、今回合同の撮影ということで取り組むということで、基本的には今進めている農地の集積、そういった部分がメインとなるのかなと思います。

そのほかにもいろいろと地形、あと場所の確認とかといった部分では多岐にわたって使っておりますが、メインとしては今のところそういった使い方で考えているところです。

委員（佐藤眞弘君） 次に、20ページの住民課の関係ですけれども、電算推進費の2款1項8目の13節、ビジネスチャットツール使用料が上がっていますが、庁内LANで使用するということですが、どういった使用をするのかお伺いしたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ビジネスチャット使用であります。若干説明させていただきましたが、これは庁内の職員間のチャットツールということで、簡単に言うと一般的に使われているLINEのような使い方を庁内で共有して、LINEですと大変外に情報が出てしまうということもあるので、職員間のみでLINEのような使い方をすることによって、日頃の業務上決裁等の早期指示ができたりとか、そこに添付で文書のようなものとかPV、そういったものも添付しながらお互い共有して活用できる。また、休日でもそれぞれの携帯などを使ってやり取りができますし、そのデータをシステム上に庁内で残すことができるということで、多岐にわたってそういう活用をしてまいりたいというものであります。

委員（佐藤眞弘君） そうしますと、文書の決裁関係もこれでできるということでよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 実際の文書の決裁等については、しっかり書類を回すようなことになりましたが、早急に判断を仰ぐ必要があるという場合にチャット・メールのやり取りで判断を伺うということが可能になるというようなことで、文書をきちんと残さ

なければならないものについては、そのまま今のような決裁規定の中での運用になっていくと考えております。

委員（佐藤眞弘君） 次のガバメントクラウドの関係ですけれども、これはこれから自治体の基幹システムが移行するということですので、これのセキュリティー対策は大丈夫なのかどうか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ガバメントクラウドのセキュリティーについてであります。これは国が率先して進めている事業で、セキュリティーについては常に万全な体制で進めていただけるものというふうに思っているところであります。

委員（佐藤眞弘君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

22ページ6款1項8目のもりの駅まごころの管理事業関係ですけれども、現在水曜日にお弁当などを作って販売しているようですけれども、令和7年度の予算770万円を使って今後どのようにこのまごころを活用していくのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） もりの駅まごころの今後の活用方法であります。今は、村内の製品の開発とかそういった部分でしっかり使っていただいておりますし、またお弁当などそういったものを作って製造して販売というようなことでも、一部活用されているというところであります。

今後いろいろな使い道はあるかと思いますが、あそこは県道12号線のメインの通路上にもありますので、交流人口をかなり見込めるものというふうに思っております。そういった意味では、ただ単にそういった製造の試験的な部分というよりも交流の拠点のようなもので活用できればと考えておりますが、まず、もりの駅まごころの運営協議会のほうに活用方法についてしっかりと検討していただきながら、有効に活用いただきたいということで管理委託をしているところであります。

今後の使い方というようなご質問でありますので、村としましては交流人口の増加に向けたような取組を何らか有効に考えていきたいと思っております。

委員（佐藤眞弘君） ぜひもっと予算を確保して、村のふるさと納税とかそういったものの返礼品の商品開発など、そういったことも考えながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、ちょっと飛びますが48ページ、健康福祉課関係で、3款2項1目こども家庭センター運営事業というのが今回入ってきましたけれども、これの運営の目的をお願いしたいと思います。

健康福祉課長（石井秀徳君） このこども家庭センターにつきましては、児童福祉法に基づいて市町村に努力義務として設置するというふうなことがされている部分であります。

目的としましては、妊産婦それから児童等の包括的な支援を行うというふうなことで、妊娠初期から出産、それから育児の過程も含めて総合的に支援する体制をつくるということが目的として各自自治体に求められていますので、村としましては健康福祉課内にそういう体制をつくるというふうなことで、令和7年度から実施するというところで今進めているところであります。

委員（佐藤眞弘君） それでは、最後の質問に移りたいと思います。

54ページ、畜産関係で6款1項4目の畜産業に要する経費ということで一番下なんですけれども、放射性物質に汚染されたものを処理するというふうにあるんですけれども、100万円の予算なんです、放射性物質がついたものの除去を図るというふうになっていきますけれども、松塚地区1区画なんですけれども、この処分方法をお尋ねします。

産業振興課長（三瓶 真君） 処分についてということのご質問であります。この事業は、松塚地区におきまして震災当時から保存してありました飼料があります。これが放射線によって汚染されているということでもありますので、こちらを県の補助事業を使って処分するという事業になります。こちらのほうは、特に指定廃棄物となる8,000ベクレルを超えるものではございませんので、一般廃棄物というような形で廃棄物関連のところと協議をして処分するということを想定しております。

以上です。

委員長（佐藤健太君） ほかにございますか。

委員（花井 茂君） それでは、令和7年度予算説明資料ナンバー8で何点か質問させていただきます。

初めに10ページ、9款1項5目12節委託料なんですけれども、飯舘村防災システム整備業務で1,280万円ほど計上されているんですけれども、この内容はハード的な設備なのかソフト的なものなのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 飯舘村防災システム整備業務ということでございますが、中身的には機器の設置ですのでハード的なものになるかなというふうに思います。基本的に同報系、村のほうから緊急時に村内各所に緊急的に通報するそういったシステムを考えておりまして、現在のところ行政区長、それから集落の何か所かの中心部、そういったところへ周知用のスピーカーといったものの設置を考えているところでございます。

委員（花井 茂君） 防災システムについては、大変最近災害が多いので必要なかなと思います。

前回一般質問でもさせていただいたんですけれども、防災無線の設備なども今後検討していただければと思います。阿武隈山系は山系地帯なので、なかなか整備が難しいという答弁をいただいたんですけれども、実際阿武隈山系の自治体でも設備を整えている自治体もありますので、ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

続きまして12ページ、2款1項5目12節の委託料なんですけれども、旧東北電力サービスセンター3件分で浄化槽保守点検で24万5,000円ほど計上されているんですけれども、これについては受益者負担ではなくて村管理施設ということで、村の出費となっているのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） こちらについては、村の負担ということになってございます。

委員（花井 茂君） これは村の管理施設ということで、受益者負担ではないということなんだろうと思うんですけれども、ちなみに3件分というのはどのような施設になっているのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 3件分ということですので、中身は旧東京電力サービスセンター、それから旧大火の医師住宅、それから臼石小学校の校舎の浄化槽ということでございま

す。いずれも利用されている方々に応分の負担はいただいているということでございます。

委員（花井 茂君） 了解いたしました。

また、同じく12節で設備環境業務なんですけれども、村有施設の除草作業等で100万円ほど計上されているんですけれども、これはこういった村有施設を想定されているのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 村有施設の除草作業ということでありますので、例えばになりますけれども草野小学校の周りであるとか、それからグラウンドの周辺、それから村で管理している調整池の周囲、そういったところでの草刈り業務というふうになってございます。

委員（花井 茂君） 公共施設はいろいろなところがあると思うんですけれども、使用されていないようなところも環境整備のほうをしっかりと予算計上して、行っていただきたいと思います。

続きまして17ページ、2款1項6目委託料として交流・移住・定住促進業務の中で9,400万円ほど計上されているんですけれども、この移住・定住促進支援業務の中で地域おこし協力隊支援というのがあるんですけれども、これはどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 交流・移住・定住促進支援業務中の地域おこし協力隊活動の支援であります。協力隊は、日頃からしっかりと自分の起業のためというような活動もしておりますし、また企業型の地域おこし協力隊もおりまして、企業の中でしっかりと業務を行っていただいている方もおります。そういった方々の日頃の勤務の状況の聞き取り等を行いながら、日頃の疑問点・問題点の解決、あるいは今後事業展開する中でアイデア等のフォローといいますか相談業務、そういった全般的な相談業務などを行っていただいております。

また、新規の地域おこし協力隊の募集等がありましたら、その方についても事前に村の中の部分をお伝えしたりとかということで、村内で働きやすい環境づくりといいますか、そういった部分についてフォロー・支援を行っていただいている内容でございます。

委員（花井 茂君） 地域おこし協力隊も、フリーミッション系だとある程度目標を持って、やりたいことがあって応募されてきているんだと思いますので、ぜひ収益化されて持続可能な仕事を通して、村に残っていただけるような施策にしていきたいと思います。

あと、同じく移住相談窓口業務もあるんですけれども、これはいろいろ前から一般質問等でもあったと思うんですけれども、窓口をもうちょっと人の集まるような、例えば道の駅等に窓口を設けるとかそういった方針とかはあるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住相談窓口の在り方でございますが、人が集まるような場所での相談がどうなのかというふうな再質問でございます。今年度につきましては、基本的に今まで、まていな家のほうを固定ということで相談受付をしておりましたが、今年度道の駅までい館の入り口の辺のブース、その辺を使っの相談業務を開始したいというふうなことで、道の駅のほうと調整をしているところでございます。

毎日というようなことにはいきませんが休みじゃない日、またイベント等でそのブースを使わないような部分、その時間帯等を見て調整しながらそこでの相談受付をし、また個別内容ということになりますとそれはあまり人がいる状況の相談になりませんので、まδειな家に来ていただいてしっかりとした相談業務、そういったものも展開していきたいというふうに考えているところです。

委員（花井 茂君） 移住・定住の相談というのは、かなりの数が電話等での問合せになってくと思うんですけども、一応人が集まるようなところでこういうものをやっているんだなというアピールも必要かなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、20ページの2款1項8目の12節の財務会計システム改修業務なんですけれども、先日課長のほうから説明を受けたんですけども、更新が無効になってしまうので、取りあえず暫定的に対応できるようにするという説明だったと思うんですけども、暫定的に使えるようにしていつまで使えるようになるのか、途中でまた駄目になってしまうのかお伺ひいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まずは、今のシステムですと財務会計が動かなくなってしまうというような部分があるので、この対応を行っていくということであります。暫定的にといいますか、今いる職員も財務会計のほうのシステムが変わってしまうとなかなか扱いづらいという部分もありますので、新たなシステムに移行するのはどういったものかという部分をしっかりと検討を重ねた上で、導入する必要があるのかなと思っておりますので、その段階まではこのシステムを使っていきたいというふうなことでございます。

委員（花井 茂君） 了解いたしました。

13節、先ほど眞弘委員のほうからも質問あったんですけども、違った角度でお聞きたいと思ひます。このビジネスチャットツールなんですけれども、これはスマートフォンにアプリケーションを入れて使用するということによろしいんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そのとおりでございます。

委員（花井 茂君） 例えばビジネスチャットツールは、今企業関係でかなり利用されているところが多いと聞いていますので、その中で聞くとところによるとほぼスマホは個人ではなくて、会社のスマホでやるということなんですけれども、これは個人のスマホに入れて使用するという理解でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今年度、ビジネスチャットツールをお試しで今活用しているところであります。今のところ個人の携帯にこのシステムを入れていただいて、そこで活用ということではありますが、状況いかんによっては今後そういった部分については検討してまいりたいと思ひます。

委員（花井 茂君） 使用には十分注意して、使用していただきたいなと思ひます。

続きまして21ページ、2款1項11目の12節委託料で光ケーブル保守業務1,200万円ほど計上されているんですけども、この光ケーブルの保守業務というのは自分の認識だと毎年行われていると認識しているんですけども、1,200万円をかけて毎年やるのはどの

ような保守業務を行っているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村内全域に張り巡らされている光ファイバーケーブルの保守というようなことになります。通常は目視点検を行いまして、例えば枝がかぶっている、あとは少し危険な箇所があるという場合には報告をいただくということで、日常的な目視点検が主な点検・保守の内容になっております。

委員（花井 茂君） ありがとうございます。

I R U契約となっているんですけれども、I R U契約というのは光ケーブル自体は村の所有であって、N T T東日本か何かがそれを利用するという状況の契約というふうに認識しているんですけれども、どうでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 所有は村の光ファイバーケーブルということで、それをN T Tに貸しているというふうな状況、それを活用してもらっているような状況であります。所有は村でありますので保守については村がしっかりと行っていくということでもあります。

委員（花井 茂君） 村の所有物を通信事業者が利用して利益を上げながら、保守点検業務は村がやらなくちゃいけないというのは腑に落ちないんですけれども、光ケーブルが村内に張り巡らされているというのは、今後いろいろな意味で強みになってくるのかなと思いますので、しっかりと保守業務のほうをお願いしたいと思います。

総務課長（村山宏行君） I R U契約の件でございますが、光ファイバーの貸付収入ということで別に入ってきています。ただ収入と支出とすると、かかっているのが多い状況ではございますが、問題の部分については今後N T Tとの交渉かなというふうに思っています。

今申し上げましたのは、予算書の資料ナンバー4の43ページになります。43ページの上から2行目のところ、業務物品貸付収入916万3,000円ということで光ファイバーの貸付けでございます。

委員（花井 茂君） 了解いたしました。ありがとうございます。

続きまして47ページ、3款1項2目の13節使用料及び賃借料に114万2,000円ほど計上されているんですけれども、緊急通信体制整備事業として独り暮らし高齢者や老夫婦世帯に緊急通報装置を設置するということなんですけれども、その中で設置台数が30台、人感センサーが5台となっているんですけれども、これは現在この数が設置されているという理解でよろしいでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今対応しています緊急通報装置でありますけれども、これは最大で見ているところです。現在は20基だったかなというふうに理解しておりますが、人感センサーはまだゼロです。

委員（花井 茂君） 現在は、高齢化世帯が帰村している割合が多いと言われているので、ぜひこういったものの周知徹底をしながら、設置していただきたいなと思います。

あともう一つ、委託先から電話伺い、相談も実施となっているんですけれども、この意味合いはどのようなものなのか。例えば委託先から電話伺いというのはどのようなものなのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 全然応答がない場合に、定期的に委託先から対応しています方のほうに連絡をして、出たり出なかったり不在だったり、出ないときには数回連絡するというふうなことでなっております。どうしても出ない場合については村のほうに連絡があって、村のほうで自宅のほうにお伺いし確認をするというふうなこともありますし、直接業者のほうから連絡というふうなことです。

委員（花井 茂君） その委託業者というのは、通常だと警備会社とかそういうものをイメージするんですけども、どのような委託業者なのか。警備会社ということではないということなのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 業者名は申し上げられませんが、ご専門のそういった業者であって、県内でも多くの自治体がそこを利用しているような状況です。

委員（花井 茂君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問になります。85ページの10款6項1目14節工事請負費で550万円ほど計上されているんですけども、この屋内コート火災感知器更新工事というのは、場所としてはスポーツ公園の屋内テニスコートという理解でよろしいでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 屋内コート火災報知機更新工事のご質問であります。工事の場所というのは、屋内コートの、その屋上部に設置してある感知器の更新の中身であります。

委員（花井 茂君） テニスコートはかなり大きな建物だと思うんですけども、感知器の中にも熱を感知するもの、煙を感知するもの、炎を感知するものがあるかと思うんですけども、ああいう大きな建物ですので現在どのようなものを想定されているのかお伺いいたします。

生涯学習課長（山田敬行君） こちらにつきましては、佐藤八郎委員のほうから追加資料要求がありましたが、こちらをご覧くださいと分かりやすいと思いますが、追加資料の63ページの6番目、この中の工事内容というところの火災感知器更新の中に、今現在は光電式ということで火災の光に反応する部分22個であります、今度10個を赤外線式にするという中身であります。この感知器に誤作動が起きているという中で、業者と相談して赤外線式、数を減らしながら火災が出たときの対応が十分できるという中で、消防とも相談しながらこういった形で更新していきたいと考えています。

委員（花井 茂君） 感知器を設置するんですけども、この感知器がもし作動した場合にはどのような対応になるのか。これは警備会社と連携をされた契約になっているのか、お伺いいたします。

生涯学習課長（山田敬行君） 火災感知器が作動しますと、基本的に生涯学習課のスポーツ施設のほうに連絡が来る。もしくは、土日・夜でも職員のほうに連絡が来るという流れになっております。

委員（花井 茂君） なるほど。ということは警備会社に一報が行って、そこから消防に一報が行ってという形じゃなく、あくまでも職員のほうに連絡が来て対応するという理解でよろしいですか。

生涯学習課長（山田敬行君） 基本的にはそういう形になります。



委員（花井 茂君） なかなか夜間だと大変だと思いますけれども、防災のほうよろしく願  
いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほかございますか。

委員（横山秀人君） では、当初予算について質問いたします。

まず初めに、令和7年度の予算の作成に当たりまして予算編成方針、どのようなところ  
に力を入れて今回予算を組んだか。説明が分かりやすいように、資料7に当初予算の概  
要と細かな事業がございますので、特にこの事業について令和7年度は力を入れていき  
たいということについて質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 予算編成の方針ということでありまして、基本的に今議会の  
冒頭村長がご説明したとおりということでありまして。基本的には、村の第6次総合振興  
計画の最終年、それから復興・創生第2期の最終年ということになりますので、そうい  
ったところの仕上げという形になるということでございます。その中であっても、当然  
令和8年以降につないでいく、あるいはやり方を考えなければ、変えなければいけない  
といった事業もあるということで、そういった部分に観点を置きながら予算の組立てを  
行ったというところでございます。

額については資料ナンバー7というところで、一般会計の全体では111億5,500万円、依  
然として100億円超えでございますので、復興・創生予算については6割以上というこ  
とで、かなりの部分を費やしているというところでございます。

こういった中で当然見直しをしなければいけない、あるいは減額をしていかなければな  
らない部分もあるわけではありますけれども、基本的には前年の部分のところでの見直  
し、そういったところで極端に減らしたものはございません。

ただ重点項目に挙げていなかった、例えば先ほど佐藤眞弘委員からありました防災のシ  
ステムといったところについては載っておりませんが、そういった基本的なところで押  
さえておかなければならない事業については計上させていただいておりますので、ご覧  
いただければと思います。

委員（横山秀人君） 以前、一般質問で行政評価・事業評価についての質問をした際に、飯館  
村では改めてそのような評価制度はないという回答がございました。予算を立てるに当  
たって事業の評価等をどのように行って、そしてそれを令和7年度にどのように生かし  
ているのか教えていただけますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 評価をしていないということではありません。当然、第6次計画の  
中では中間年のところで見直しを行って、それぞれの事業評価を行って、それを第7次  
の総合振興計画につなげるということで、そういった事業の見直し・評価を行っており  
ます。

ただご存じのように、復興予算が6割近くということがありますので、そういった部分  
でそれぞれ省庁の役人あるいは県のほうと協議をして、そういった積み上げの上でこう  
いった事業が組まれておりますので、当然その中で村の担当でもそれぞれの見直し評価  
を行いながら、ローリングでマッチングを進めていくというところでございます。

委員（横山秀人君） 評価は、もちろん予算を立てるときに今年の職員間、庁内で自己評価的に評価を行っていると思いますが、第三者的・客観的に、この事業についてはここにももう少し力を入れるべきだったんじゃないかとか、ここはよかったからもっと伸ばそうとか、第三者的な視点が入っているのかどうか確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 主に行っておりますのは庁内の係間の聞き取り、そういったところで全庁的な見直しといった部分でございます。対外的な、いわゆる村民目線というところのご指摘でございますが、村に居住されている方が少ないというところもありますので、そういったところに配慮しながらなかなか突っ込めなかったところについては、若干不足しているかなというふうに感じているところでございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。一般質問をした際に、様々な自治体を調べてみますと、大きなプロジェクト等に関しては担当課だけでは視点がどうしても偏ってしまうとかという報告がございました。ですので、大きな事業に関して、村民や参加者からの様々な意見を踏まえて、事業に当たっていただきたいと思います。

では続きまして、頂いた資料について先に確認したい点がありましたので説明を求めますが、令和7年度も移住・定住に関しましては総額1億円以上の貴重な財源が予算化され、そして最大限の効果を狙って事業を行うわけですが、頂いた資料に移住・定住のターゲット層というところがございます。どこのターゲットを目指してより力を入れて行っていくのかというのが、頂いた資料の19ページにございます。

細かな質問に入る前に、飯舘村として交流・移住・定住についてどのような方針の下で事業を展開しているのか、質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 交流・移住・定住について、どのような方針でということであります。今おっしゃった追加資料の19ページに、前年度それからその前の年も、同じようなターゲット層というようなことで事業展開をしてきたところであります。一番は、ここにあるようにこれからの村を支えていく担い手、そういった部分をしっかりと育成していかなければならない、求めていかなければならないというふうな部分であります。そういった意味で子供を持つ世帯、それから就農・起業者、あとは行政区活動への参加、おおむね40歳以下が望ましいというようなことで設定しているところです。

そこだけを狙った部分ですと、村のほうに移住は進まないという部分もあるんじゃないかということではなかなか厳しいところではあります。実際に自治体も結構働く世代を卒業といいますか、一定程度は終わった方についても移住希望者がかなり今のところは進んできている。そういった方々の下支えもあって、今の村が成り立っているのかなという部分もあります。

40歳というような年齢に限ることではなくて、村をしっかりと支えていただける50代・60代、もう少し70代の方でもしっかりと担い手として成り立つような方もいるんじゃないかという部分もありますので、基本的にはここにあるターゲット層を狙って行って、長期的に村を支えていただきたいという部分はありますが、短期的・中期的にはそういった方々も含めて、村のほうに移住をしていただくように努力してまいらなければならないというふうに思っているところであります。

委員（横山秀人君） この表の見方ですけれども、左側のほうが優先度がAということで高い、右側にいくとターゲット層がDで低いということで、左側のほうに力を入れていくんだらうなと思うんですけれども、今回答の中でもありましたが、実際移住・定住層というのは、A、B、C、D、それ以外というところのどの区分に今移住者が多いのか、大体の概要で結構ですのでご回答いただけますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） A、B、C、D、どこの方々が移住者として多いのかというような再質問でございますが、基本的に結構お子さんを持つ若い方も移住・定住されている方がおりますし、高齢者の方でもいるということで、結構今の移住の状態を見ますとそれぞれの世代なりそれぞれの体系に応じて、均等ではないんですがそれぞれ広くそういった方々が移住・定住していただいているという状況は見受けられるところです。

どこに絞ってというようなことで、村としてはこういった方が今後望ましいということではあります、移住を希望される方については制限するものでは決してございませんので、いろいろな状況に応じてその方に合ったような村での過ごし方の提案とか、そういった部分もしながら移住・定住を促進してまいりたいなというふうに思っているところです。

委員（横山秀人君） 交流・移住・定住の考え方のもう1点なんですけれども、最近お子さんがいて移住した方が知っている限りだと2世帯、村外のほうに出られました。受け入れるのが今まで交流・移住・定住のメインの業務だったと思うんですけれども、移住した方が飯舘村で安心して暮らせるようにという形、このような事業・内容も様々な支援事業に入っているという認識でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村に移住された方、移住されてしまえばそれでおしまいだという考えではございません。村の中で生活する中で困ったようなこと、そういった部分についての相談もこの事業の中でしっかりと移住された方の声を聞きながら、どのようなフォローができるのかということも進めておりますし、また移住者の方と村民との交流事業、そういった交流事業等も今年度はもう少し進めていくべきだということで、交流事業についても力を入れていくというふうなことで、取り組んでまいりたいと考えているところです。

しっかりと、永年的にというようなことにはならないかと思いますが、移住の定義は、一応5年程度は村に住んでもらうというようなことを移住と今のところ呼んでいるところでありますけれども、5年と言わず10年、20年しっかりと飯舘に足をつけて、根差して生活していけるようなフォロー・支援をしてまいりたいというふうに考えているところです。

委員（横山秀人君） 昨年、移住者の方から要望を受けて質問した内容があるんですけれども、なかなか難しいという回答がございました。その旨移住者の方にも回答したんですが、移住者の方は今まで住んでいた方とはまた別視点のいろいろな相談とか悩みとかがあると思うんですが、そのようなことについては例えば特定の窓口というか、あとは逆にこちらから積極的に聞き取りに行っているとか、そういう形の取組はありますでしょうか。また、今後検討の余地はありますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村に来ていただいた方の生活の中では、いろいろな悩みとか問題点とかそういったものが出てくるんだろうと思います。窓口としては、移住サポートセンターが窓口としてまずはお聞きするということでありますが、そこからそれぞれの方に合った悩み事、そういった部分については多岐にわたってそれをおつなぎし、そこで相談に乗っていただくということで、まずは窓口としては移住・定住サポートセンター、そこからつなぐという形でしっかりと他課につなぎながら、支援をしてまいりたいと思っております。

委員（横山秀人君） また総論的な質問になるんですが、村は様々な協定を結ばれていると思います。今回も資料提出いただきました。先日の全員協議会でも、課題に合った協定の内容がいろいろな条件で有効になるのか、有効でなくなるのかというのがありましたが、一度結んだ協定に関しては毎年見直しなり、現地確認なり状況確認等を行っているのかどうか確認いたします。

委員長（佐藤健太君） 横山委員、資料何ページのことになりますか。

委員（横山秀人君） 頂いた資料につきまして、6ページ、7ページから始まるようになります。

頂いた資料では、実際協定書は9ページにございますが、この9ページは5社あるうち1社だけの協定書なんですけれども、ほかにもあるのかなというところと、協定を結んだ後にきちんと協定内容の確認等を毎年行っているのか、状況は変わっていないかということを行っているのかどうかという点であります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいまのご質問は、再エネ関係のソーラーSPV合同会社との包括連携協定の内容というふうにお聞きしたところではありますが、これについてはこの協定に基づいて、追加資料の6ページの一番下にありますソーラーSPV合同会社の寄附金の関係の部分であります。協定に基づいて、毎年12月31日までに寄附を頂くというようなことでの協定でありますので、毎年これに基づいて寄附を頂いている、その実績が既に協定の内容の確認になっているのかなというふうに思っているところであります。

委員（横山秀人君） すみません、個別に入ってしまったんですけれども、私の質問は先日のところ、具体的に言いますと旧臼石小学校の件の協定でいろいろ検討をしているわけですが、この協定が間もなく終わるという中で5年間あるわけです。ただ、毎年毎年協定を確認しながら内容について確認していけば、ぎりぎりになっていろいろな判断をしなくちゃいけないという状況に今なっています。というものは、ほかにももしかしたらそういうのがあるのかなという不安を持ちました。

ですので、総論的にはいろいろな事業なり寄附なり、あとは浄化槽のお金を出したり、いろいろな形はある程度協定に基づいて行っているわけですが、その協定に関してはきちんと毎年結果を業者さんと打合せをしているのかどうか。その点についての確認です。

総務課長（村山宏行君） 委員おただしの部分につきましては、協定ではなくて覚書ということですね。当然契約に基づいた覚書でありますので、そもそも契約書それ自体が年度に

よって有効であるのか、そういったところの確認は必要というふうに認識をするところでございます。

ただ、一般的な協定といいますと様々な部分がありますので、例えば大学との協力協定、それから民間事業者あるいは銀行等との協力協定、そういったところもあります。そういった部分については、例えば事業あるいは村の復興に関して支援しますよ、そういった部分での協定という形になっておりますので、特段その内容について毎年毎年それを確認しなければならないということはないのかなというふうに認識をしております。

ただ、当然契約に基づくものといったこともありますので、その部分についてはしっかり確認していくということになるかと思います。

委員（横山秀人君） 今の質問は不適でして、申し訳なかったです。協定と契約書のところを混せて質問してしまったので、申し訳ございませんでした。

では、ここで一度総括の質問を終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほかございますか。

委員（佐藤一郎君） 私からは、まず7ページの9款1項1目常備消防に要する経費ということで、広域市町村圏組合負担金ということになっております。説明の中ではプラス2,600万円ほど昨年より多いということになっております。この中で、私は広域消防の議員として議会のほうに出席しております。

今回、消防指令室のシステム改修に伴う増額予算となっておりますが、まずもって昨年度大船渡市を、たまたま今回の大きな火災の災害に遭われたところの指令本部を研修してまいりました。今回大船渡市の火災に対してはお見舞いを申し上げるところであります。そのときにいろいろ資料を出されたところで、相馬地方広域圏組合の消防本部の指令室については割と大船渡市の広域消防よりも安くシステムが上がったということのようにつながります。

そこで、原町にある消防本部、並びに飯館分署の消防本部もシステムの改修を行うと伺ったところですが、私の勘違いかもしれませんが、飯館分署のほうも改修を少しは行うんですね。伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 消防システムというところで、昨年度大幅に入替えを行ったということで把握しております。機器更新ですので、飯館分署についても連携を図るものということで認識しておりますが、詳細について確認をしておりましたので、その辺については後ほどお答えいたします。

委員（佐藤一郎君） まず、議員の皆さんの中でも休憩中、いろいろこのことに関してのお話もありましたので、質問させていただきました。

続きまして、16ページになります。6款1項8目のふるさと納税推進事業であります。この事業につきましては、所管事務調査なども総務委員会のほうで行ったわけですが、次に質問するきこりの件もあります。そういう事業の中で、昨年よりは少しは増額してもよいのではないかなというふうに思っております。いろいろ復興事業の事務やらで忙しいとは思いますが、もう少し前向きに事業の推進に当たってはどうかと思うんですけれども、これについて質問します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税の推進事業に、もう少し力を入れるべきだというふうな再度の質問でございます。村としましては、今ほどあったきこりの話等も含め体験型のふるさと納税の返礼品とか、きこりの宿泊券のようなものとか、そういった部分でもう少しふるさと納税の寄附がもっと募られるように努力してまいりたいというふうな考えでいるところであります。

ただ、予算上ここ10年ほどを見ますと、年々厳しい状況もあるということで、まずは当初予算としては固くこのぐらいの寄附があるんじゃないかというようなことで、歳入のほうも厳しく見ているところであります。ただ、今委員からおたがしがあったように、そういったふるさと納税の取組を推進できるように努力してまいりたいというふうに考えているところです。

委員（佐藤一郎君） 分かりました。よろしく願いするところであります。

続きまして、先ほども質問いたしました22ページ、6款1項8目、宿泊体験館きこり管理運営事業、この中に課長の説明ですとレストランの再開と伺っておりましたが、2名ほど雇用して調理師とか、レストランの再開でどのような提供ができるのか、いつからできるのか伺っておきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 宿泊体験きこりでの食事の提供であります。基本的に調理員2名は最低必要だなというふうに思っておりますし、またウェイターといいますかウェイトレス、従業員についても2名あるいは3名必要になってくるのではないかとというふうに思っているところでありますが、今調理員も募集をしているという段階であって、まだ決定しているところではございません。

実際に調理員が見つかって、そこから準備が基本的には衛生器具等の清掃から始まり、保健所への登録・検査ですか、そういったものも含めますと調理員が見つかって正式に雇用になったとして、そこからやはり2か月、3か月程度再開までにかかるのかなというふうに思っているところです。

今のところまだ募集段階というようなことで、きちんと人員体制が整ったということではございませんので、今後も鋭意努力してまいりたいと思っているところであります。

委員（佐藤一郎君） しばらくかかるということですが、このレストランの再開に大変期待するところであります、私としても。このような再開から、先ほど課長が言ったようなふるさと納税の返礼品にもできるし、また観光そして我々村民も宿泊しながら楽しめる、村内で。そういうこともありますので、ぜひ早く再開できるように努力していただきたいと思います。

続きまして、25ページの7款1項2目、はやま湖まつりに関する事業再開・帰還促進支援事業ということで、今年度も予算計上いただきましてありがとうございます。まず、もりの駅まごころ運営委員会とも共催しながら、また鹿島町の上栢窪行政区とも共催しながら、このお祭りを盛大に盛り上げてまいりたいと思います。

若干項目が昨年と記載が変わったわけですがけれども、これは何かあるのでしょうか。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。

(午前11時08分)

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

(午前11時10分)

村づくり推進課長（佐藤正幸君） はやま湖まつりの支出の部分であります。基本的に前年度と予算については同じような感じで支出していくというような予算ではありますが、若干この事業の最終年度ということで予算が少し縮小されております。ですので、はやま湖まつりについても少しそういった部分で努力をしながら、自分たちでも何かの財源を確保できるのであれば、それに向かって努力していただきたいという部分もありますが、何かの事業を縮小するかそういった財源を確保するかでないと、前の年と同じような規模のものはできないのかなというふうに少し心配しているところでありますが、最終年度ということで若干支出を絞っております。

これは、はやま湖まつりに限らず、村で夏まつり、秋まつり、冬まつりと今まで事業展開してまいりましたが、そちらのほうも全体的な事業の縮小ということで、予算も若干縮小しているということでもあります。

また、この項目は若干の予算の増減があるというようなことで見受けられるところがありますが、先日若干説明をさせていただきましたけれども、冬まつりのイルミネーションイベント、商工会青年部が中心となって行っていた部分、それについては補助金というふうな形での支出にしたいということで、委託料ではなくて補助金のほうに財源を振り分けたということで、若干動いているように見える部分であります。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 分かりました。地区の総会にも、このように予算づけしていただいたということを報告しておきます。

続きまして36ページ、4款1項1目相馬看護専門学校共同運営事業ということで、負担金がございます。昨年も予算委員会の中だったと思いますが、相馬看護学校に飯館出身の生徒がいらないということで、いろいろ広報があったときには村としても周知をお願いしたいというような質問をしたかと思います。今回、お話によりますと飯館からも1人ほど受験されるとお聞きしましたが、これは承知でしょうか。

村長（杉岡 誠君） 令和7年度入学の方、4月から入学する方として既に1名の入学が決定しておりますので、令和6年中に入試を受けられて令和7年度から村出身の女性の方が相馬看護専門学校に1名入るということになります。令和8年度実施についてはこれからになりますので、まだ不明ということでもあります。

以上であります。

委員（佐藤一郎君） いろいろご努力いただきまして、ようやく飯館村出身の生徒が看護学校に入るということで、喜ばしいことだと思います。副校長が飯館出身の方なので、ぜひとも今後も生徒のほうに相馬看護専門学校に通学できるよう、ご努力いただければと思います。

続きまして42ページ、2款1項10目生活支援ワゴン運行事業ということで載っており

ます。この事業もさっきの43ページの介護サービス等も、村内の方よく利用されています、高齢者の方は。この事業については、今年度が予算的には終期なのか、また来年度も続くのか伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 令和7年度の予算で計上させていただいている事業ではございますが、現状を見ますと高齢者だったり交通の足の確保がなかなか困難な方、こういった方は全体的にいらっしゃいますので、この部分については国のほうの助成金を利用した事業でございますが、今後も要望しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

委員（佐藤一郎君） まず、当地区でもこの事業を利用して、いろいろと買物やらに行かれる方も数名おります。ということで来年度も何とか予算づけ、来年度じゃなくて令和8年度にもつながるような事業にしていきたいと思います。

続きまして43ページ、3款1項1目の下から2番目、これも別事業ではありますけれども村外介護サービス等送迎事業。私も避難しているときに、介護することになってまして、父親を。やっぱり大変なんですね、施設に乗せていかなくちやならないとか、遠かったの、そういうようなこともありました。

この事業も多くの方、当地区でも病院に行かれる方もこれを使えるようにしていただいているというか、本当に助かっている事業なんですね。高齢者の方は、これなくしては飯館には住めません。また、前の生活ワゴンも同様であります。これについても令和8年度にもつながるような事業になるのかどうか、予算的にもどうなのか伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 記載のとおり村外介護サービス等送迎事業というふうなことで、本来であれば介護事業所が村の中に少ないというふうなことで、通所のデイサービス等あるいは通所リハビリ等、こういったものに利用するために村が委託をして送迎をしていた事業でございますけれども、金額も5,500万円とかなり高額な事業かなというふうに思っております。こちら、国の交付金で実施をしている状況であります。

医療についても、本来は介護のほうがメインなんです、場合によってはというふうなことで医療の部分も送迎しているということでもあります。現在、確かに総勢でかなりの人数が利用しているかなというふうに思っております。

こういった部分、本来であれば震災前ですと家族が送迎したり、あるいは地域交通いわゆる公共バスを使ってだったりというふうなことだったかなというふうに思いますけれども、なかなかそこまで十分な交通網がないというふうなことから、こういった部分については国のほうに交付金の部分も含めて要望しながら、実施できるような体制を維持していく必要があるなというふうに思っているところであります。

財源についても不確定な部分はございますが、積極的にこの部分は要求してまいりたいというふうに考えております。

委員（佐藤一郎君） 高齢者が村に住むに当たっては、また避難者もこれ使えるわけですよね。まだ避難している方は、これ使えるんですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） この事業は、村内に居住されている方を対象としていますの



で、村外の部分については今のところ対応できていないという状況です。

委員（佐藤一郎君） 分かりました。村外の方も使えれば本当はいいわけですがけれども、まず村内に住むに当たって高齢者は不可欠であります。高齢者の方の介護なり病院なり、病院まで延ばしていただくことは、ここで言っている話なのかどうか分かりませんが、助かっております。今後も、令和8年度までつながるような事業にしていきたいと思います。

続きまして52ページ、中山間直接支払交付金事業ということで、昨年の予算書を見ますと10節から18節までになりますけれども、予算的には。まず、この詳細のスマート農業加算なり集落強化加算、地区内で集会、役員会がありまして、この話が少し出ました。若干、個人の配分金額が少なくなるというふうに伺っております。これをいろいろうまく該当させるにはどのようにしたらいいのか、該当しないのか、それをお聞きしたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 中山間事業における加算制度、うまくこちらのほうの制度を活用するにはどうしたらよいかというご質問かというふうに思います。

それぞれ令和7年度からは、中山間事業も第6期対策ということで入ってまいりまして、いろいろと新しい加算制度なども、国において追加されようとしているところでございます。これらのそれぞれの加算制度には、加算制度を利用するための要件というものがございます。例えばスマート農業加算の場合ですと、スマート農業ということですから先端技術などを使いながら、ITなどを使いながら作業の省力化や効率化を図るとか、そうした要件がありますのでそれぞれの要件に合致するような取組をやっていただく必要があるということでもあります。

じゃあ、具体的にどんなふうに取り組んでいったらいいのかというところは、それぞれの加算の内容によりまして要件が異なりますので、それは担当であります産業振興課のほうにご相談をいただければ、丁寧にそこは対応してまいりたいというふうに考えておりますので、まずはご相談をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） お聞きしていただきたいということなんですが、まず各行政区はこれから各地区の総会があるかと思います。その中で少し詳しく説明いただければ、各地区の役員の方なり住民の方が理解できるのではないかと。また、そのほかにもいろいろと周知を願うところでありますが、それについて伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 各行政区の総会でというお話でありますので、現在村のほうで資料はおおむね調整済みということになっておりますが、何か分かりやすい資料など、紙1枚になるかどうか、そのようなものを添付することを検討したいというふうに思います。

なお、詳細な制度の内容につきましては、中山間直接支払制度の代表の方、各集落の代表の方で組織します協議会が村内にあります。それが毎年4月ないし5月ぐらいに1回目の協議会を開催いたしまして、その年の制度内容について詳しく説明する機会を設けておりますので、その中で触れていくほうがさらに詳しい説明ができるかと思

いますので、そういった対応で考えていきたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） これについては、よろしくお願ひしたいと思います。役員会の中では、もう減額だし、これに該当させるのはかなり難しいなというような意見もございました。そういった中で、村が進める農地集積もございます。かなり集積になることによって、また難しくなってくる要件、国がこのような事業を予算化したのかなというふうには思いますけれども村と相反する事業で、これについて要望する場があった際には、このようなことのないような要望もしていただきたいところであります。

産業振興課長（三瓶 真君） 確かに制度内容をいろいろと検討しますと、利用が難しいというふうに感じられる話もあるかと思ひます。

例えば一例を申し上げますと、今集落機能強化加算金というのがございまして、これは地域のコミュニティーの活性化であるとかそういったものに使える事業になっております。従来から13区、上飯樋行政区などで取り組んでいるものでありますが、今年は12区、大久保・外内行政区でこの加算金を活用して秋口終わりぐらいからこの3月まで、地域の防災対策といたしまして防災関係の用品を調達したり、あるいは地域住民が消防組織と協力をして集落の見回り活動などを行って、この交付金を受けているというような事例もありますので、そうした柔軟な取組もある程度は可能な加算金となる部分もありますから、その点をお含みおきいただきつつ、何かこんな事業はどうなんだというものがございましたらば、担当のほうまでご相談いただければと思ひます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。

続きまして、同じくすぐ下の被災農業支援事業ということで下段の水稻育苗施設整備事業、これについては設計業務でありますけれども、いつから稼働できるのかどうか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの水稻育苗施設はいつから稼働できるのかということでございますが、現在交付金も含めて県・国と調整しておりまして、この後測量設計等を行った後施設整備を行ひまして、供用開始となるのは今のところ令和8年度を想定しているところでございます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） J Aからいろいろと聞き取りなどして、よく分かっているかと思ひますけれども、現在は新地町の育苗施設なり小高の育苗施設なり、そこから苗を供給しているわけです。遠いので、いくら風が当たらないように運んでも、持ってきて苗枯れが起きたりいろいろな障害があるようです。ぜひとも村内、J Aが中心となってこの育苗施設を動かしていくのだと思ひますけれども、今後ともこの施設をうまく稼働できるように、またJ Aさんのほうからは育苗が終わった後にまた野菜などをまくような、収穫するような話も聞いておりますが、これについてはどうなのでしょう。

産業振興課長（三瓶 真君） 委員おただしのように、ただいま村内には大規模な、農家全

体をカバーするような育苗施設がございません。そして農家からも、遠方から運ぶことによって費用もかかりますし、さらには田植のタイミングのほうも従前よりは調整しづらくなっているということもございますので、引き続き整備を供用開始に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問のその後の活用についてといいますか、育苗が終わった後の活用についてであります。現在育苗施設につきましては、相談しておりますJAふくしま未来の計算では、まず育苗施設自体での採算が成り立つように計算をしております。ただ、期間が大分次の育苗までは空きますので、施設の有効活用というところも考えていきたいということのお話をもらっているところでございます。

ただ、まだそこで何を作るかとか、誰が作るかということにつきましては詳細が決まっておきませんので、まずはこの水稻育苗施設を整備して、それと並行してその後のことについては検討していくということにしているところであります。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 村内の水稻農家にとっては大変期待する施設でもありますので、ぜひとも令和8年になろうかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして54ページ、6款1項4目、未来へつなぐ支援事業と下に記載があります。

その中で②は優良肥育素牛支援事業、また③の優良雌牛導入支援とありますけれども、これについて使い勝手のいいような要件緩和などは今年度はあるのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 未来へつなぐ支援事業の要件緩和ということでございます。

1つは、優良肥育素牛導入支援事業におきまして導入したいと考えておりますのが、繁殖で一度市場に出した牛で、ただ市場での評価額の結果肥育のほうに回すというような判断を、今市場価格が低くなっているということもあって畜産農家のほうで判断する場合があります。そういう際に、優良肥育素牛の導入支援の保留牛というものに対して支援ができないかということで、今要綱の検討をしているところでございます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 優良肥育素牛、ぜひとも飯舘村でさらに肥育の数を増やして、飯舘産牛から脱却して飯舘牛に変わるブランドをつくるためにも、まず増やすことが大事だと思います。この事業は大変理にかなったというか、肥育牛を増やすのには大変よろしい事業なのではないかなというふうに思っております。

今でも村内で一番繁殖を多頭している個人の経営者も、前からあまり育たないのは保留して肥育にかけている。それが結構な数になっておりまして、ここでは名前は申せませんが、結構肥育事業に携わっている方は数が増えています、肥育の数が。昨年、あと1週間ほど前も出荷しておりますし、私も肥育はしております。それで4月は4頭出荷します、芝浦屠畜場に。

そういうことで今後飯舘牛、そして先ほどあったきこりなんかでも提供できるように、しっかりと目に見えるようにブランド化の展開を進めていただきたいと思います。それについて伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 飯舘牛のブランド化ということは、飯舘牛ブランドの復活で

すね。飯舘産牛のブランド化ということに対しましては、従前から村としてもそれを目指して取り組みたいという考えを持っているところであります。

今後の展望ということでありますけれども、村では、いいたての牛を考える会というものを2年ほど前から組織いたしまして、その中で畜産農家の方々のご意見を聞いたり、あとは官民支援チームのご協力をいただきながら県外での取組なども含めて、いろいろと今の情勢を検証しているということになります。なかなか肥育牛を増やしていくということに対しましては、市場価格の低迷であるとか部材・資材の高騰という中で、厳しい経営を農家の方は強いられているということで、その課題も共有しているところであります。

そういった中で、今福島県では福島牛という形で牛を全農さんが集中的に、中心的にやっているということになりますが、その中で飯舘産牛というような形のまずは差別化といいますかブランド化といいますかができないか。そうした方向をこれから探っていくという形で、畜産のほうを進めていきたいというふうに考えております。一足飛びに飯舘牛という形での復活はなかなか難しい状況ではありますけれども、様々手を尽くしながらそうした飯舘産牛の差別化・ブランド化ということに取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 期待するところであります。また、いろいろと村内の肥育をいっぱいやっている方も、繁殖で子牛が育たなかった、それを肥育にした。それでも、遜色なくA5ランクの牛を出荷しております。小さいとき育たないから、それを取っておいだからそんなの駄目だろうというようなことはないんですよ。みんなA5ランクで出荷しておりますので、何とぞこの事業をもっともっと令和8年度まで拡大していただきたいと思います。

一応、私は取りあえず一旦終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほかございますか。

委員（横山秀人君） いま一度、佐藤委員のほうからあった54ページの優良肥育素牛導入支援90万円について、別視点のほうで質問したいと思います。まず、この90万円はどのような内訳なのか、ご説明をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の優良肥育素牛導入支援の90万円の内訳ということであります。先ほど言いました保留の部分も含めて、2つに分けて積算をしております。

まず、一般的な優良肥育素牛導入支援としましては、1頭当たりの金額を定額6万円というふうに見込んでおりまして、こちらを大体1農家当たり2頭程度掛ける5農家ということで60万円。6万円の2頭程度の5件というような計算で60万円ということです。

先ほど述べました保留に戻す牛については、こちらの単価を半額という形で3万円で積算しております。3万円掛ける1農家当たり2頭の5農家ということで30万円、合わせまして90万円という計算になっております。

以上です。

委員（横山秀人君）　そうしますと、肥育用に市場に出さない、完全にこの牛は早くから肥育牛と決めて残すんだという形は6万円。結果的に、市場に出して手数料を取られてもいいから、希望の値段にならなかったからそれを肥育に回そうという形は3万円という認識でよろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君）　考え方としましては、まず一番最初に肥育牛として導入する際に6万円というのは、これまでも実施してきた部分ですから、そのとおりだというふうに思います。

ただ現状、先ほどのいいたて牛を考える会などで生産者の方のお話を聞きますと、価格がちょっと低かったということでこれを保留して、もう一度肥育のほうで育てたいということに対して、何か村から支援ができないかというようなご意見もいただいております。ただ肥育以外の繁殖にもここにありますように、既に先にそうした村からの補助を使って牛を導入しているということもありますので、まるきり同じというわけにはいかないだろうという考え方があります。

したがって今回は半額というか、優良素牛のほうから比較しますと半額でありますけれども、こういった形で手数料等はかかりますけれども、その分に対してでも支援ができないかということで考えているものであります。

以上です。

委員（横山秀人君）　そうしますと、初めから農家さんがこれは肥育で残すんだといったものは該当にならない、市場に出さないから該当にならないということではよろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君）　今のところ、肥育は最初からあくまで肥育でありますので、そこは今のところ想定しておりません。

委員（横山秀人君）　そうしますと、子牛を自分のところで育てて、それを肥育に回したほうがよりよい肥育牛ができるのかなと。導入ですので、市場で買ってくるわけですね。それに肥育として6万円出すという認識でよろしいですか。

産業振興課長（三瓶 真君）　それでいいと思います。

委員（横山秀人君）　そうしますと、振興公社の牛の担当の方といろいろお話ししたときに、初めから肥育牛として育てたほうがよりよいものができる。それは、先ほど佐藤委員のほうからも、その旨あったと思うんですね。わざわざ肥育牛を他農家から導入交渉するのではなくて、これを肥育ですという自己保有、初めから自己保有を目的に市場に出さない牛のほうにお金を支援したほうが、より農家のほうはきちんと肥育牛を考えて残せるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君）　お答えしておりますように、肥育牛として導入する部分については、これまでどおり導入するところに対して支援を行いたいというふうに考えておりますので、そちらの制度を活用してもらうことで今委員のおっしゃったようなことに対しての支援が可能かというふうに考えているんですが。

以上です。

委員（横山秀人君）　そうしますと、再度、市場を通さないで自分のところに残すという肥

育牛に関して助成金があるのかどうか、該当するのかどうかだけ確認します。

産業振興課長（三瓶 真君） 肥育牛につきましては、導入時に肥育牛を導入するときの支援ということで、未来へつなぐ農業支援事業で支援を行います。その後、繁殖から肥育に回すということを後で判断されたものについては、今回対象とならないというふうに考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） あと、飯舘産牛から飯舘牛へというお話があったんですけども、ブランド化は当時飼料管理とか餌の管理とか、ある程度共通的なものでやっていこうというのがあったわけですけども、今回はその飼料管理・餌管理は各農家に任せるということでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） まさに新しい飯舘牛、飯舘産牛のブランドの定義というものに関わる質問というふうに受け止めます。これも、いいたての牛を考える会で生産者の方々のお話を聞きますと、それぞれに飼育・肥育をする技術といいますかやり方がございまして、果たしてそれを一つの飼養方法に統一するということが、ブランド化の定義として今ふさわしいんだろうかというような議論があります。

むしろ、飯舘村のこの人の牛肉だという形でのブランド化というものも、今後考えたほうがいいのではないかというようなご意見も強くあるところですので、そのあたりのところは現在統一的な飼育方法でのブランド化だけではなくて、そうした個々人の生産者の顔が見えるといいますか、それによったそのブランド化というものも併せて考えなければならないというふうなところに来ているところです。

以上です。

委員（横山秀人君） 今、佐藤委員のほうから継続的に質問したほうがより分かりやすい、もっと深く質問できるかなと思って質問いたしました。

では、質問を変えまして資料ナンバー4の189ページ、追加資料には回答がなかったのかなと思って再度ここを質問しますが、189ページ、会計年度任用職員の給料について質問いたします。ほかの自治体を見ますと、一般質問で会計年度任用職員の待遇について質問が結構出ているのを拝見しました。

飯舘村はどうなんだろうかなと思ったときに、昨年、寒冷地手当、どうして正職員は寒冷地手当があって、同じようにお勤めしている会計年度任用職員には寒冷地手当がないのかという質問をさせていただきました。こちらについて、この前の説明では、どれぐらいの金額がかかるのだろうかということで質問させていただいたんですけども、まずそもそも論として改めて見ますと、扶養手当、住居手当、もしかすると保育士等の災害派遣手当、寒冷地手当、こちらに関しては全く会計年度任用職員はないと。

ただ、人数を見ますと53人と、職員の3分の1が会計年度任用職員であります。これら4つの手当に関しては、例えば県から指導があってそこはつけないでと言われているのか、それとも村で条例設定をすればここに金額を入れる、つまり会計年度任用職員さんのほうに手当をお支払いできるのか、その確認をいたします。

総務課長（村山宏行君） 寒冷地手当につきましては、自治体への職員の手当性というところで、この会計年度任用職員の部分についてはまだ整理されていないというところがあって、現在支給しておりません。

こちらの部分について、近隣の処遇改善の状況といったところを見ながらになるかというふうに考えております。現在のところは、法令に従ってというところで支給しているということでございます。

委員（横山秀人君） 私の質問があれでした。端的に、これは条例設定をすれば手当を出せるのかという質問に変えさせていただきます。

総務課長（村山宏行君） 現在、村の中では条例はないということでありますので、特段これが必要ではないかというところになれば、条例を制定して支給していくという形になるかと思えます。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前 11 時 50 分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

（午後 1 時 10 分）

委員長（佐藤健太君） これより質疑を許します。

産業振興課長（三瓶 真君） 私、午前中横山委員の質問の中で優良肥育素牛導入支援の中で、あたかも市場出荷が必須のような答弁をいたしました。一部誤っておりましたので訂正をさせていただきたいと思えます。

今回の優良肥育素牛導入支援の保留牛に回す場合、今定額3万円を想定しております補助事業であります。これにつきましては特別市場へのお荷が必ず必要というわけではなくて、飼育中に牛を肥育に回すという判断をされた場合でも活用することが可能な制度ということで考えております。なお、その際にはJAグループのほうで定めております和牛改良方針、これにのっとった牛であることを確認させていただきまして、それに合致する場合には補助を認めるというようなことを考えておりますので、訂正させていただきたいと思えます。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 午前中、佐藤一郎委員からご質問がありました広域消防のシステム改修に伴って、飯館の分署に整備したものがあるかということでありましたが、今回のシステム改修につきましては主に通報システム、いわゆる指令側の改修ということで、分署側の機器の入替え等はなかったということでございます。

以上です。

委員長（佐藤健太君） 質問ございますか。

委員（横山秀人君） では、質問に入ります。

収入のほうの質問をいたします。収入ですので、資料ナンバー4の14ページから村税について質問いたします。追加資料として資料ナンバーが、42ページですね。

個人村民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税ということで、こちら村税の説明資料となっておりますが、確認がございします。まず滞納繰越しにつきまして、ここに記載あるのは収入見込みということでありまして。現時点で滞納額が幾らあるのか、それぞれ4税目、回答をお願いします。

住民課長（荒 真一郎君） 令和6年度現在の各村税の滞納繰越額の調定ということで、まずお話をします。この表の資料が1,000円単位ですので1,000円単位でお答えしますと、まず個人村民税、資料では滞納繰越60万8,000円とありますが、調定額が4047、404万7,000円。次、法人村民税、滞納繰越は資料では47とありますが、現在の調定額は29万6,000円、296。続きまして固定資産税、滞納繰越は資料では41万8,000円とありますが、現在の調定額が9654、965万4,000円。最後、軽自動車税です。資料では滞納繰越6万1,000円とありますが、調定額は277、27万7,000円が調定額でございします。

その後、収入額を引いて現在の未収額ということで報告しますと、村民税、個人村民については109万円、1090が未収額。法人村民税は146、14万6,000円が未収額、固定資産税8810、881万円が未収額。軽自動車税244、24万4,000円が未収額ということで、2月末の数字であります。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、令和5年度以前に税金が課税されて、そして滞納の金額が4税合わせますと約1,400万円だということでありまして。予算上ですと実際に収入額は、これを見ますと補正後ですから250万円、300万円弱という形になるかなと思います。そうしますと、約1,000万円以上がまた滞納で残ってしまうということかなと。

あと、未収に関しましても課税の収納日が終わっていると思うんです、ほとんどは。締切りが終わっているけれども、それを過ぎてまだお金が入っていないということは、これもまた令和7年度に滞納で残る確率が高いということになります。

まず、確認します。滞納額については年々増加傾向にあるのか、横ばいなのか、ご質問します。

住民課長（荒 真一郎君） 滞納繰越額につきましては、年々増加傾向にあります。理由としましては近年高額の課税者、村民税、それから固定資産税、国民健康保険税、それぞれ税額の高い方の滞納が増えているという傾向にあります。

以上です。

委員（横山秀人君） 今のほかに国保税も入りますので、また上がるかなと思いますけれども、まず令和6年度はどのような滞納整理の会議とか取組を行ったのか。そして令和7年度は、今回どのような形で実施する予定なのか質問いたします。

住民課長（荒 真一郎君） まず今年度の取組としましては、滞納整理の対策会議を1回開催しまして、今年度の滞納処分についての方針を確認しました。具体的には催告書の送付は3回、それから職員による夜間の電話催告を2回、また財産調査とその後の預金の差押えを3件行っております。

令和7年度につきましても、こういった滞納の対策会議を踏まえ催告書、夜間の電話催告、さらには財産調査、預金差押えということで、法令に沿って滞納処分を進めて



いきたいというふうに考えております。

委員（横山秀人君） 以前滞納が多いときに、管理職とあと税務職員と一緒に臨戸訪問とかという形を行って、少しでも税金の回収ということを行っていたんですが、そのような全庁挙げての取組というのは行われているでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 震災前行っておりました管理職による臨戸徴収については、震災後行っておりません。行う際には、管理職にも徴税吏員の証書を配付しなければならないということと、滞納者が村外に避難をしているということで臨戸訪問はなかなか難しい状況にあるということで、まず職員による文書並びに電話による催告というところで行っているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 提案としましては、今年取組だけでは滞納の増加を抑え切れないということであるのが、今の説明で分かりました。令和7年度は全庁挙げてというか、本格的にやっていかないとこれがずっと滞納になってしまう可能性が高いので、ぜひ取組のほうよろしく願いいたします。

では続きまして、収入で資料請求していたところを質問いたします。こちら資料4でいきますと21ページ、村税等の減収補填ということで3,000万円税金が国から補填されてあるわけですが、これについて詳細の説明をいただきました。こちらは追加資料の5ページであります。3,000万円の内訳があります。金額も大きかったので、確認の意味で資料請求したわけではありますが、地方税減免で700万円、あとは課税免除で2,300万円と大枠はあるんですが、もう少し詳しくどのような税目で減免が入っているのかご説明願います。

住民課長（荒 真一郎君） 地方交付税、震災復興特別交付税の減収補填の内訳でございますが、まず地方税減免に伴う719万7,000円、内訳は主に固定資産税でありまして2つあります。1つは、被災家屋の代替として住宅を新築した際、固定資産税が最初の4年間は2分の1、その後の2年間は3分の1という6年間の軽減があります。この軽減を受けた分についてが、まず1つ減収補填として交付されます。

2つ目でありまして、避難指示が解除されました帰還困難区域、長泥の土地家屋の固定資産減収分についてでありまして、課税開始から3年間は国のほうで2分の1にするというもので、その分はこの中に含まれております。

2つ目の福島復興再生特措法による課税免除による減収見込額ということで2,352万8,000円ではありますが、これは新しく設備を導入あるいは家屋を新築した際の5年間の課税免除の制度が特措法にありまして、これが16件、個人・事業者合わせ16件該当しておりまして、令和7年度の固定資産税分が課税免除ということで、その分が補填されるという見込みになっております。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、この減収補填というのはだんだんとなくなって、それに合わせて今度は村民の負担が増えていくという形になるということですね。分かりました、ありがとうございます。

すみません、今回の条例改正で新たに償却資産の課税免除の条例が上がっていますけれども、これはここに減収補填されるわけでしょうか、お伺いします。

住民課長（荒 真一郎君） 今回の議案に提出しております条例改正、減免の分の補填については地方交付税として補填されるものでありまして、今回資料として出させていたのは震災復興特別交付税でありますので、今回の条例改正で減収を受けた分の補填についてはこの中には含まれておりませんし、予算書もまだ含まれておりません。以上です。

委員（横山秀人君） 続きまして、収入の部で資料ナンバー4の25ページ、資料請求しましたのはスポーツ公園施設の使用料ということで、こちらも条例と絡んでいたのもので質問いたしました。追加資料としましては、こちらは62ページ、スポーツ公園施設状況ということで収入が記載されてありますが、令和5年度の決算と令和6年度の2月末まであります。

3月は天気も悪かったので、あまり増加というのは見込めないかなと思うんですが、これを見ますと大体横ばいというか、少し減少するのかなということでもあります。実際、減収ということで使用者が少ないということですが、これについてどのようなことがあったのでこの状態ということで認識していますでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ公園施設の利用状況についてのご質問であります。

62ページの追加資料を見ますと、令和5年度が使用料218万円、令和6年度につきましても2月末現在で205万円ほどということでありまして、横ばいであります。3年間を見ましても、約200万円ほどの使用料の収入になっております。ただ使用人数につきましては、リーグ戦とかクラブチームの人数の大会等でいろいろ動きはありますが、件数自体の使用料に関わる分につきましては、ある程度ここ3年間は同程度の収入になっております。

ただ、今般3月定例議会に条例として高校生以下の使用料減免を提出しておりますが、ある程度その中でいきますと令和7年度については、同じベースでいきますと若干減少するのかなというふうに分析しております。

以上です。

委員（横山秀人君） 資料ナンバー8の86ページに収入を得るための経費、一番上段になりますが体育施設の維持管理及びスポーツ推進に関する経費というのは除いたとしても、約3,000万円ぐらいの維持経費がかかっているのかなと。そして毎年200万円ずつ、今課長からお話あったとおり今回の条例を適用するともっと減収になる可能性があるということでもあります。

もちろんスポーツ健康施設ですから大事なものでありますけれども、使用料について利用者は結構村外の方が多いのかなと思うんですね、お金を取ってやる方は。村外の方が飯館の施設を利用する際に、使用料についてはもっと考慮すべきかなと。使用料に関しては、近隣市町村等と比べて金額はどのような状況なんでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ施設の使用料についてのご質問であります。人件費を含めたスポーツ施設の維持経費約3,000万円程度という中で、歳入の部分の収入が

200万円ということであります。横山委員のご質問にありましたとおり、かなりスポーツ公園施設の利用については土日を含め、村外が圧倒的に多い状況であります。

今回、3月定例議会に使用料条例の一部改正、高校生以下2分の1減免というものを上げておりますが、近隣市町村の施設の比較ということで議案の説明資料にも示しておりますが、野球場、それから陸上競技場・サッカー場含め近隣の施設と同程度といえますか、施設の中身によっては例えば人工芝と天然芝とか、ロッカーが施設にあるとかないとか、同じ程度の規模の比較は単純にはできませんが、近隣市町村、福島市を含めた相馬市、南相馬市と比較しますと、若干割高というふうな状況になっております。

以上です。

委員（横山秀人君） 毎年3,000万円以上かかるので、使用料の検討というのは、もちろん1回つくったわけですからその後ずっと経過を見て、再度大きく検討すべき時期なのかなと思っております。

収入が限られるのであれば、逆に村のPRをして、例えば来た方にはふるさと納税のチラシを全員に配布するとか、何かしら別の方法で村との関わり合いを求めるとか、前聞いたときには、道の駅も回らずただあちらで帰ってくるという方も結構いらっしゃると思うので、何とかここで関係人口の接点を結べる機会なのかなと思うんですが、これについてどのような見解をお持ちでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ施設は、村外から村のほうに来て飯舘村のスポーツを利用していただいている。その中で、訪れて道の駅等に寄っていく、そこで消費していくという経済的効果については、生涯学習課として詳細について把握しておりませんが、一定程度帰りに寄るとかというのは聞いております。全部が全部道の駅に寄っているというふうには考えておりませんが、一定程度は経済的効果があるのかなと思っております。

その中でふるさと納税と絡めるとか、そういった村外から飯舘村施設を利用するに当たってプラスアルファの部分ということにつきましては、庁内関係課と協議しながら検討していきたいと考えております。

委員（横山秀人君） 以前来た方から、周りに売店がないとかという形のお話もございました。近くには飲食店もございます。ですので、やはりパンフレットとかさっき言ったふるさと納税のチラシとか、それを来た方に代表者に渡して配ってくれとか、そういう形でのPRも必要なのかなと思います。これについては、またご検討いただければと思います。

続きまして、収入のところ41ページ、資料ナンバー4ですね。41ページ、こちらは財産貸付収入、予算上でいきますと1,800万円の財産収入でありましたので、どのような財産があるのかという形で追加資料を請求いたしました。こちら分かりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。その中で1点確認したかったのが、先ほど話した旧臼石小学校についてはどちらのほうに該当するのか、回答をお願いします。

委員長（佐藤健太君） 横山委員、資料のページ数、もし分かれば教えてください。

委員（横山秀人君） 1 ページから 4 ページですね。

総務課長（村山宏行君） この資料には載せてございません。令和 7 年度の予算資料ということでしたので、もし言えるとすれば普通財産の建物というところで、これまでは無償というところでした。

委員（横山秀人君） 無償で貸出ししているもの、あと有償で貸出ししているもの、無償の状況を見ますともちろん公的なところかなということで、無償になっているのは分かります。有償についてであります、有償につきましては例えば維持管理費が村のほうで上がったと。だから、有償に関しては毎年その金額について、再契約なり検討をしているのかどうか確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 基本的に普通財産を有償でということの部分については、1 年ごとの見直しというのは行っておりません。当然契約期間がありますので、契約更新時には料金の見直しをするわけですが、通常この部分については例えば電力であるとかそういった部分があるものですから、いわゆる自動更新というようなことも多いというふうに思っております。

委員（横山秀人君） 説明で、支払う経費に関しては物価高騰だ、人件費の増だということで、金額が上がったということを聞いております。であるならば、逆に私たち村がもらう収入のほうも、いろいろな事案を勘案して使用料を上げていかなきゃいけないと考える時期だと思うんですね、経費が出るのであれば、収入を上げる方法をできるところはやっていかなきゃいけない。先ほどの滞納の整理もそうです。今回のスポーツセンターも、あとこちらの有償での貸出しも、ぜひ令和 7 年度はこれが適正なのか、物価高騰に対して適正なのか、再度検討いただきたいと思います。

次は支出のほうに入りますので、一度ここで切ります。

総務課長（村山宏行君） 電気料、それから水道料などの光熱水費、そちらの上昇分はということではありますが、これらの分については応分の負担ということで契約の部分とは別に、そういったかかる経費については別途お支払いいただくという形にしておりますので、その部分についての見直しというのではないかなと思います。

ただ、そもそもその建物が持っているポテンシャルあるいは価値、そういったものについて見直しは定期的に行うべきだというご意見がありますので、その分については今後検討させていただきます。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ありますか。

委員（渡邊 計君） まず資料ナンバー 4 の 194 ページ、ここに債務負担行為で 6 ページほどつながっているわけではありますが、この中の限度額ということで 2 番の農林漁業、次 3 番いいたて道の駅、それから 4 番村民の森、これは限度額と書いてあるわけですが、あと 198 ページの 15 番のメモリアルホールいいたてにも指定管理者との協定による締結ということが書いてあるわけですが、当年度もまた同じところが限度額も同じと書いてあるわけですが、この限度額の算出される内容というのはどういうことでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 指定管理でございますので、基本的にはその施設の貸付けあるいは

は契約を行う際に、村が行う公的な部分を担っていただくということがありますので、どなたがその施設を運営してもかかる経費については、積み上げ方式でそれぞれ算定をしているというところでございます。

一応限度額というふうにありますのは、例えば各施設で経営努力ができる施設とできない施設は当然ありますけれども、そういった経営努力で経費が抑えられる施設であれば年度ごとに見直しをして、年度契約という形で金額のほうの詳細を決めていくこともできるわけで、その考えもあって限度額というふうになっていると認識しております。

委員（渡邊 計君） この2番、3番、4番、それから199ページにいて15番の当該年度以降の支出予算額の限度額、これについて限度額は幾らなのか大体の予定をお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 農林漁業体験実習館指定管理料及び地域資源活用総合交流施設指定管理料、2つ目にいいたて村の道の駅までい館の指定管理料、それから3つ目に村民の森指定管理料及び民家園ふるさと指定管理料の限度額の部分であります。令和7年度の予算は幾らかということではありますが、予算説明書のほうで取っている予算額を見込んでいますところでもあります。ページでいいますと、まず1番目の農林漁業体験館関係ですが、これは宿泊体験館きこりということで、予算説明資料の22ページ、地域活性化施設管理運営費の一番上の9,856万7,000円という額での見込みであります。

それから、道の駅までい館につきましては、予算説明資料の27ページの上から2番目の12節委託料、道の駅までい館の指定管理料3,137万2,000円、それから村民の森あいの沢関係であります、資料の23ページの上から3つ目、12節委託料の村民の森あいの沢管理運営業務ということで、1,391万2,000円という予算の内容になっております。

住民課長（荒 真一郎君） メモリアルホールいいたての指定管理料につきましては、予算説明資料の31ページになります。31ページの一番下、葬儀所維持管理事業、12節委託料、葬儀所管理業務として854万6,000円、これを予算計上しております。

今後、指定管理業者との年度協定を取り交わす際に、指定管理料というのを決めることになっております。これが令和7年度の限度額になるというふうに思っております。当該年度以降についても同じ考えで、毎年の年度協定の委託料がその金額になるものと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） この限度額でありますけれども、金額が分かっているのに我々が見たときに限度額に同じ、限度額に同じと。数字が分かっているなら、数字を入れるべきではないかと私は思うんですけれども。

それから、事項のところに管理料とかいろいろ書いてありますけれども、大体契約先は決まっていることかと思われませんが、契約の相手方と支払い方法、それから契約年度、そういうものが全然明確にされていないんですよ、これ。これを見るために説明資料をめくったり、前のほうの予算の内訳をずっと見てこないと出てこないわけです。

けれども、なぜきっちりと簡単に書いておかないのか、まずそこをお願いします。

総務課長（村山宏行君） 指定管理契約につきましては、基本的に議会の議決事項ですので、契約相手先についてはあらかじめお示ししているわけですが、確かに予算書できちつと明示するというのも、そのほうが親切ではないかということもありますので、以後気をつけたいと思います。

なお、地方自治法の財務規則の中で、予算書に契約のほうの明示ということは明記されてはおりません。先ほど休憩中に議員必携のほうを見させていただきまして、そこにはきちんとあるだろうということがありますので、ご指摘もつともだだと思いますので、今後検討してまいりたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 実際できるだけ見やすく書いていただければ、余計な質問をしなくて済むんですね。私、今回この予算説明書を見て、去年より大分質問するところが少なくなったなと。前年にある程度質問して、改めるべきところは改めてあるなと思ったんですが、そこでまだ改められていない部分があるので質問したわけではありますが、それと債務負担の中で同じ運営管理業務として、もりの駅まごころが入っていないと思うんですが、あそこは管理業務としてここには羅列されない管理業務なのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） もりの駅まごころについては、先ほど眞弘委員からも今後の使い方をどういうふうにしていくんだという部分がありました。単年度ごとに業務委託ということでお願いしておりますが、長期にわたってこのぐらい必要だというようなことではなくて、しっかりと単年度単年度で運営計画をどのようにしていくかという部分を村と協議させていただいて、その上で単年度予算措置をさせていただいている部分でありますので、国庫の債務負担行為という形にはなっていないということでご理解いただければと思います。

委員（渡邊 計君） 今、単年度単年度という説明ですけれども、194ページの4番村民の森指定管理料及び民家園ふるさと指定管理料、これも単年度ごとに出ているんじゃないですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） もりの駅まごころにつきましては、まごころ運営協議会のほうにお願いしている部分であります。基本的に協議会は利益を上げるというような収益団体ということではありません。それぞれ村の振興作物なりの開発、そういった部分に力を注いでいただくということで、長期的な見込みというのは立てることができないということもありますので、単年度での予算措置とさせていただいております。

委員（渡邊 計君） それで198ページ、199ページ、一番最後、16番商業施設運営事業補助金、質問に入る前にナンバー7の資料の10ページから、村長の「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」、そして①から②、③、④といろいろあるわけですが、この「生きがいと生業の力強い再生と発展」というところなんかはこれらの管理事業、そして一番管理事業で多いのが④の13ページ「ふるさと資源のフル活用」のところは管理運営事業とかが多いんですが、この商業施設運営事業補助金が来

年度予算に上げられている中で、当初予算の概要に主な事業が入っているわけですが、なぜここにこの事業が上がってきていないのか、その説明を求めます。

総務課長（村山宏行君） 商業施設整備事業につきましては、令和6年度事業ということで、この部分が非常に大きかったということでもあります。令和7年度の重点事業に、これから運営ということがありますので、運営補助金をいただくべきではないかということで、ご意見をいただいたということだと認識しております。

他の議員からも、本来この重点事業に入れるべき事業があるんじゃないだろうかということでのご指摘をいただきましたので、今後そういったところに注意していきたいと思います。

委員（渡邊 計君） これは村民もみんな、ハシドラッグといえども今回できるのは保原の箱崎にできましたハシドラッグと同じで、野菜でも肉でも何でも売っている、総菜までであるというようなほとんどスーパーに近い。店の大きさも見ますと、私保原にいますのでしょっちゅう行きますが、店の大きさなんかを見ますとほとんどスーパーと同じ状況、これは本当に村民が待ち望んでいた商業施設だと思うんです。それが、令和7年度の主な事業に入っていない。じゃあ、これはどこでお話するんですかということになっちゃうんです。

この厚いほうの199ページに載っていて、そういうことで我々お話しできますけれども、恐らく予算の中での主な事業というのは広報いいাতেにも載ってくるんじゃないかと思うんですよ、私は。そこにこの商業施設の事業が載っていないということ自体、はっきり言って執行部の落ち度ではないかと私は思うんですが、もう一度説明を求めます。

総務課長（村山宏行君） そうですね、次年度事業の目玉として、本来は載せるべきだったかなというふうに思います。こちらのほう議決いただいた後、広報等にはその点しっかりと記載をしながら、村民周知を図ってまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） それで、これの来年度予算が1,200万円ということで、横山委員が資料を求めたやつ分かりませんが、追加説明資料の25ページに内訳が書いてあって、ずっと1,200万円に5年間なっているわけですが、今年度の営業は何月から始まって何か月間ででしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商業施設に入っただけの企業さんは、いつから開業というふうな話であります。今聞いているところでは5月末ぐらいまでは準備としてかかるだろうということで、6月にはオープンになっているんじゃないかというふうに期待をしているところでもあります。

委員（渡邊 計君） ということは、10か月ですよ。10か月で1,200万円出しての予算案であるならば、令和8年度から11年度まで同じ1,200万円に間に合うんですかという疑問が生じてくるわけですよ。来年度は10か月、でも再来年度以降は12か月。これを見ますと5年で8,065万2,000円の予算ですので、これ5年で6,000万円というとそのほか廃棄物とかいろいろあって5年間で6,350万円になるんですが、でも5年のトータル予算8,652万円からいくと1,715万2,000円が余っちゃうんですけれども、この辺はどのよ

うに見て余すのか。結局、令和7年度と令和8年度以降というのは差額が生じて当たり前なのかなと、2か月違うんですから。その辺、どういふことでこの金額を算出したのか説明を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料で出させていただいた部分、25ページにあります。これはあくまでも概算での見込額というふうなことで整理したものであります。ここにあるように、参考にする物件がなかなか村の中に該当するものがないこともあって、似通った施設というふうなことで、道の駅までい館の電気料等を参考にさせていただいた。その中でも、電気料等についてはかなり変動が大きいという部分もあるので、このぐらゐの予算であればほぼ間に合うのではないかというふうなことで単年度の予算であります。

ただ、今まで言ったようにこれあくまでも概算ということで、実際運営してみないと、果たして太陽光パネルが上がっているというのとはなかなかないものですから、そういった中で電気料がどのぐらゐなのかという部分は、実際運営してみないと分からないということでの概算です。

債務負担行為については、そういった概算での見込みという部分があるので、ある程度余裕を持った債務負担行為という形で、今年度まで操業者に対してしっかりと予算措置、議会も村も復興予算でしっかりと確保させていただきますという姿勢を見せるためにも、このぐらゐ余裕を持った債務負担行為をさせていただく必要があるのかなということで、この金額での予算とさせていただいたところであります。

委員（渡邊 計君） 説明資料のほうを見ると、要は令和7年度が10か月、そのほか12か月、2か月の差があるならなぜ同じ金額返ってくるんですか。我々からすると手抜きじゃないか、そうしか見えないんです。これでぴったんこに割ってあるならまた別ですけども、1,700万円余しているんだったら、それを2か月分で計算して分割した、ある程度見積りですよ、これは確かに。今後、電気代とかがどのぐらゐ上がるか分からない、そういう中での予算ですからそれは分かります、見積りは。でも、2か月の差の見積りはちゃんと出すべきではないかと思うわけで、水かけ論になるから、もういいです、そこは。今後、何とかしてもらいたい。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどあったのは、2か月分をきちっと見込むべきではなかったかというふうな話でもあります。ただ、今まで中に入る業者さんとの話の中で、オープン時期がいつになるかというのはこの時点ではまだ定まっていなかった、見込みとして先ほど申し上げましたスケジュールになるのかなというの、最近になっての話でありますので、基本的には年間の予算を確保しておくべきというのが、予算要求としては適正だったのかなということでの予算要求とさせていただいたところであります。

委員（渡邊 計君） 執行部の言い分は分かりました。ただ、私たちが追加資料と説明資料求めたのはもう3日、4日前です。その時点で、ちょっとした2か月の差があることは分かっていたんですから、その辺を修正して出すべきだったのではないかなと思うところであります。これ以上は水かけ論になりますので。



次、同じ資料ナンバー4の186ページからいきます。ここに、給与費明細書ということで4ページにわたって書いてあるわけですが、まず最初に186ページ一番上の所に「長」、それから「議員」、その下に「その他の特別職」とありますが、547人で2,794万3,000円上がっておりますけれども、これは前年度より128人増えている。それで金額的に353万円上がっているわけですが、内容説明がないので分からないんですが、恐らく国勢調査の人数が増えた部分かなと思われるんですが、これの128人増えた分とこの3,530万円、恐らく特別職ですので報償ということですので1人当たり幾らになるのか、その説明を求めます。

総務課長（村山宏行君） 人数の増加の主な要因であります、こちらについては選挙等になった際にそれに関わる立会人、そういった数がこちらの中に入ることとなります。参院選、市議会議員選挙、国勢調査員、それから第7次総の審議会委員、そういったところが加わるというところで、人数の大幅な増になっているというところでございます。これは、はっきり言いまして単価が全然違うものですから、平均で出すようなものではないというふうに思っております。

委員（渡邊 計君） 単価は分からないんでしょうけれども、参議院選、議会選挙、それから国勢調査、あともう1つあったんですけども、それぞれの人数はどのくらいになっているのか。後で、調査の上でペーパーで出していただければ結構です。

次に188ページ、一番上の会計年度任用職員以外の職員で、前年度と比べますと比較で5名ほど今年度増えるわけですが、増える理由というのは何でしょうか。

総務課長（村山宏行君） こちら人数で5名増えるということなんですが、新採用のほうは3名ということになってございます。失礼しました、詳細は調べて回答いたします。

委員（渡邊 計君） これに関連して、職員手当の内訳の中で5名増える割には通勤手当が僅かですが6万2,000円減額、それから超過勤務手当が736万2,000円ほど減額になるわけですが、これが人数が増えるのに減額になる理由というのは何でしょうか。

総務課長（村山宏行君） こちらについても、詳細のほうを調べてご回答申し上げます。

委員（渡邊 計君） では次に189ページ、これは会計年度任用職員でありますけれども、前年度より6名減っておりますが、この減った理由はどういうことで減ったのか、そして、6人減っても執行部の仕事には支障を来さないのかどうか、これについて伺います。

総務課長（村山宏行君） 昨年度よりも減るということですが、こちらについて、お辞めになる理由はそれぞれですので、そこまでの個別の分についてはご回答申し上げることができません。

ただ、人数が減っても大丈夫なのかということですが、今村では求人を出しております。お知らせ版等に出しているのと、それからそれぞれのところに当たりながら求人ということで行っております。非常に人数は、仕事がないわけではありまないので足りないということなので、ぜひ議員もお知り合いがいればご紹介いただきたい、よろしく願いいたします。

委員（渡邊 計君） 知り合いがいればということですが、会計年度任用職員が6人減ったのは一体何課に当たって、どんな仕事内容なのか。そういうことが分からないと、紹介してと言われてもちょっと難しいので。この6人減った人たちの課は、何課か分かりますか。

総務課長（村山宏行君） この部分について会計年度任用職員でお辞めになった方、まず認定こども園の調理員、それから学童のほうの方、あと庁内の一般事務の方でもお辞めになっている方がいらっしゃるというところであります。

ただその中で、業種というのは採用時に面接をさせていただき、その中で適正なり過去の職歴なりということで配置させていただくようにしております。まずは求人の方をしっかりと進めて、職員採用のほうに努めたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 私も村からの配布を見ますと、たまに求人が出ております。その求人の中で、一番見るのは給料とか手当とか、そういうところを見るわけですが、書いてあるのはいつも、村規定によりと。ある程度の金額が分からないと、誰も来ないんじゃないかな。話を聞いたら思ったより安かったとか何とか。ある程度の金額をもし出せるのであれば、大体予算で人数で幾らと給料が出ているんですから、その人の経験年数とかいろいろありますでしょうけれども、そういうことである程度の金額が分かるのであれば出したほうが、人が集まりやすいのかなと私は思うんですが、これは今後の検討課題にさせていただければいいなと思うところであります。

では次、ナンバー8のほうで質問してまいります。ナンバー8の7ページ、2款4項3目の節区分で1の報酬、ここに村議会の選挙が載っておりますけれども、報酬とか予算はどうでもいいんであります。私が気になったのは、あくまで予定であります但投票日9月21日で、期日前が9月14日から9月20日ということになっているんですが、以前はこれより1週間ぐらい遅かったんじゃないかなと思っている、私の記憶なんです、実際選挙があった中で、この期日でありますと、あくまで予定でしょうけれども9月は決算委員会がある中で、本当にこの予定でいいのかな。あくまで予定なのか、その辺のところを説明お願いいたします。

総務課長（村山宏行君） こちらの日程につきましては、先日選挙管理委員会が開催されて、一応この日程でというところで進みます。任期の関係、それから暦の部分、そういうところで日程のほうを決めますと、この日程ということでございました。

ご質問の決算審査特別委員会、9月議会がありますので、その部分の支障ということでもありますので、こちらについては議会事務局のほうと日程調整を図りながら、十分検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員（渡邊 計君） 以前はこれより1週間遅い投票日だったと思うんでありますけれども、こうなってくると決算審査委員会とかいろいろ絡むと、9月の定例議会に8月お盆過ぎから少なからず入らないと全然間に合わなくなるし、終わってすぐ選挙に行かないんですね、我々だって。いろいろな準備もありますし、余裕のある日程を組んでいたかないと、今後きっちりと話して、選挙にも9月の定例議会にも身を入れられるような予定を組んでいただきたいと思いますなと思うところあります。

次、9 ページです。9 ページ真ん中、9 款 1 項 3 目の14節工事請負費の中で、今回の防火水槽設置工事、深谷・比曽という説明がありました。前年から前々年は、組立てプールみたいな感じの消火水槽だったわけですが、今回大型になったんですが、この場所が大ざっぱに深谷と比曽ですが、もし大体の場所が分かるようでしたら場所とそれから大きさ、それから貯水量はどのくらいの水がためられるのか、説明を求めます。

総務課長（村山宏行君） 少々時間をいただきたいと思います。調べてご回答申し上げます。

委員（渡邊 計君） では、先に進みまして次11ページ、11ページの一番下、2 款 1 項 5 目中の7 節の需用費の中、電気料と水道料それぞれ1,320万円と107万円と出ておりますけれども、ここは今事業所が何件か借りておるわけですが、これはそれぞれ事業所ごとにメーターがついているということではなく、一括しての電気代及び水道料ということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） こちらの施設について全体の部分での支払いですので、こちらについては村が一括になります。ただ、お貸ししているところで子メーターの管理をしておりますので、かかった費用については別途請求をさせていただいて、その分は支払われているということでございます。

委員（渡邊 計君） 別々にメーターがついているということですか。何か前の説明のときは案分してやるんだということだったので、それはおかしいんじゃないかなと思ったんですが。間違いなく電気のメーター、水道メーターがそれぞれついているということでしょうか、確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 令和6年までは、確かに案分ということでございました。ただ一事業者が非常に大きくなってきましたので、令和7年度はしっかり子メーターをつけて管理するということになります。

委員（渡邊 計君） 令和7年度からメーター、今まではついていないということですよ。メーターをつける工事、それはいつ頃を予定していらっしゃいますか。

総務課長（村山宏行君） 金額が非常に大きくなってきましたので、早急に手配をかけて整備をしようと思います。

委員（渡邊 計君） メーターがつくまでは案分ということですよ、それでよろしいですか。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後2時13分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後2時14分）

総務課長（村山宏行君） まず、子メーターの件、こちらの件につきましては早急に対応してやりたいと思います。ただそれまでの部分については、従来どおり面積案分という形になるかと思っています。

それから防火用水でございしますが、こちらについては昨年ご説明しましたのは、組立て式の仮設のものでということでありました。ただそれですと、いわゆる補助のほうがないということで、今回本設にすることによって、新たに補助が創設されたので、こちらを利用していきますと緊防債、緊急防災システムのほうの起債を借りられますので、この計算でいくと村の負担は6.5%ほど、一般財源で150万円ほどで済むということになりましたので、新たにこれにすると。

規格なんですけど、まず、深谷についてはきこりの周辺です。あの辺にないということがありましたので、きこり周辺。それから、比曽については集会所近辺というふうになります。容量につきましては40立米。こちらは地中式になります。タンクを土に埋め込んで、そちらでためるという方式になるということでございます。

委員（渡邊 計君） 確認します。今、総務課長はきこりと言いましたよね、深谷は。きこりは魚を飼っておくくらいの水がめがある中で、そしてあそこから防火水路という形で水を流してくるのか分かりませんが、その周辺に防火水槽を造ったとしたら。それよりも、家が密集している周辺に造るべきではないのかなと。

小宮にも防火水槽があります。そこから水を流しております。でも雨の日とか、あとはずっと雨がないうときとか、一々水を管理しなきゃいけない。でも、それは誰がやるのか、いないんです。結局、元区長さんたちが自分がやるしかないだろうということで、自主的にやっていたというわけでありましてけれども、人が遠いところにつけられると水管理とかそういうものも難しいし、あくまで貯水槽はありながらも直接そこから引くのではなくて、防火用水路という形で流すということで理解してよろしいんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） まず設置の場所でありますけれども、きこりの部分についてはここでの消火の防火用水がないということで、そちらでの協議の上でそちらに設置することとございします。昨年の資料で、たしか7か所ということでお話をさせていただいたと思います。その中から今回2か所ということとありますので、今後随時設置のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

それから管理でありますけど、これは地中埋め込み式ということがありますので、その中でためて使うということとあります。管理についてどのような管理が望ましいのか、そちらについては今後十分に協議をして、管理のほうを円滑に進めてまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 地中に埋めるというのは分かったんですが、大きさと貯水量はどのくらいの量が入るんですか。

総務課長（村山宏行君） 先ほど40立米と申し上げましたが、45立方です。

委員（渡邊 計君） きこりは、あその下に池というか何というか、魚を飼っていて魚釣りをする場所、好きな人はやっているわけですが、あその水を利用することとは不可能なのか。もし利用することが可能であって、あその水は十分私はあり得ると思うんですよね。あり得るならば、深谷の家が混み合っているようなところに造ったほうがいいのか。あそこに造って、きこりのためだけにやるんだったら、

逆に私は住民のための住宅が密集している近くに造るべきではないかと思うんですが、あそこの下の水は使えないのか、その辺の内容をお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 深谷の部分、きこりのところの貯水、あいの沢については、農業用ため池であります。下の管理になりまして、なるべく一番上の貯水というふうになりますので、水位はなるべく変えないようにはしているんですが、当然渇水期には水位が下がるということもありますから、安定的ではないというふうに認識しております。そこからポンプアップということだとすると、傾斜も結構ありますからそういったことを考えるということで、今回きこりの周辺にさせていただくというものでございます。

なお、ご指摘のように、ほかの地区も検討の中でそれぞれ挙げられておりますので、年次計画を立ててしっかりそちらのほうの整備を進めてまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） きこりのところで造るのは、村の施設があるから造りたいと思うんでしょうけれども、ほかには深谷に復興住宅があつてあそこも村の施設でありますけれども、あそこは水道が行っているので消火栓があるかと思いますが、私昔消防団にいましたが、消火栓1本2本じゃ全然水が足りないと思うんですけれども、あの辺の防火に関してはどのように考えているのか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 基本的に深谷の旧道沿いについては、ご指摘のように村の水道のほうが通っておりまして消火栓がありますので、消火栓を主とした防火になるというふうに認識をしております。

委員（渡邊 計君） 村の住宅は草野にもありますけれども、あそこはすぐ脇に川が流れているので、川から上げられないこともないというのはあるんですが、私は消火栓1本2本では、あそこが火災になったときに、特に深谷の住宅は風当たりの一番いいところでありますので、そういうところにも防火用水路があつたほうが十分水の量が間に合うんじゃないかなと。あそこを見ますと小さい池があつて、あそこにも少々の水はたまっているわけでありましてけれども、村営住宅でありますのでそういうところには防火用の水量が十分間に合うだけのものを設置していただきたいなと、今後願うところでもあります。

次15ページ、2款1項6目企画費の中にありますけれども、この中で、いいたてまでいな復興株式会社配当金、いいたて深谷地区ソーラー合同会社寄附金、いいたてまでいな再エネ株式会社配当金、それとソーラーSPV合同会社寄附金とあるわけですが、このいいたてまでいな再エネ株式会社配当金は来年931万5,000円ほど上がります。そして、太陽光のほうも寄附金が上がってくるわけでありましてけれども、配当とか何とかというのは株が上がったのか、それとも持ち株が増えたのか。それらの内容の説明をお願いしたい。その中で、いいたてまでいな復興株式会社だけ僅かではありますが16万円ほどの減額になるわけでありまして、これの説明も求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） いいたてまでいな再エネ株式会社配当金、それからいいたてまでいな復興株式会社配当金であります。これは会社の営業利益によって毎年の配当額が決まってくるというふうなことで、株数が増えたとかそういったことでは

ございませんので、企業がそれだけ努力しているんだなというようなことでご理解いただければと思います。

委員（渡邊 計君） 配当金は分かりました。その中で、寄附金についても同じ内容でございますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） いいたて深谷地区ソーラー合同会社の寄附金であります。これは令和6年度と令和7年度は同額の見込みであります。

ソーラー合同会社の寄附金ということでありますが、先ほど横山委員のほうからの資料要求ということで、追加資料で9ページに包括連携協定書があるかと思えます。その中で地域貢献という部分で、第3条の第1項とあと第2項のほうでは事業の買電収入の中から毎年2%相当額を寄附というようなことで、1項の部分については決まっている部分ということで、2項についてはここにあるように売電収入の中からということで、それだけ企業さんが努力をなさっているのかなということであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） では次18ページ、2款1項7目の中の18節負担金補助及び交付金、ここに、みがきあげよう！ふるさと補助金というものと、までいな心の復興とありますが、地域の魅力向上につながる行政区主体の取組を支援するということですが、これは去年より200万円ほど増えておりますが、これらの行政区主体の取組は何行政区ぐらいがやっていて、どんな取組をしているのか説明を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） みがきあげよう！ふるさと補助金であります。これは令和7年度については20行政区、全ての行政区で取り組むというようなことで計画が出ているところであります。

それから、までいな心の復興事業補助金については、見込みで200万円の3件、それから150万円の5件ということで、令和6年度取り組んでいる事業主体と、それから新たな部分が出てくるだろうということで、見込みで予算を措置させていただいているところであります。

委員（渡邊 計君） みがきあげよう！ふるさと補助金のほうは20行政区ということですが、対象になる事業というのは、事業内容はどんなものが入っておりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 補助要綱を手元に用意して、お答えさせていただければと思います。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は3時ちょうどとします。

（午後2時29分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後3時00分）

委員長（佐藤健太君） なお質問答弁等、ともにはっきりとした大きな声でお願いいたします。

総務課長（村山宏行君） 休憩前、渡邊 計委員からありました資料ナンバー4の188ペー

ジ、会計年度任用職員以外の職員の部分についての人数ということでもあります。こちらは前のページ187ページが一般職、その引き続きでアとイに分けて、アの部分が一般職とそれから任期付職員、それからイの部分が会計年度任用職員ということでございます。

職員数が前年度に比べて5人増えるということでもありますけれども、これはあくまでも求人の仕事の内容からの想定ということでございます。この中には正職員で採用する者もありますし、退職される者もいる。また任期付のほうで退職される方、あるいはこれから任期付として採用になる方、そういったことも含めての人数の勘案でございます。

それから、通勤手当が人数が増えるのに減るのはなぜか、それから超勤手当の部分で減額になっているのはなぜかということでございますが、通勤手当の部分についてはあくまでも想定でございますので、村内にいる場合ということでの積み上げでございます。

それから、超過勤務手当について700万円ほどということではありますが、例年こちらについては前年度の予算の資料を基に次年度計上していたわけですが、通常12月あるいは3月で補正予算のときに精査をして落としていくのが通常でございましたので、ある程度実態に近い形という形で積算をし直した結果が700万円の減ということでございます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどのみがきあげよう！ふるさと補助金の補助の、行政区で取り組む事業の内容はというようなご質問でございます。特別項目として8つほど設定しておりまして、その1つ以上を行うことということでもあります。

1つ目が「地域がわくわくする取組」、2つ目が「地域の連帯感が高まる取組」、3つ目が「若手・親子・子供が参加する取組」、4つ目が「移住者との交流推進を目的とした取組」、5つ目が「伝統文化の維持や継承活性化につながる取組」、6つ目が「2つ以上の行政区が合同で実施する取組」、7つ目として「お墓の清掃・花壇の手入れ・植栽などの環境美化等につながる取組」、そのほか8つ目として「村長が補助金の趣旨に沿っていると認めた取組」ということで、そういった項目を1つ以上行うということです。1つ以上該当する場合は8割、2つ以上該当する場合には9割を補助というふうな内容となっているところです。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今、みがきあげよう！ふるさと補助金の内容をお聞きしたんですが、使えるものに対して曖昧なものも出てくるんじゃないかなという思いもあるんですが、例えば地域みんなで交流を交わす、そうすると例えば昔あった地域間の運動会、そういうのは簡単に出てくると思うんですけれども、その後例えば打上げで焼き肉をやるとか何とか、そこにいくと難しいのかなという思いもあるんですが。そういうことに関しては、村のほうに事前に相談に来れば、出るか出ないかきっちり説明していただけるということではよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました事業の項目というよりも、補助対象の

内容というふうな再度の質問かなと思っております。補助対象としましては、大きくは4つほどに分かれますが、1つは集会等に伴うもの、あとはイベント等に伴うもの、3つ目で環境美化活動に伴うもの、その他必要と認められる経費というようなことで、対象経費を定めております。

1点目の集会等に伴うものとしては、宿泊費、バス代、会場使用料、食糧費、消耗品費、講師謝礼などです。イベント等に伴うもの、2つ目については道具のレンタル代、衣装クリーニング代、チラシ作成・撮影費、スポーツ大会用の景品の購入など。そして、環境美化に伴う3つ目としては種苗等の購入、それからごみ集積箱の整備などです。

そのほかについては、行政としての取組で必要だと認められるものというふうにしてありますが、なお、ここでアルコール代、入湯税、宗教関連の経費、その他趣旨に沿わないというふうに村で判断したものについては補助対象外とさせていただきますよというようなことで、そこまでは補助の運用の中で決めているところであります。

今ほど渡邊委員からあったようなそのほかの項目等については、こういったものはどうだという部分は事前に担当のほうに相談をいただいて村で判断をするか、また必要に応じて行政区のほうで地域みがき上げ計画推進協議会というふうなものを定めておりますので、その中でほかの行政区さんの意見としてどうですかというふうな意見を伺う場合もありますが、基本的には村で相談していただければ判断してまいりたいというようなことであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） この事業に関して20行政区という説明だったのですが、それで約1,700万円ということは、大体平均すれば1行政区60万円ぐらい、60万円以上になるか。そんな感じで、この上限金額というのはあるのかなのか、そこだけお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この事業は、令和3年度から令和7年度までの5か年という事業であります。5か年の中で合計の補助金額、年度それぞれ行政区によってはばらつきがあるかと思いますが、全体的な補助上限金額は決まっております。これも定めている中で、行政区のほうで5年間の計画の中で重点的にどの年度で使うかという部分は今までの計画の中で出していただいております、また年度途中でもっと事業を進めたいという場合には、補正予算等も議会の承認を得ながらいただいて、それで進めてきたということでもあります。

令和7年度については、ほぼ残っている予算を行政区で使い切りの形の計画になっているのかなと思いますが、そうでない行政区の中にはあるようでもありますけれどもできるだけ、行政区でここまでしかできないという行政区もあるかと思いますが、そういった5か年の計画の中で計画的に年次計画を立てて使っていただいたというところでもあります。

委員（渡邊 計君） いい取組だと思います。上限がない、足りなくなれば補正を組む。地域に人が戻ってくればそれだけ行事も多くなるので、今後そういう対応でいただければと思います。



村づくり推進課長（佐藤正幸君） 5か年の上限はあるというふうなことでありましたので、よろしくお願いします。

委員（渡邊 計君） 次、27ページ、ふかや風の子広場の日よけ設置工事。これに関して説明資料の36ページに日よけ使用でパーゴラというものが上がってきているわけでありますけれども、ようやく日陰ができるのかなと思います。設置工事は始まりがいつ頃で、見るとそんな時間はかからないかなと思うんですが、工事時期とどのくらいの日数がかかった工事になるのか、お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 風の子広場の日よけの設置であります。工事については夏場の暑くならない時期、また梅雨の時期にかぶらないように、年度当初早めに発注したいなというふうに考えているところであります。ですから、夏の日差しの強いところまでは、必ず間に合わせるということで進めたいと考えております。

工事の期間であります、基礎の部分で若干コンクリートを固めるとかもあるかと思えますけれども、どの辺を掘れるのかという部分も調査しながらということですので、資材が入れば1週間程度で完成するのかなというふうなことで考えているところです。

委員（渡邊 計君） 風の子広場に関しては、風の子広場というかあの周辺、道の駅を訪ねて来る人が、風の子広場で遊んだり、ドッグランで犬を遊ばせたり、飯館のドッグランは結構評判いいんですね、広くて。

ただ、今回予算に上がっていないんですが、今年の冬、時々ドッグランが営業中止ということがあって、どうしてと言ったら、ちょっとぬかるんで犬が入れない、汚れると。あそこは芝が張ってあるはずなのに、ぬかるんだりするのはおかしいかなと思ったんですが、それらの対応を、また来年の冬そういう同じ状況でドッグランが度々中止になるということがあると、せっかく遊びに犬を連れてきた人たちが遊べないというのもあれなので、その辺は今後ぜひ検討の一つに付け加えていただきたいなど。執行部のほうで、どうしてそうだったかは確認していると思うんですけれども、ぜひ対応していただきたいと思うところであります。

では次82ページ、ここに芸能発表会に関する経費ということで、この技能発表会に関する経費でありますけれども、資料63ページの中に民俗芸能団体6万円程度、それからサークル活動実施団体が1万5,000円程度、あと個人で5,000円程度となっておりますけれども、それぞれどのくらいの数というか団体を見込んでおられるのか。金額は出ていますけれども数は書いていないので、説明を求めます。

生涯学習課長（山田敬行君） 芸能発表会となっておりますが、芸能発表祭に係る民俗芸能の報償費のご質問であります。追加資料63ページの3番目に、それぞれの予算の根拠の数字が書いてあります。こちらにつきましては、芸能発表祭の実行委員会補助金115万円の中の部分でありまして、団体数が増えればその中の調整になると思いますが、今のところ十数団体が実行委員会の中の補助金の中で、それぞれの出演する団体・個人に支出する中身であります。

いずれにしても、申込みを受けまして参加する団体が固まれば、予算の中で対応

すると。令和6年度については12団体ほど出演しておりましたけれども、その中には団体、それから個人もあります。ですので、この予算の中で多くの団体が支援できるような形で実施していきたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 今年も2月16日かな、14日かな。あったわけですけども、ちょうど日曜日に。私も見に行きたかったんですが、たまたまいとこの葬式が入りまして見に行けなかった。その後で道の駅に寄ったら、そこに参加した人から、大分にぎやかでよかったよということをお伺いしましたので、ここに115万円という予算でありますけれども、こういうことは先ほどの佐藤課長の説明のように、ぜひそういう団体が増えたら追加予算に取り組むようなことをしていただいて、もっとにぎやかにしていただきたいなと思うんですが、そういうことは可能でありますでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 実行委員会の補助金は5万円ほど、令和6年と比較して若干でありますが増額で予算を計上しております。ただ3月の開催ということでありまして、スタートが9時なり10時でスタートして、あまり遅い時間もできない。ただ、多い場合は昼休みの時間も滞りなく時間調整していくという形でありますので、もし仮に予算を超える場合は、予算がなくて出演を断ることもできないものですから、多くの団体の中で調整。もし仮に予算を超える場合は、ほかの予算で調整していきなり、補正という形が最後の手段となるかもしれませんが、そういった形で多くの団体が参加できるように考えていきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 続いて84ページ、飯館YOITOKO発見！ツアーの中で、結局私の小宮地区なども、YOITOKOツアーに来ると、田植踊りをやってくれないかと。そういうことで、協力して田植踊りとかいろいろやっているわけではありますが、その中の報償費が全部で150万円。ここに検討委員会報償、民俗芸能報償、ツアー講師報償と3つほど載っておりますけれども、これの内訳が分かりましたらお願いいたします。

生涯学習課長（山田敬行君） 飯館YOITOKO発見！ツアーの一般報償費150万円の内訳のご質問であります。

まず、検討委員会の報償ということでありまして、これが30万円。それから民俗芸能団体3団体を想定してありまして、1団体20万円ということで60万円。それからツアー講師、ツアーゲスト、一緒に回るツアーの方、まだこれは選定は決まっておりませんが、3回分で1回20万円の60万円ということで、合計150万円の計上となっております。

委員（渡邊 計君） それで説明資料をいただいている中でも、（3）令和7年度予算額で60万円掛ける3団体、参考として令和6年度の実績があるわけですが、なぜABC、実際に行政区を隠す必要はないんじゃないかと。このABCに関して、どこの行政区でどんなものを行ったのかお伺いしたいと思います。

生涯学習課長（山田敬行君） 追加資料の63ページのご質問であります。A行政区、4の（3）参考ということで令和6年の支払実績であります。A行政区は小宮保存会ということであります。それからB行政区と書いてありますが、こちらは大倉の保存会の部分であります。それからC行政区は、宮内の保存会という形になっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今のところ3行政区ですが、昔、いいたて秋まつり、春まつりで、必ずほとんど20行政区がみんな昔から伝わっている踊りやそういうものを披露していた。そういうことが大分行政区というのにありますので、ぜひ声をかけていただいてこういうところをもっと増やしていただければと。そのためにも、追加予算を取りやすくしていただければと思うので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（横山秀人君） 私は資料請求をしておりましたので、その資料請求に基づいて質問をしていきたいと思います。まず資料請求の59ページ、教育委員会から質問いたします。資料ナンバー8の教育委員会ですので70ページからになりますが、教育課のほうから質問いたします。

まず、資料8の73ページであります。学園スポーツ教育指導ということで、プロのサッカー選手に来ていただくということでございました。確認ですが、部活のスポーツは今現在どのような部活の内容、スポーツの種類がありますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 部活の種類ですが、後期課程で部活をやっておりますバドミントン部と陸上部となります。

以上です。

委員（横山秀人君） あと、下の段に地域移行部活動指導員報償、こちら41万円報償費がありますが、どの種目に対して報償を予定していますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 地域移行部活動指導員ですが、バドミントンを予定しております。以上です。

委員（横山秀人君） であれば、バドミントンのプロ選手というかオリンピック選手とか、そういう方を招集するというのが子供たちにとってすごく実感が湧くのかなと思うんですけども、どうして今回プロサッカーチームとなったのか。その経過をご説明願います。

教育課長（高橋政彦君） 学園スポーツ教室指導員報償ですが、ここは前期課程、小学生を予定しております。ここ数年、福島ユナイテッドのプロの選手に来ていただいて、指導していただいております。ただ、今までユナイテッドのほうの補助がありましたので、そちらを使っていたんですけども、今年度については補助がなくなりそうだとということで、当初予算で計上しております。

以上です。

委員（横山秀人君） 継続的なつながりを大事にしたいということでの予算ということで、分かりました。

では、続きまして資料追加資料の59ページ、資料8でいきますと74ページ、こちらに関しては被災児童生徒等就学支援事業補助金ということで、小学校、中学校、こども園ということでございます。約2,000万円ほどの予算であります。まず1つ確認いたします。これは通常であれば、保護者が全額負担するべきものでありますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 震災前は、これに係る費用については保護者負担となっておりましたが、震災以降、この補助金を支給しているということになります。

以上です。

委員（横山秀人君） こちらの補助金に関しては、村外に住民票があつて村の学校に通う方も対象になるということでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） ここに書いてある児童全員が補助対象にはならないですが、現在対象になる方は村外に住所があつても、3.11のときに保護者の住所が飯舘村にあつて、その方が非課税であれば国の補助金が受けられるというものでございますので、現在は全員ではなく対象者が限られているということです。

以上です。

委員（横山秀人君） すみません、もう一度確認します。

村内に住所があつて3.11で両親が被災している方、保護者が被災している方。そして、非課税というのは令和6年度の非課税という形の方が対象になる。そうしますと、割合的には全児童の何割の方がここの対象となるのでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 令和6年度までの実績ですが、全体の3割が対象となっています。

以上です。

委員（横山秀人君） 村に住民票があつて、村外の小中学校等に通っている方に対しては、補助金というのはありますでしょうか。村外の学校に通っている方。

教育課長（高橋政彦君） 村に住民票があつて、村外の学校に通っているお子さんにつきましては、支給費がございませんので補助対象にはなっておりません。

以上です。

委員（横山秀人君） これは、場所の問題なのか。被災12市町村等に学校があればそれは対象になる。例えばそれ以外だったら、被災12市町村に住民票がある子供であっても対象にならないのか。それとも、避難している子供が通っている学校でその制度を利用しないということなのか、ご説明をお願いします。

教育課長（高橋政彦君） 一応この補助事業は、被災12市町村が補助対象になっていると思うんですが、ほかの市町村の詳細を調査しているわけではないんですが、12市町村であればこの補助金の対象になるということで、各市町村でそれぞれ該当する方についてはピックアップしているというふうに思われます。

以上です。

委員（横山秀人君） 続きまして資料ナンバー8の76ページ、こちらいいたて希望の里学園、上智大学との村塾と、あと一番下の上智大学を訪問するという事業を合わせまして、上智大学関係で60万円の事業があるんですけれども、こちらに関しては令和6年どのような成果があつて、令和7年度はどのような成果を求めて今回事業を行う計画か教えてください。

教育課長（高橋政彦君） 上智大学との交流のことです。令和6年度についてですが、まず上智大学に行くということにつきましては、今年度の修学旅行で関東方面に行く際に、上智大学のほうに寄って上智大学学生に上智大学を案内していただきながら、本物を

見てくるという事業をしております。

もう一つの、上智大学が来て勉強等を教えていただけるという機会につきましては、今年度は上智大学の試験の日程と夏がかぶってしまいまして、時期をずらしてオンラインで今年は連携・交流をしているということです。

以上です。

委員（横山秀人君） すみません、オンラインで塾をやるというところなんですけれども、教室形式のように、1対1で子供たちの状況を見るという形じゃなくて、教室形式になるという形ですか。

教育課長（高橋政彦君） どちらも可能になっていまして、1人1台タブレットをお持ちなので、そのタブレットでそれぞれの生徒と上智大学の生徒が交流する場面と、あとは大きな画面を使って一斉に交流する場面と2通りやっています。

以上です。

委員（横山秀人君） 実際やってみた成果というのは、どのような感想をお持ちでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 成果が直接現れているかというのは、なかなか難しいところですが、子供たちにとっては知らない世界を見れる、そこで頑張っている学生さんと触れ合えるというのは大きな成果かなと。特に上智大学を見てくるというのは、こんなところで勉強したいといういろいろなものの向上につながるんじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、資料ナンバー8ですと77ページ、学校給食調理業務委託について質問いたします。こちらについては追加資料ということで60ページ、今回どれぐらいの食数を提供したかというリストを頂いております。ありがとうございます。

61ページのほうでは、学校給食に関するアンケートということで頂いております。学校給食のアンケートのことについてなんですけれども、今年度初めて委託して行ったわけですが、生徒、保護者、教員それぞれの感想が載っているわけですが、担当課としてまずこの委託について、どのような成果があったかご報告をお願いします。

教育課長（高橋政彦君） 業務委託の成果でございますが、まず味については基本的には業務委託の業者が作ったというものと、直営で作ったものの味に変わりはありません。基本的に、メニュー等につきましては栄養教諭がつくりまして、その指示に従った分量の調味料を入れているわけですので、味は変わらないということになります。

ただ、民間業者さんに委託をしたということで、安定した供給がされるというところがまず一つ大きなところかなというふうに思います。また、いろいろ今年はノロウイルス等が今はやるというか多発しておりまして、実際に調理員等でかかる方もいらっしゃいました。ただ業務委託をしているわけで、穴埋めについては業者さんがほかから調理員を連れてきて対応しているということで、安定しているというのが今回の私たちの見立てでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） 今回のアンケートを見てみますと、一番下のほうに第三者評価ということでございますが、教育委員会のほうではこういう形の評価制度というのは、ある程度確立しているのでしょうか、確認いたします。

教育課長（高橋政彦君） こども園及び学校についての学校評価アンケートは必ず行っておりまして、第三者評価も必ず受けるということになっております。

以上です。

委員（横山秀人君） こういう形で、実際きちんとした評価の結果を見せていただけますと、村長部局においても可能なのかなと思ってしまいます。教育委員会でやっているところを参考に、ぜひ展開していただきたいなと思います。

学校給食に関しては、質問を終わります。

続きまして資料ナンバー 8 の 78 ページ、生涯学習課について質問いたします。追加資料としましては、62 ページになります。

まず、移住・定住促進ツアーの企画運営業務ということで、追加の資料を求めました。そうしましたところ、2泊3日が5回、各定員が10名ということでございます。消費税を除いて計算すると1件当たり500万円のツアー、10名ですと1人当たり50万円のツアーの予算であります。まず見積りについては、何社からご提案いただいたのか確認します。

生涯学習課長（山田敬行君） 移住・定住促進ツアーのご質問であります。予算編成に当たっての見積りにつきましては、1社からの見積りを取っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 参加者1人50万円というこの金額については、いろいろな積算はあるんでしょうけれども、ただ必要経費として50万円かかるということで、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） そういった形で、1人当たり50万円、1回500万円程度という形になりますけれども、今村の重要な移住・定住の施策を、このツアーを通して村に移住する、定住するということにつなげていきたい。そういった中で、ある程度PRの費用とか委託業者の人件費相当分、宿泊も含めてそういった形である程度の費用はかかるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、費用の圧縮できるところとかそういった部分につきましては令和6年度の部分を見ながら仕様のほう、最終的にはプロポーザル協議で業者のほうを決定していきますが、見直せるところは見直していきたいというふうに考えております。

委員（横山秀人君） 今年度も行っていますので、まず今年度の成果は何回であって何人参加し、そのうち移住相談があったとかという成果のまとめはできていますでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 令和6年度につきましては、合計8回行いました。1泊2日で8回行いまして、参加者の合計が67人でありました。1回当たり8人ということで、1回当たりのツアーの定員は8人を想定しておりました。

それで成果ということでもありますけれども、実質的にこのツアーを通して移住につな

がったケースは今のところはありませんが、この参加者の中から地域おこし協力隊に就任の方がいる。それから、農業体験館きらりのほうの農業研修を受けた方が2組いるということでありまして、実質移住に結びついた例はありませんが、村のほうに興味をいただいて移住を検討していただいている方に、ある程度村の魅力、村の生活、そういったものが参加者にとっては把握できた、経験できたのかなというふうに考えております。

委員（横山秀人君） 私の質問の前提は高いんじゃないかというところから、あまりにも経費を1人当たりにつけ過ぎなんじゃないかという視点から入っているので、質問も厳しくなってしまうんですけども、この財源は何の財源を利用して、ほかにメニューとして何か移住・定住促進に関するメニューを選択できないのか、そちらについて確認します。

生涯学習課長（山田敬行君） まず、移住体験ツアーの補助といいますか財源でありますけれども、福島再生加速化交付金が4分の3、残りにつきましては震災復興特別交付税4分の1ということで、基本的には村の一般財源はないという形になっております。

ただ、これ以外の事業の組立てができるかということにつきましては、あくまで移住の部分の補助事業ということでありますので、中身については国のほうとの調整もありますけれども、移住・定住のツアーを実施するための補助事業というふうに認識しております。

委員（横山秀人君） 確認します。そうしますと、プロポーザルで行うということであればある程度仕様書をつくってやると思うんですけども、ある程度業者さんの融通のきく部分というか、ツアーの内容は決まっていますので、ある程度業者さんが関係できるところというのはどの辺になるわけですか、個性を出せるところというのは。

生涯学習課長（山田敬行君） こちらの業者選定についてはプロポーザル協議ということでありまして、基本的な大枠といいますかそういったものを裏で仕様を固めて、それから業者の提案を受けるという形になっております。ですので、今まで令和6年度は1泊2日だったものを、アンケートの中でもう少し村の生活を経験したいということで、日数を増やす形で提案すると。

ただ中身、仕様の決定については村のほうでこの事業を組み立て、業者の提案を受けるという形でありますので、その中の業者の特性といいますか差別化というのは、業者の提案と村の調整ということで決定していくという流れになります。

委員（横山秀人君） この事業説明をする際、やっぱり1回500万円、1人50万円の総予算でいくとそのくらいかかってしまうということが、どうしても今の目的だけで村民に説明できるかと思うと、難しい点があると思います。

村長、こちらに関しては今この金額が出ていますけれども、また事業内容が出ていますけれども、今後令和7年度もう一度ゼロからこのツアーというか、いろいろなところを考えて1人当たり50万円ではなくて、もっと有効な事業が検討できないか。村長に質問します。

村長（杉岡 誠君） 担当課長が申し上げたとおり、プロポーザルという形で事業者を募集

いたしますので、今は予算の上限額といいますか、国と協議をした金額を上げていますので、それを人数割りすればおただしの様な形ですが、昨年1泊2日だったことを2泊3日にしたということで、延べ人数としては倍ということになりますので、1人頭にするると25万円という形になるんでしょうか、1泊当たり。そういう形を上限として示しているということであります。

仕様書の中はあまりがちがちにしない形で、回数とかそういったものについては提示させていただきますけれども、おっしゃるとおり費用を節減しながらより有効な形、あるいは村民の方々との交流も生まれるような、そういうものを提案いただけるような事業者さんもプロポーザルしていただきたいなというふうに思いますので、それはプロポーザルの中で業者決定をしっかりとしていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 最終確認しますけれども、2泊3日、5回、定員10名というところは変わらず、これで実施したいということですのでよろしいでしょうか。その内容もプロポーザルで変わる可能性もあるのか、確認します。

生涯学習課長（山田敬行君） 基本的な考え方につきましては、令和6年度1泊2日で行っていたものが、アンケート結果の中でもう少し村の中を見たいというところで2泊3日ということではありますが、例えばそれが1週間がいいのか、その辺の議論も今課内で検討しておりますが、今のところは2泊3日をベースに、それからせつかく2泊3日来る以上は、村の事業なりイベントと重なる形で日程を調整して、村民と交流を図るものを組み込んでいこうというふうに考えておりますので、そういった中で今のところは2泊3日の中で、村民が集まるイベントと連携できるような組立て方をしていきたいというふうに考えております。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続いて資料8の82ページ、村史編さん事業ということについて確認いたします。既に村史編さんに関しては、丸2年もしくは3年進んでいると思うんですけれども、現在の進捗状況について回答をお願いします。

生涯学習課長（山田敬行君） 資料ナンバー8の82ページ、村史編さん事業のご質問であります。令和6年度につきましては、まずは震災以降の記録を先行で実施しようということでありまして、東日本大震災後、平成23年3月以降の重要な出来事・トピック等を、全庁といいますか関係する課に所在調査ということで調査を依頼しまして、その出来事も百数十項目あるんですが、今のところまだ所在のほうのファイルが見つからないとか、写真のデータが足りないとかといった形でありまして、実態的にはあまり進んでいない状況にあります。

あとあわせて、今年は村民のほうへの取材ということで、実質的には1人でありまして、当時関わった経験等のお話を聞く取材のほうを1人やっております。

以上が、令和6年度の進捗状況です。

委員（横山秀人君） 村史編さんに関しては、令和5年度に補正予算を立てて、そして委員



会をつくると。そして、そのときの説明が、委員会を使って編成方針を決めて、それに基づいて実施していくというお話をお聞きしました。しかし、結果的にそれは補正の減額ということで、最終的には実施しなかったと。今現在お話を聞いている中では、担当課とか関係者が、ただいま資料を集めているという状況であります。

主に、やはり編さん委員会を立てて、そして編さん方針を決めて、そして村民に情報公開し、いろいろな情報をいただくということがより効果的で効率的な事業展開だと思うんですが、今のままではどのような形で進むのか見えない部分があります。編さん委員会をつくるべきだと思いますが、課長の考えを伺います。

生涯学習課長（山田敬行君） 編さん委員会ということで、ほかの歴史を編さんしている市町村では編さん委員会を立ち上げて、横山委員おっしゃるとおり編さんの方針をそこで決めて、いつまでにつくるとか中身を検討しているという部分でありますし、飯舘村の村史を昭和50年代につくったときも、編さん委員会を立ち上げたということでもあります。

ただ、今はこの状況でありますので、その中で協議の議題となる材料といいますかそういうものを所在調査で集めていまして、それがある程度集まってくれば編さん委員会のほうを立ち上げて、基本的な方針を決めていきたいというふうに考えております。

委員（横山秀人君） そのままの状況ですと、なかなか見えないまま内々で進んでいく感じがします。ですので、こちらに関してはきちんと村民に状況を伝えながら、一緒につくっていくような流れでいけばもっとスピードアップしてくるのかなと。それが、より効果的な経費の使い方かなと思っておりますので、それらは提案という形で終わりたいと思います。

教育委員会部局関しては、これで終わります。

続きまして、資料の見方が複雑で分からないということで、資料請求いたしました。公企業会計について、追加資料で57ページが簡易水道事業会計、58ページが農業集落排水事業会計という形で細かに資料を作っていただきまして、本当にありがとうございます。再度これを用いて、この仕組みについて今回の予算書と比較しながらご説明をいただけますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 提出資料の57ページ、公営企業会計ということで、官庁会計と公営企業会計の比較ということで、歳入と歳出の部分をお示ししております。これは、言ってみればナンバー5の6ページ、7ページ、公営企業会計の収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出の、収入の部分と支出の部分をそれぞれ縦のほうに並べて記載しているという内容でございます。

今度、それぞれの左側、官庁会計につきましては、単式簿記による手法でもって記載しているという内容でございます。

それで、現金を伴わないものでございますが、こちらにつきましては公営企業会計の収入のほうでいきますと、一番下の長期前受金戻入というのが現金を伴わないもの。公営企業会計の支出、これも下のほうで減価償却費が現金を伴わないものということ

になっているというのを、棒グラフ上で表現した。その中には、公営企業会計の収入のほうで中段のほうに企業債とありますが、こちらについては条文上に記載されている企業債の400万円が記載されており、さらには集計されているという内容でございます。

委員（横山秀人君）　ありがとうございます。

そうしますと、右側の一番下にある資産の減価償却費が入ったがために、予算規模というか金額が大きくなった。差があるのは、賞与等引当金が入っているがために左と右の合計が合っていないということでしょうか。

建設課長（高橋栄二君）　公営企業会計ですと、収益と収入のそれぞれの合計が合っていないということになりますが、その原因につきましてはそれぞれの仕分の仕方等によって理由が異なるということになるので、もうちょっと分析をしてみないと正確な答えができない状況ということでございます。

委員（横山秀人君）　そうしますと、裏面の58ページも同じような考え方で、減価償却費の分でこのような予算規模が大きくなっているという形になるわけですね。

分かりました。ありがとうございます。

委員長（佐藤健太君）　そのほか質問ある方いらっしゃいますか。

委員（佐藤八郎君）　ナンバー8の31ページ、公害対策及び河川等水質検査事業ということでもありますけれども、河川・沼の場所と回数とこれまでの結果なり、調査したものの村民への周知はどうされていたのか、まず伺っておきます。

住民課長（荒　真一郎君）　河川等水質検査の結果でございます。提出しました追加の請求資料、こちらの43ページになります。43ページの真ん中から下が河川等水質検査の検査項目から検査の頻度、検体の採取場所、最終的な周知方法というところに記載してありますが、結果につきましては県のほうに報告をしております、県の調査結果と市町村が実施した測定結果を水質年報として、県が公表しているということになります。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　資料によれば、県が公表しているということで、村は村民に向けては特段公表していないということになるのか。そういう流れのやり方で、問題や課題はなかったのか伺っておきます。

住民課長（荒　真一郎君）　まずこの水質検査につきましては、水質汚濁防止法に基づきまして生活用水の測定をするというものであります。これまでもずっと検査を継続してきておりまして、これまで特に基準値を超えたというような結果は出ておりません。

ということから、これまで特に広報なりで周知をしてこなかったのかなというふうに認識しているところではあります、今後村民にも周知が必要かどうかについては検討させていただければというふうに思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　先般新聞報道された啓発目標値の超過、水質のことなので。ああいうふうに出されると、日頃河川や沼の検査はしているよね、しているのは分かったけれ

ども、内容的に我々は知らされたことがないという人が圧倒的に多いんですけれども、今の答弁だと県の公表でちゃんと公表されているということなんですけれども、県が出しているからということじゃなくて、やっぱり村民に対して丁寧に公表したほうがいいんじゃないかと私は思うんですけれども、その点はどうか。

例えばP F A Sがあったように、この間一般質問でも聞きましたけれども、水質が悪くなった問題があるように新聞にぼんと出されると、一気に不安になってくるわけです。なぜなら圧倒的に84%が山林、除染されていない飯舘村なので不安が広まるわけです。そういう意味ではどうなのかなと思って予算を見ているんですけれども、いかがでしょう。

住民課長（荒 真一郎君） 前回県が行った検査において、有機フッ素化合物P F A Sが国の暫定目標値を超えたという報道がなされました。多くの村民で不安に思っている方もいらっしゃると思いますが、今回村が行う水質検査につきましてはP F A Sの検査項目は含まれておりません。今回国の暫定目標値を超えた箇所については、県が引き続き監視をし、追加の調査をすると伺っております。

今後県と協議をして、公表の仕方も含めて、調査の結果も含め今後県と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） P F A Sについては、この間もそういう回答でしたので。せっかく年2回、沼は1回やるので、状態は知らせたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

次、ナンバー8の32ページ、浄化槽の設置整備事業ということでありますけれども、これまでの台数、今年度の5人槽、7人槽の数は出ていますけれども、これはどのぐらいあって今回の予算というふうになるのか、伺っておきます。

住民課長（荒 真一郎君） 村のほうで浄化槽の台帳を持っておりまして、現在村内にある浄化槽の数については、個人、事業所、公共施設も含め1,075基が設置されているというふうに把握しております。令和7年度の予算につきましてはこれまでの実績、令和6年度につきましては3基の助成をしております。

ということからして、令和7年度についても令和6年度と同数の予算を措置しているところでありまして、今後新年度になりましたら浄化槽の整備事業の補助金については、村民に周知をしてみたいです。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 1,000基を超える実態があるということですが、対象要件というのは5人槽、7人槽それぞれあって撤去の費用も上がっているのです、撤去できる要件というか事業としてどんな要件があるんでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 提出しました追加請求資料の44ページになります。44ページの上段、浄化槽設置整備事業補助金、ここに補助限度額という表があります。今回撤去費用ということで転換、古い浄化槽なりそういったものを新しくする場合、その浄化槽の規模及びその撤去する単独処理浄化槽なのか、くみ取便槽、合併処理浄化槽、こ

これらの種類によってそれぞれ補助限度が決められております。

上のほうに補助金の交付要綱というものがあまして、主に住宅、それから対象人数、家族が10人以下、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、またはくみ取便所を使用していた建物に接続する、こういった要件を満たした場合に補助が受けられるというものであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 特に単独処理浄化槽撤去費の要件とは、上の浄化槽を入れるに当たっての経費は4万5,000円、これは上限なのかどうか分かりませんが出るという流れですか。

住民課長（荒 真一郎君） おただしのとおりでありまして、新しい浄化槽を設置する際や古い浄化槽等を撤去する際に、この撤去費用も補助対象になるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 同じページの可燃ごみの放射線測定、これ35万7,000円ということで、実務としてはどのようにされて、どういう測定をされているのか。

住民課長（荒 真一郎君） 提出しました請求資料の44ページ、先ほどの下の部分、可燃ごみ放射線量測定ということで、今回行っておりますのは可燃ごみの焼却を村は南相馬市のほうに委託しております。南相馬市で受入れする際、南相馬市の住民の方にも飯舘村からのごみを受け入れるという説明をした際、どうしても不安に思われる方もいたというふうにお聞きしております。

村としてもお願いするに当たって、まず自分たちで村が放射線量については測定して、常に基準値以内に収まっているかどうか、その辺を確認をしてお願いするというものでありまして、採取方法は月1回、年12回測定を行っております。

流れとしましては、検査工程にありますとおりに収集したごみをランダムに1袋測定業者が持ち帰りまして、検査方法に書いてありますゲルマニウム半導体検出器を用いて測定を行うということで、ごみ袋から約2キロぐらいの検体を取って、その放射線量を測定する。放射線量の測定結果については、その都度業者から村のほうに結果として報告を受けているということでありまして、特に結果についての公表というのはしておりません。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 結果云々の公表はしていないということで、南相馬市には検査結果はその都度毎月報告、月1回やっているからやった分は報告されて、村民には知らせない。

ごみ問題は福島市の市民の方はいろいろ、今度福島市は大分厳しくなって云々ということでもありますけれども、飯舘の部分放射線のごみなので全く違う話ですけれども、いずれにしろ出している村民自身もある程度分かった上でやったほうがいいんじゃないのかなと思うんですけれども、南相馬の受け入れる側には出すんだから、村民に公表するのは何ら問題ないんだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 可燃ごみの放射線測定の結果につきましては、こういう測定を

毎月実施していることについては南相馬市のほうにお伝えしておりますけれども、結果についてはお伝えしておりません。毎回異常なしという、検出限界値未満ということでしたので、そのとおり対応しているところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 未満なので知らせなくていいので、未満以上になれば知らせるんですね、村民にも。

住民課長（荒 真一郎君） 検出限界値未満も、その測定条件・気温とかによって最低1キロ来るまで2ベクレルから9ベクレルの範囲内で、毎回検出限界値が変わっております。超えたら周知するのということでもありますけれども、ここについてはまだ超えておりませんので、超えた場合については検討させていただきますが、もちろん南相馬市のほうにはそういう状況は伝えていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 県も行政、村も行政なので、県は超えたからすぐ新聞で飯館で2か所と発表したわけだ。すぐね、村さ事前に知らせてあったのか知らないですけれども。だからそうではなくて、もし超えたものがあれば村民にきちんと知らせながら対応するというふうにするのか、県みたいなことでやるのか。

住民課長（荒 真一郎君） 測定の結果超えるような場合があった際には、原因究明も含めなんですが、村民のほうに知らせることは可能であると思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 50ページにいきますけれども、食品農作物などに係る放射性物質の不安を回避するために村内10か所分ということで予算ありますけれども、体制はどんな流れでこの不安解消の事業を進めているのかと、報償のほうはどういうふうになっているのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 資料50ページの食品放射性物質の検査の体制はどうなっているのかということでございます。

村内10か所あるうち3か所につきましては、地域・行政区の方々が主体となりまして検査物の受入れから検査機器の操作等を行っております。そのほかの7か所、並びに今の3か所の部分の補助といいますか、そういうことで民間事業者のほうに委託をしまして、委託の中で検査をしていただいているというような状況でございます。

すみません、もう一つは報償というふうにお聞きしたんですが、報償については今のようなお話で基本民間業者は委託でありますので、委託料の中からその費用を支出しております。行政区の方々がその中に関わっていただいておりますので、その方々に対しては報償という形はあるかと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 検査結果については村に、地域での3か所と委託した7か所、きちんともらっているということですか。そして、ホームページか何かで公表されているんですか。お知らせ版の中で出しているだけですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 測定結果の公表についてであります。まず簡単なものは、今回追加資料の中の50ページをご覧くださいなのですが、その中段ほどに食品放射

性物質検査ということで、10か所の検査結果を令和元年度から令和5年度まで、数等でこのように掲載をしているところでもあります。

それで、おただしの公表の部分についてであります、これら検査結果の公表についてはもう少し詳細なものを、もちろん村としましても結果を把握しておりますし、広報いいたてお知らせ版の中で定期的にお知らせをしている。さらにはホームページの中で、これ全てそこの中に公開をしているところでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） ここに出している最高測定値と最低測定値がありますけれども、これは単位は何でしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 失礼しました。単位につきましては、ベクレル・パー・キログラムということになります。

委員（佐藤八郎君） 8,000ベクレル云々だとすると、かなりの部分があるなというふうに思いますけれども、こういうことについてはホームページ・広報で知らせているからということで、何も問題にすることではないということで村民全体が分かるような形にはしていないし、村を訪れる方が見て分かるようなものが何もないので、それでいいということなのか。

私は放射性物質なり放射能・放射線というのは、健康な体なり命に関わる問題だという認識があるものですから、村民の健康・命を守る上で心配なので言っているだけですけれども、心配なものを心配という流れできちとしたほうが来る方も、今日も京都のほうから飯館訪問に来ている方々がいますけれども、自分らで測定しているから、測定能力を持っている人たちだから測ったり何なりできるけれども、そうでない人は、例えばY O I T O K Oツアーに参加したからって、全部持って来ればいいんですけれども、測定値を持ってこなければ、見て歩くだけでは案内する人が説明しない限り分からない。分からないでいいわけではないので、現実には現実、実態は実態として分かるような努力をすべきだと思っています。そういう意味で聞いております。

次に移ります。

委員長（佐藤健太君） 八郎委員、回答もらいます。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問ありがとうございます。そういったご心配、食品ですと直接体に入るものでありますので、ごもっともかというふうに思います。

それで若干補足いたしますと、この検査所10か所のモニタリングにつきましては、地域の方をはじめ採取した食品、野菜や山菜・キノコ等も含めて取った方が、自主モニタリングという形で、この作物は本当に大丈夫なのかどうかということで測定に来られるのが多いというか、ほとんどであります。

その場で検査結果については一応ご本人にはお知らせしているところではありますが、先ほど言いましたようにホームページにおきましては、要約版ではなくて測ったものを全てそこに掲載しております。もし村外からお越しの方で、今村内のものはどのような状況なのだろうということでご心配なのであれば、全て載っているといたってもその人が気になるものが載っているかどうか分かりませんが、取られた地域と品目、そ

して放射線量が載っておりますので、その辺りをご参考にしていただければということです。

さらに申し添えますと、今回の結果は専門機関が専門的なやり方でしっかりと測ったものと比較しますと、村の放射線測定機能をフルに使って参考に測っているものということですので、そういう数値でご覧になっていただければというふうに思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 失礼しました。

51ページにおける大阪万博展示事業ということで、予算的には20万円ということなんですけれども、これは業者がやるので費用を支援するという形なのか。この事業、村としてはどう関わって展示をしていくのか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 大阪万博出展に対する村の進め方、関わり方ということでございます。追加資料の51ページのところに、少々詳しい資料をつけました。

大阪万博は、今年の4月13日から10月13日までの期間で開催されるものでありまして、今回村の展示期間としましては資料の（2）にありますように、5月18日から5月25日ということで予定されております。

そもそもこの取組でありますけれども、（4）にありますように福島復興企画基本コンセプトということで、福島県の復興を大阪万博の地でPRする、アピールするというようなことで、その目的でそういう枠が設けられているものでございます。読みますと、「世界的に未曾有の複合被害に直面した浜通り地域の現状や今後の未来を紹介することで、震災前に戻るのではなくて社会課題解決の先進地として再生を目指すストーリーを力強く発信し、共感の輪を国内外に広げ風評を払拭しつつ、ともに復興を考え調整する交流人口・関係人口をより一層拡大する」というのが目的ということになっています。

村としましては、（5）にありますように未来志向型農業体系、木質バイオマス施設を中心とした取組等、さらには廃熱を利用したトマト栽培工場、これについて展示をしたいと考えておりまして、せっかくの機会でございますので、3Dマップと言われる立体的に表現する機械を用いまして、現地に展示を行いたいというふうに考えております。

今回予算計上しましたのは、こういった機器を現地まで輸送するための費用ということでありまして、そのための費用でありまして、実際に現地には職員、あとは職員以外の方にもお声がけをしながら関わっている方々、もしバイオマスとかトマト栽培工場の関係も含めて一緒に同行してPRができたというふうに考えておりますので、まとめますと、こうした展示ブースを用いながら現地に職員ほか派遣をしながら、いろいろ訪れた方に村の取組をPRしてまいりたいというふうに考えているものであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 未来志向型農業体系だから、今課長が言われたのは分かるんですけれ

ども、飯舘の今の実態をお知らせもしないで未来型ばかり言って、今の流行に乗っかって宣伝して目的・成果を求めていくということですが、実態をお知らせもしない、村の現状を。それでこんなことだけで、だから20万円で上がらないでしょう、職員やいろいろ今後経費はどこで予算を取っているのか分かりませんが、村民の誰がそんなことを望んでいるんですか。飯舘村民が今の生活の中で3Dを宣伝して、村に来るようなことをやってほしいと誰が望んでいるんですか。

国から必ず飯舘も参加しろと、県からとか何か言われてやるんですか。職員の中でこんな考えを持っている職員、仕事としてこういう案を出している職員がいるんですか。村民の生活実態と何がくつつくのか。まだ事業としてやった事業でも何でもなし、この間火事を出して騒いだばかりの施設が事業をまた展開して、それに金を出していくという、どこを向いて村の予算や執行をやろうとしているんですか。やることあるんじゃないですか、もっと。20万円だからというだけでは済まないでしょう。これから職員やら参加者を募ったりして、経費を出していくんだとすれば。

それが今ベターなの。村民主人公の村づくりをする上で、ベターなんだ。このトマト栽培工場、いずれどのぐらいの規模で何人雇用してやられるのか分かりませんが、何も示されていないし計画もまだ明らかでもない中で、どこから要望が上がってこれをやることになっているんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） どこからの要望というところはちょっとあれですけども、委員おただしのとおり、村の現状を知っていただくというものの一環だというふうに見ていただいたほうが正しかろうと思います。特に関西圏の方々は村に訪れる機会は非常に少ない、大阪大学の方とか相当来ていますけれども、それでも関西から西の方々はほとんど村のほうに、福島県に来ることがない中で、報道も少ない中で、なかなか村の現状を含めて被災地の現状を知らないのではないかと、非常に私たちも危惧しているところです。

今回は、村の復興、被災地の復興という言葉はありますが、これをきっかけにして村の中に人を呼び込みたい、交流人口の活性化ということが下に書いてあると思いますけれども、じゃあ未来志向型農業とはどういうことなんだ、被災地でどんなトマト栽培をしていくんだ、そういうことでお越しいただいて、お越しいただいた中で村の現状を知っていただくということが非常に大事だというふうに思いますので、今回事業化をさせていただいているところです。

村の中でPRすべきものはたくさんもっとあるというふうに思いますけれども、なかなか限られた期間、限られたスペースということがありますので、木質バイオマス発電事業については国の事業費を使わせていただいて整備をしたという部分もありますし、廃熱利用でトマト栽培を関東圏の大きな事業者さんと連携して出荷をしていく計画で今事業者さんが動いておりますので、そういった意味では今まで村になかった大きな活動になりますので、それをきっかけにしながら村の実情を知っていただく方をさらに増やしていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。



委員（佐藤八郎君） 村長の言えるのは、そういうことを言うんでしょうけれども、現実に村民がそういう方向で誰か考えているわけでもないし、実際蔵平の施設のトマト栽培工場でそういうふうになっているのは見通しも何も分からないし、訪問や交流の場のきっかけにしたいという村長の意向も分からないではありませんけれども、だったらもっと違うこともちゃんとやったらいいんじゃないかと思いますけれども、実態というのはね。

移住者の中にいっぱいいろいろな思いがあって、何十人かの方にいろいろ聞くと、飯館を応援したいという気持ちが根底にあって来ているんです。でも、途中でやめて帰った人もいたり、牛飼いを途中でやめたような人も最近聞いたりしていますけれども、いろいろあるみたいですが。

いずれにしろこのことによってどれだけの成果、目標は立てているようではありますが、今まで今日何人の方が質問した中で、目標がはっきりしていないで予算だけつけている事業も多々あったと聞いていましたけれども、こういうことにはちゃんと目標というものを立てて、そして職員まで派遣してなんてちゃんと具体的になっているんですけれども、村民の生活全般なりまだ半分も帰れない村民の生活を見たときに、大阪万博にということは違うんじゃないかと。

過去に、ニューヨークまで行って「までい」の説明をして帰ってきた方もいるようなので、その類いかなと思いたくなりますけれども、いずれにしろ飯館という実態をちゃんと知らせて、そういう中で交流を進めてほしいなと思います。

村長（杉岡 誠君） 委員おただしのおり村のPRという形で参りますので、そこはしっかり努めたいなというふうに思います。

なお、大阪大学の件をちょっと先ほどお話ししましたが、大阪大学はコロナの最中も含めてかなりの頻度で来ていただいています。大阪府内の非常にいい大学ですが、今100名以上に多分なっていて、大熊町さんと飯館村を必ず訪問するというので、去年も2回に分けて1週間ずつ、たしか村の中に泊まったというふうに思いますが、そういう交流にもつながっている。

そういう学生さんたちは、実は物理学系の方だけでなくいろいろな学部の方が関わりながら、村の中で実際に自分たちで土壌等を採取して測量をして、自分たちの目と手を使ってきちっと測る。それを理解した上で、また持って帰っていくということを学生さんの世代がやってくれているというものも、この万博の会場に行くことによって一緒になってPRできるんじゃないかなというふうに思いますし、あるいは学祭のほうで村の産品を大学生自身がしっかり売り切っているというのがここ数年間続いていますので、実は関西圏とかなりのつながりを持ちながら飯館村は今やってきているんだよと。

蔵平に来る事業者さんも広島で、東広島市じゃなくてどこでしたっけ、ちょっと名前忘れてしまいましたが広島から来る事業者ですから、そういう方との広域的なつながりの中で、なお村が前向きながらも課題も持ちながら前に進んでいくんだよというところをしっかりとケアしていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） ぜひそこを忘れないで、頑張ってもらいたいと思いますけれども。大阪万博自体いろいろな問題がありまして、ガスが発生しているんじゃないかとかいろいろな問題もあって、危険でないのかという部分もありますけれども、それはそれとしてあれですけれども。

飯館の太陽光発電、不動産屋さんは全く別な人、入ってくる業者は広島の方、大阪だか広島の方が入ってくるという流れもあって、いろいろな方が飯館に関わっているのはいずれにしろ分かります。金もうけにしろ、応援にしろ、支援にしろいろいろな方がおりますので、村長が言う大阪大学もその1つだなということで理解しました。

そのことは終わって、55ページにおけるふくしま森林再生事業、4億5,200万円以上の予算がありますけれども、今のところ5行政区での事業であるが、内訳と実施しての成果というのはどういうものを求めているのか。

産業振興課長（三瓶 真君） 資料の55ページ、ふくしま森林再生事業のこれまでの事業の内訳と、今後成果としてどういったものを求めているのかというご質問であります。

これまでの事業実績につきましては、追加資料の52ページに資料を掲載しております。平成30年度から事業を開始いたしまして、表の上から同意取得業務であるとか年度別事業実施計画の作成、あとは実際の森林整備業務、そしてその森林整備を管理する総合管理業務、そして準備業務というような形で進んできたところであります。

表の中段ほどになりますが、令和6年度までのそれぞれの森林整備業務、3番になるんですけれども、その合計で今のところ285ヘクタール余りで森林整備を終えるというような見込みになっております。あわせて、その下に広葉樹林再生事業というのがあるんですけれども、これは読んで字のごとで広葉樹林の山林が対象になる事業ですが、これも併せて令和5年から取り組んでおりまして、こちらのほうも約30ヘクタールほどが森林整備を終える予定ということになっております。これらがこれまでの実績ということになってまいります。内訳については表をご覧くださいというふうに思っております。

今後の見込みでありますけれども、今後の見込みにつきましては表の中段ほどに令和5年度と令和6年度におきまして、番号2番で年度別事業実施計画というものを発注しております。この中で、令和5年度は深谷、あと令和6年度は関根・松塚、宮内、大倉、伊丹沢、今のような地域で今後の森林整備を進めるにはどういった山林が適切か、その計画をつくっているところでありますので、まず今後はこういった地区を中心に、森林施業を進めていくというふうにしたいと考えております。

これまで、森林整備によりましてそれぞれ間伐を進めてきたところでありますので、それによって森林の多面的機能と呼ばれる部分が再生に向けて健全化が図られているというふうに思いますし、あとは林業関係の事業者にも事業発注しておりますので、そうした林業の活性化にもつながっているものと思っております。

また、副次的なものになるかもしれませんが、この事業で出た木材等につきましては市場への流通をはじめ、最近では蕨平の木質バイオマス発電所の燃料として活用を図

っておりますので、村の林産材の活用も図られ始めてきているのではないかというふうに思っているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 細かくて見づらいので、ちょっと質問しますがけれども、課長ご存じのように飯舘村は森林面積75%、公有林がたくさんありますので国のですからあれですがけれども、いずれにしる間伐や林業事業者への発注というか、バイオの燃料とかと今答弁ありましたけれども、問題は震災前は飯舘では林業に関わるグループ・団体は相当の数があったわけです。そこで収入を上げて、相当のなりわいとして生きていた村です。

だから、今答弁したことを聞いていると、他人事の話か何か知らないけれども、本気になって森林を再生なり森林を育成なりさせようという気構えが見えないんですけれども、そこまでやれるものではなくてこれは終わる事業なんですか、今年か来年この事業は2つとも。広葉樹林も答弁あったので、両方終わる事業なのか。20行政区全体の森林にきちんと反映されているものなのか、そこからそういう林業グループなり、そういう仕事をなりわいとする人たちが育つのか、育てるのか、そういう事業を何か考えていらっしゃるのか、どうしようということなのか。

村民全体に、山を思う気持ちのある村民、飯舘を心配するみんなに分かるようなこういう見通し、何年もかかる前に。5年だか10年だか分からないけれども、今事業終わるような話もあったので。総合してどういうふうに見ていったらいいのか、75%の森林がどう変わって、どういうふうに発展していくんだろうなというのを、現時点で今年予算の中でどういうふうにか村は変わっていくだろう、森林について。分かるような答弁を求めます。

産業振興課長（三瓶 真君） 村の林政の今後ということかというふうに思います。

まずご質問にありました、この事業が終わるのかどうかということでもあります。こちらの事業は、今のところ確かに分かっているのは令和7年度までの事業ということでもあります。ただし、これにつきましては復興道半ばということも踏まえて、県側でも継続が必要という強い認識を持っているというふうに伺っており、予算の要求は継続してやっていくというお話でありました。林野庁のほうからも今帰還困難区域における森林の施業というものを検討し始めていますので、こうした事業を続けていく必要があるというふうに認識しているというお言葉は聞いているところです。

はっきりと令和8年度以降も何年間続くということはこの場では申し上げられませんが、そういったことを踏まえたと、令和8年度以降も続く可能性は高いのではないかというふうに思っているところであります。

あと2番目でありますが、この事業が20行政区に波及するものなのかどうかということでもあります。ご質問にありましたように、飯舘村の面積の75%ありますので、これを全て里山あるいは奥のほうまでやるとなると、膨大な時間と労力がかかるかというふうに思っております。その中で、里山と呼ばれる部分だけでも森林再生をしていきたいというふうに考えておりますが、施業をするに当たっての放射線等の問

題もありますので、その辺を見極めながら場所は今のところ決めていると。

さらには、森林整備をするに当たりましては作業用の林線道の整備も必要ということで、これは令和6年度に予算を取って発注しておりますけれども、今後その施業に必要な林道をどのように計画していくか、これは将来的に県の補助事業を活用しながら林道を整備するというようなことを見据えながら調査を進めているところでありますが、そうした形でできるだけ今計画を立てている地域以外にも広めてまいりたいというふうには思っております。ただ、20行政区全体まで行くかどうかというところは、今のところ不明であります。

あと3つ目に、林業の担い手を育成するのかどうかというところでもあります。今の事業の流れですと、委託事業という形での発注の形態を取っておりますので、そうしますと事業を受けていただく方々、委託先、さらには下請等で働いていただく方々を育てなくてはいけないというのは、面積が今100ヘクタール規模近くになってきておりますので、非常に必要なこととなってきております。

ただ現実問題として、なかなかそうした団体なり人が村内には限られているという状況ですので、将来的にはこの辺りも踏まえて進めていかないと、いずれ受け手がいなくなるという課題も見えてきているところであります。そこにつきましては、現時点で具体的な方向が定まっているわけではありませんが、今後事業遂行に当たっては併せて考えていくべき課題というふうに認識しているところです。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 課長と私が議論しても、何も見通しは立たないかもしれませんが、山ですから林道、もちろんそして間伐であれば全間伐でないのも、山全体を植林ということになっていかないということもあるし、だから一体どういうふうにして、山の再生なり植林を進める形で取り組もうとしているのか。

例えばですけれども、花粉の飛ばない杉を12号線沿い何十町歩に植えるとか、そういう現代的にやられている場所が何か所かあるわけですし、あとは山の労働者の在り方だって養成して育成している自治体だって何十も日本中にありますよ。そういうところもきちんと研修するなりなんなりして、放射性物質はある飯舘村だけれども、そういうものがない地域の林業の状況はどうなっているんだと。

それを、何とか放射性を上げることを少なくしながら再生につなげる、植林をして山の復活をさせることにどう結びつけるんだということを予算の中で何にもうたっていないで、こんな大阪万博に僅か20万円にしろ200万円にしろやっているときではないんですか。

14年たって山を一步も出ない、里山をあっちこっちちらほらと何行政区かやって、20行政区の見通しも持たない、何の調査もしない。労働者を育てようもしない、何にもないじゃないですか。75%は見捨てて平らなやりたいところだけやるんだったら、国の除染作業と同じだよ。自分らのやりたいところだけ決めて、勝手に16%だけやって、飯舘は除染が終わったかのように言っているのと一緒にじゃないですか。村を守り、村を発展させるために働く行政執行部が、それでいいわけがないでしょう。何とかし

なくちゃならないじゃないですか。

ある程度山を全間伐して植林してみるとか、二枚橋方面は花粉の飛ばない杉を全部植えてみるとか、花粉は相当な距離を飛びますから飯館の県道12号線の周りを植えただけだってかなり飛ぶのは飛ぶでしょうけれども。いずれにしろ、何かみんなの希望や里がよみがえるような、森林がよみがえるようなものにつながって、そこに労働者が集まってくるような、そういう仕掛けをちゃんと。何にもないような予算書、新しいものがほとんどない予算書で、私どもは審議するのは楽かもしれません。

だから、私と三瓶課長と議論している問題ではないので、その辺は国・県含めてきっちとしていただきたい。山に植林できる状況までつくらないと、山は再生になっていくかないとは思いうし、そこで働く人たちのなりわいが成り立つようなものにしていくのも、一つの基本的な問題だという意識を持って進めていただきたい。

村長（杉岡 誠君） 担当課長のほうでは事業ベースで国と協議をしていますから、かなり具体的な話をさせていただいたところですが、少なくとも私も福島県町村会の役員でもありますので、その中で環境対策に向けた取組の推進ということで原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことができないふくしま森林再生事業をはじめとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間後も事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

県の町村会としてはこういう事業名を具体的に出した要望というのはかなり珍しいんですが、ふくしま森林再生事業と私さん言ってきましたので、実はこれはかなり具体的に国のほうに刺さっているというふうに思っております。その上で委員がおただしのとおり、どういうふうに森林を再生していくかというのは、まさしく森林に手を入れていくということから始まることです。

追加資料の52ページ、非常に細かい字で申し訳ありませんが、平成30年度のときは8,700万円ぐらいの予算実績から始まっています。その翌年は4,400万円ということで、1億円を超えるような事業費がなかなか国からはもらえないんじゃないかなという思いもありましたが、今年度4億5,000万円まで当初予算で増やしておりますので、それが村としての姿勢、国からしっかり予算を獲得しながら、県から来ますけれども予算を獲得しながら、おっしゃるような形で将来植林ができるような形、あるいは間伐の中でより光が入って獣害対策にもなるような、あるいは道路際のほうの除雪とかが少なくなるような、そういう森林の在り方というものも非常に大事だなというふうに思いますので。

もう少し全体計画が見えるようにというおただしだと思いますので、少し工夫をさせていただきたいというふうに思います。広報なりなんなりで、これからの森林行政の先行きを皆様と共有できるような工夫をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

#### ◎散会の宣告

委員長（佐藤健太君） 委員にお諮りします。ほかに質疑のある委員はございますか。

まだ質疑がある委員がございますので、明日も委員会を継続いたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。なお明日12日も、午前10時からこの場にて委員会を再開します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後4時47分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月11日

予算審査特別委員会委員長 佐藤健太

令和 7 年 3 月 1 2 日

令和 7 年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第 3 号）



令和7年3月12日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

|      |       |      |       |  |
|------|-------|------|-------|--|
| 委員長  | 佐藤健太君 |      |       |  |
| 副委員長 | 佐藤眞弘君 |      |       |  |
| 委員   | 飯畑秀夫君 | 花井茂君 | 横山秀人君 |  |
|      | 佐藤一郎君 | 渡邊計君 | 菅野新一君 |  |
|      | 佐藤八郎君 |      |       |  |

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

|             |      |                |      |
|-------------|------|----------------|------|
| 村長          | 杉岡誠  | 副村長            | 中川喜昭 |
| 総務課長        | 村山宏行 | 村づくり推進課長       | 佐藤正幸 |
| 住民課長        | 荒真一郎 | 健康福祉課長         | 石井秀徳 |
| 産業振興課長      | 三瓶真  | 建設課長           | 高橋栄二 |
| 教育長         | 高橋澄子 | 教育課長           | 高橋政彦 |
| 生涯学習課長      | 山田敬行 | 会計管理者          | 庄司稔  |
| 農業委員会<br>会長 | 原田直志 | 選挙管理委員会<br>委員長 | 伊東利  |
| 代表監査委員      | 高野孝一 |                |      |

◎職務のため出席したものの職氏名

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 志賀春美 | 書記 | 伊藤博樹 |
| 書記   | 佐藤将樹 |    |      |

## 飯舘村予算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。定足数を満たしています。

これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（佐藤健太君） 昨日11日に引き続き、総括質疑を行います。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭にはっきりと発言をお願いいたします。

これより質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） おはようございます。

ナンバー8の63ページの道路維持での路肩、のり面などの事業1,300万円ありますけれども、内訳と、実施するための要件というのは、どんなのが、どのぐらい危険度があつたら直すとか、そういう何か要件か何かあるんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 道路の維持補修業務ということで1,300万円の計上になってございます。こちらは道路の路肩とか路面とか、交通に支障となるような場合に安全を確保するために補修を行うということでございます。現場での判断にもよりますけれども、交通に支障にならないよう維持補修を進めていくという内容でございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、例えば、村民の方なり道路管理している方が使っていて、これは直してもらったほうがいいなって申し出た場合、どのぐらいの部分が、要件としてじゃあ直そうかというふうに、修繕しようかというふうになるんでしょうか。それは何かないんですか。

建設課長（高橋栄二君） 例えば路肩であれば、路肩がそっくり落ちているような場合とか、あと、路面であれば穴が空いて段差が生じているような場合とか、例えば橋との部分で段差があつて、交通に支障があるというような場合には、段差解消のための舗装の補修とか、あとは、例えば上側ののり面で土砂が崩れてきて路肩のほうまで出てきた、例えば側溝に土砂が入って水の流れが悪いとかというような様々なことはございますが、おむねそういうふうな形で維持補修のほうを進めていくということとなります。

委員（佐藤八郎君） 前にも、村の道路で、冬を過ぎると段差ができたりするようなところがあつて、言ったことあるんですけども、福島市役所にも言ったら道路維持管理だからすぐ直していただきました。だから、維持管理だから、それはそれで直せるんだと思いますので、よろしく住民の声を聞いてぜひ対応を願いたい。

続きまして、ナンバー8の76ページ、教育振興費で、いわゆる中学校の教科書改訂に伴っての予算だというふうに説明ありましたのですが、この中学校の教科書変更というか改訂になったことで、子供たちにとってこの改訂でのメリットといいますか、どんな点がよく改訂の理由になったり、指導の中でどんなことを新たに加わったものなのか、教育長から伺っておきたいと思います。

教育長（高橋澄子君） 佐藤八郎委員の質問にお答えしたいと思います。

小中学校の教科書は、原則として4年ごとに採択替え、使用する教科書の変更を行います。令和7年度は中学校、今八郎委員さんもおっしゃいましたように、中学校、後期課程の教科書が変更になります。児童生徒たちには教科書が国から無償給与されますが、教師用の教科書、指導書等は各市町村で新たに購入する必要があります。

佐藤八郎委員の、教科書が変わると子供たちの力はどのように変わっていくのかという多分ご質問だったと思うんですけども、そのことでは、まず、全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、各学校で教育課程を編成する際の基準である学習指導要領が文部科学省で定めてあります。教科書が変わっても、教科書を教えるのではなく、教科書を使って学習指導要領の内容を身につけさせなければなりません。逆に言えば、学習指導要領の内容を身につけさせやすい教科書を採択しているということでもあります。教科書が変わることにより、教師も指導法を工夫し、子供たちに学力がつくよう努めていく必要があります、よりよい指導法で学ぶことにより、子供たちも変わり学力もおのずとついていくものと考えます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 何人かの委員からもありましたけれども、飯舘の学校、大変全体としてはいい方向でやられているのでね、ぜひもっと力をつければ、もっと飯舘に誇れる人間が、人々が育っていくということで、ぜひそういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ナンバー8の80ページになります。交流センター修繕工事412万5,000円。これ、説明の中で9年経過したので改善工事をするということですけども、この建物とか機器などの点検と、見通した修繕の交換などの計画はどのようなふうにあるんでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 交流センター修繕工事の質問であります。こちらにつきまして追加資料要求がありましたので、追加資料の63ページのほうをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、まず理由、原因というふうに記載があります。エアコンの室外機上部に雪が積もるというところで、今現在、屋根等がないと。雪が積もると特にホールの暖房が効きが悪いということもありまして、この分を暖房効率を上げるように屋根を設置したいということ。

それから、経年劣化、地震等の部分での張り替え等も検討しております。工事の内容につきましては、ここに書いてあるとおり、エアコン室外機の屋根設置2か所、それから内装工事、特に住民から利用に当たって目立つところといいますか、そういったところのビニールクロス張り替え、石膏ボード張り替え等。それから玄関前、入り口のところのインターロッキングの沈みがありまして、利用者がつまずくときもあるということで、沈みの調整等を行います。

基本的には交流センターができて9年目ということでありまして、いろいろ調子が悪いところ、修繕するところが出てきております。特に計画といいますかそういうのは定めてありませんが、利用者にとって影響があるところを修繕していくという形で考えてお

ります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 3.11以後に建てたものなのですけれども、その後、建物に障害があるような大きな地震が2回ほどあったんですけれども、そのときにはそういう状況はなかったのですが、今回9年が過ぎて出てきたという流れでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 交流センター、平成28年に開館されたということでありまして、その後、福島県沖地震が2回ほどありましたが、令和4年の3月に起きた福島県沖地震において、何か所かホール等のクラックといいますか、張り替えする部分がありまして、その部分につきましては、その後補修といいますか張り替えをして、町村会の建物災害共済の災害見舞金ということで申請をしたケースを令和5年度に行っております。

委員（佐藤八郎君） 続きまして85ページ、保健体育総務費で屋内コート火災報知器更新工事552万2,000円ということで、これも説明で7年経過しているのという説明がありました。交流センターの部門は9年、この件は7年ではありますが、各施設機器の管理責任者は配置されると思うんですけれども、全体的にこの管理責任者の配置と、役割、責任というのはどういうふうに果たされて、随時報告があって、何年先を見通して、こういう部分はそろそろ交換とか修繕が必要になるんじゃないかという見通しが立つような流れになっているのかどうか併せて伺っております。

生涯学習課長（山田敬行君） 資料ナンバー8の85ページの、屋内コート火災報知器更新工事のご質問であります。こちらにつきましては、上段にあります12節の委託料の中の消防設備保守点検業務6万5,000円ではありますが、こちらで業者のほうに委託をして、報知器、探知機が作動するかどうか等、消防法に基づいた点検は行っております。今回の中身につきましては、追加資料の一番最後の63ページになりますけれども、原因というのが保守業者に聞き取りしたところ、詳細は不明だという部分であります。これ何かといいますと、屋内コートの20メートル以上の屋根の上に設置してあるものですから、作動するというのは確認は取っておりますが、誤作動といいますか、真夜中とか貸館がない時間帯に発報して、業者が見たところ火災はなかったというのが数回起きました。原因は、虫とかほこりとか結露等が原因ではないかというところでありまして、今回、火災感知器を光電式、いわゆる煙の反応するところを赤外線式10個にして、あわせて、屋内講堂の天井で高所作業車が必要なものですから、そのたびに修繕してはお金がかかるということもありまして、今回、場所を天井部から壁面上部のほうに移動しまして対応するということでもあります。今回、その修繕工事を行えば、高所作業所20メートルに対応する部分でない、小型の高所作業車で対応できるということで、維持経費の修繕で今回お金はかかりますが、今後、維持管理経費の軽減につなげていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 火災報知器云々は分かりました。

総務課長に伺いますけれども、各施設機器の管理責任者、きちんと配置されて、どこの施設に行っても責任者というような名前が載っているようなので、されてはいるんだというふうに思いますけれども。その報告義務というか、何か施設管理していく上で、将

来的に中長期的なものの、そういう検討する場といいですか、計画といいですか、そういう場合はどのようにして、今のような火災にならないのは当然ですけども、そういうことはどういう流れで今されているのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 各施設の管理についてということではありますが、基本的に各課所属の課長が、防火の管理あるいは建物の管理ということに指定されております。今回の交流センターの部分とか、それからスポーツ施設の部分につきましては、これについては、日常の管理の中でエアコンが効きづらい、それから住民が利用するに当たって支障が生じるかというような確認があった場合、そういったことについては、いわゆる体制のほうの協議の中で修繕の方向は決めております。

火災等の感知器、これにつきましては、当然施設の防火設備上必要でありますので、この部分については協議の上、今回改修させていただきというものでございます。基本的に改修計画、大きなものがないのかということでもありますけれども、村で今のところ考えておりますのは屋根の塗装です。どうしても10年程度でさびというのは心配されますので、これについては定期的に経過を見ながら、どのぐらいのスパンでそういった防さびの塗装を行うか、あるいは修繕のほうを予定するか。そういったところを協議をしながら行っているというのが現状でございます。

委員（佐藤八郎君） 今屋根の塗装はありましたけれども、そういうふうに各施設なり、そういう過去に、ここ10年来とか20年来にどんなものがどれだけの中で修繕になったか、交換になったかとかいう事例はいっぱい役所にあるわけですから、それを見たときに、今新しく建てた交流センターはまだ9年だから、この辺はまだあと何年ぐらい大丈夫だとかという、そういう中長期的な見通し、予算が必要となる見通しというのはつかめるんじゃないかと私は思っているんです。そういうものは、全体的に村が今保守管理している部分でどのぐらいあって、どういう計画なりを持っていらっしゃるのか、そういう協議の場なり検討する場合は、全て何か壊れたり何か起きなければやらないのか、委託に任せて管理しているのか、その辺は姿勢としてはどうなんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的に、財産台帳の中で今持っている村の建物、そういったところについては、どのぐらいのスパンでの改修が必要だろうというもくろみはあります。ただ、それをまともにやっていると、多分村の財政がもちませんので、当然長期化、延命化を図らなければならない。そのためには、細々した部分についてのいわゆるメンテナンス、そういったことは気がついた段階で補修をしていかなきゃならないというふうに考えております。例えば庁舎でありますともう30年以上たっておりますけれども、役場庁舎ですと、昨年受水槽、こちら初めて交換をいたしました。これもずっと水漏れがしているということでご指摘はあったんですが、そういった全体のところを見ながらということで、昨年令和6年度に行った。もう一つ、今度いわゆるキュービクルですね、受電施設。こちらについても初めてということなので、令和7年度の予算で計上しているというところでございます。

ご指摘のところで、長期的なところの計画、あるべきではないかということでもありますけれども、村としても、全体の大きな動きというのは持ちつつも、やはりそのときその

ときの部分で即時対応しなければならない。それを優先するというでもありますので、それを踏まえながら、計画的な財政につながるように、今後も施設の管理のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（飯畑秀夫君） 私のほうから何点か質問いたします。

資料ナンバー7番の2ページ、一般会計が111億円、5年、6年連続で100億円を超えているということですが、村の復興に向けて今までやってきたわけですが、村民に対してどのように利便性というか、村民に対してどのような事業を行ってきたのか。また、村民に対してこれから議員もいろいろ要望した中で、これから質問する中に、事業等見ますと含まれているもの、前年と同時のものが多数あるということ。これを数字的に見るとだんだん予算が減ってきて110億円、もしかしたら次年度はもう100億円を切っていくのかなというところで見ているわけですが、この一般会計の予算額としての推移とかを、一応推測しているのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 資料ナンバー7のほう、100億円超えが7年連続というふうな形、また111億5,500万円、この数字につきましては、史上8番目ということになります。

これまでも行ってきた事業、震災以降、いわゆる復興復旧予算でありますので、この分については国の国庫を中心としながら、復興予算ですので充当が100%、村の持ち出しがないというような形でずっと進めてきたというところでございます。予算規模的には若干ずつながら減ってはきている、これは事実でありますけれども、震災前、こちらの村の当初予算、大体20億円後半、それから30億円前半。多くても三十四、五億円というような、そういうような状況でございましたから、ほとんど今の行っている予算というのは、復興の事業ということでご理解いただければというふうに思っております。

その中で、当然復興を進める中で、だんだん必要がなくなってくる事業もございます。また一方で、今後、まだ復興道半ばというところがあるので、今後ずっと継続しなければならない、そういった情勢もありますので、そういったところ、それぞれの事業をしっかりと見ながら予算化を進めていくというところでございます。

委員（飯畑秀夫君） 今総務課長からあったとおり、まだ復興道半ばということで、この予算を見ると復興予算がもう6割を占めている。自由に使えるというか、使えるお金は4割ぐらいだよということで理解するところでもあります。同じ資料の6ページ、議会費の次、総務費。総務費の今年度の予算が27億円。昨年より23%下がっている。その中で令和7年度の主な内容ということで、派遣職員給料等負担金ということで8,000万円計上されています。この予算額が前年度より下がっていて、この8,000万円人件費プラスになるということは、復興に向けて何ていうのかな、国とか、専門家に来てもらわなければいけなかったのかちょっとお聞きいたします。

総務課長（村山宏行君） 県職員の給与であります。資料ナンバー7の7ページのところ、摘要欄を見ていただきますと、前年度の比較を括弧書きで載せております。逆にこれは1,600万円増えているということでございます。これは何かといいますと、国あるいは他の自治体、そういったところから村のほうの業務を行っていただくため派遣をいただい

ております。そういった方々の給料分ということでありまして、令和7年度については増えるという見込みで考えております。

委員（飯畑秀夫君） 必要だということでは分かっているんですけども、この金額に対して増額、去年より1,600万円増えている。この財源は交付税で来るのかお伺いします。

総務課長（村山宏行君） こちらはあくまでも復興のためということでありますので、復興特交で見込んでおります。

委員（飯畑秀夫君） 地方交付税が33億円、ちょっと増えていますけれども、そういう交付税の中に4ページの地方交付税が増えています。こういう、この中に含んでいるということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） この中で、純粹にそれがということではございませんが、基本的に復興に係る部分については、交付税あるいは特別交付税、こういった形で補填をされるということになってございますので、その中で見ているというところでございます。

委員（飯畑秀夫君） 同じ資料の8ページ、一般会計歳出予算額の推移として、左上、義務的経費としまして最低限歳出の必要なもの、人件費12億6,000万円、扶助費とあと公債費含めて19億円がかかるわけですが、総務課長の説明では最初110億円の中の6割が交付税、その他4割ぐらいと、使える27億円とか以前は30億円だったと。その30億円40億円の中で、義務的経費がもう20億円、その他社会福祉関係が入ればほとんど使うことができない感じかなと思って見ているんですが、この人件費が今増えていますけれども、これは復興道半ばでいろんな事業があつて、人がまだまだ足りないということの理解でよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 震災前の予算と単純比較というものではございませんが、資料ナンバー4、先日、昨日ですか、お話をしました職員数、こちらのほう見ていただければというふうに思うんですが、187ページになります。

こちら本年度は166人ということでの計上でございます。そのうち会計年度任用職員が53人。村の職員がどのぐらいかというところと正職員は約70名です。ですので、その人数で当時何とか動かしていた。ところが今はその倍以上の人数で復興事業を行っているということですので、単純に比較はできないというふうには認識をしております。

その中で、今後いろんな事業を進める上で特に不足をしているのは、基盤整備関係の技術者、そういったところについてはまだまだこれから必要だというふうに思っておりますし、また、圏域が非常に広がっているということで、いわゆる福祉関係、そういったところについては、人も、マンパワーが必要ですし、扶助費のほうもそこで必要になってくるというふうに認識しております。

委員（飯畑秀夫君） 総務課長おっしゃるのは分かります。人件費に関しても働き方改革で基本給を上げたり、村のほうでも大卒、高卒の新人の方の給料も上がるわけで、これに関しても、また人件費がプラスになっていくという形で理解しております。

続きまして、ナンバー8の資料でお伺いいたします。ナンバー8の8ページ、9款1項2目消防団運営費に要する経費についてお伺いいたします。私消防団に入っておりますが、昨日も夜警で小宮地区を歩いてきましたけれども、よく集まりの中で、今消防団が

この説明のとおり、216名必要なところに実際133名。やはり自分たちに議員さんとかって一緒に気軽に声をかけてもらって、たくさんの方があつたので言いますけれども、私福島からとか原町、遠くから来る、大変だ、実際もうちょっと交通費等々、報酬とか上がれば助かるんだという声もあつたんですけども、活動すれば4,000円出るんですけども、以前はもっと低かったのかなと思うんですが、2,500円から3,000円。いつからこの4,000円とかに変えたのかって分かりますか。

総務課長（村山宏行君） 消防団の行動費、ここの部分についてであります、多分昨年だったと思います。そういった声をお聞きしまして、昨年度の当初から金額のほう、近隣の市町村の状況を見ながら、それに合わせる形で改定をしたというふうに記憶しております。

委員（飯畑秀夫君） 昨年変えたのは、多分団員の報酬を2万幾らから3万6,500円に変えたのかなと思うんですが、私もいろいろ行きたびというか、やっぱりみんな頑張っている人たちに、だんだん人が集まらなくなればあれだね、来てもらいたいし、議員としてもやっぱり伝えなきゃいけないので、村長に直接やっぱり言ってくれという声もあつたので、私は団長として言つてと言いましたけれども、ほかのところを調べると、今飯館村自体は団員が1年間3万6,500円、班長が4万3,000円、部長が6万円とここに記載されていますが、ほかのところを見るとやはり人手不足とかあって、団員を実際5万6,500円、班長6万1,500円、部長7万3,500円、副分団長が7万3,500円できているところがあるんですが、分団長に来ると10万円台で、上位団長、副団長、分団長に対してはこの報酬で結構、市とかやっているところがあります。下の階級の方の1回来るたびにやっぱりあげるといっても4,000円あげたばかりでは、これ報酬を先ほど言つた役場職員の70名を見てほかにもプラスされているという、働き方改革で今給料が上がっているところもあるので、これ給料じゃないですけども、ボランティアですけども、報酬的なものの団員の見直し、216名を取っているのであれば、この中でやりくりしながら少しでも報酬等の改善ができないかちょっとお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 近隣の状況でそういった実態があるということでありますから、改めて調査をして、そういった部分の改善につながるように検討してまいりたいと思います。

委員（飯畑秀夫君） 近隣ではなかったかもしれませんが、すみません。

あと続きまして9ページ、9款1項3目消防団施設に要する経費についてお伺いいたします。消防施設整備時とか、あと下に昨日質問もありましたけれども、防火水槽を設置するということをお聞きしていますけれども、以前も言いましたが、火の見やぐらの件でちょっとお聞きしますけれども、20行政区にあって火の見やぐら今現在やって、自分ら小宮地区、山辺沢地区は解体してということ言つてありますが、解体してという行政区があとほかになかったのかどうかちょっとお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 火の見やぐらにつきましては、建てた時期が一緒ということがありますので、構造も一緒ですので、老朽化によって危険だということも確認をしているところでございます。そういったところの部分を行政区のほうに照会を行つてあります



が、当初予算では今見ていないというのが現状であります。ただ、ご指摘のように解体したほうがいいというところもありますので、これについては、今後検討を進めながら、補正予算で対応したいというふうに考えております。

委員（飯畑秀夫君） 実際、私、小宮地区なんですけれども、小宮地区の山辺沢の以前の集会所の前の火の見やぐらが、頭だけなくなって、ちょっと村民の方にどうしたんだって、解体入ったのかなと思ったら頭だけ何か飛んでいったみたいで、役場のほうに電話して、頭は多分役場のほうで持っていったということなんで、やはり危険だから解体してということだったんで、同じ年数であればほかにもあるのかなと思うので、山辺沢のものも解体してほしい、区長さんのほうからも多分いっていると思うんですが、もし区長のほうでも予算とか、業者だとお金がかかるのであれば、自分らで重機も持っている人がいるから、もし山辺沢とかで小宮行政区で壊してくれよといえばできないことないということをやちょっと区長さんから言われたので、あくまでも業者を通さなきゃいけないものなのかちょっとお伺いしておきます。

総務課長（村山宏行君） 大風で屋根の部分が飛んだというのは把握しておりまして、村のほうで撤去いたしました。こちらについては補正予算を取って解体のほうを進めたいと思います。やはり高い建物ですので、危険ですので、万が一のことを考えますと、やはり専門の業者に解体いただくのが筋かなと思いますので、しっかり補正予算で対応したいと思います。

委員（飯畑秀夫君） ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして10ページ、9款1項6目防災訓練費についてお伺いいたします。地域防災センターの運営に要する経費についてお伺いします。電気料についてお伺いいたします。

地域防災センターに、草野小学校にいたトーネットが入るということを聞きましたけれども、もしトーネットが入れば、草野小学校は業者が分離してお金を払っていたのが、トーネットはもう払うことはないのかちょっと分かりませんが、電気代はどんなふうに、もしトーネットが入った場合になるのかお伺いします。

総務課長（村山宏行君） トーネットにつきましては、草野小学校のほうの活用との関係で防災センターのほうに移動していただくというふうになってございます。今防災センターの管理のほう、そちらについても、トーネットのほうにできないかちょっとお願いをしているところでありまして、電気料の部分についてその中の協議で考えたいというふうにあります。ということで、今調整、協議中ということですので、ご理解いただければと思います。

委員（飯畑秀夫君） 防災センターもそういう活用をしてもらえれば非常にありがたいと思います。

続きまして、隣の11ページ、それに関することで、草野小学校、2款1項5目の下のほうの電気代、草野小学校の電気代も、昨日委員からありましたけれども、これから分けるという形なんですけれども、草野小学校も何か振興公社が移動するという話を聞いているんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今現在、振興公社、草野小学校のほうで運営を行っておりますが、

あそこの建物自体を、誘致した企業が全体を使いたいというような意向もありまして、振興公社と調整中であります。多分ご指摘のように、振興公社、今移転先を検討しております、今協議中ということでもあります。よろしくお願いします。

委員（飯畑秀夫君） もし、振興公社が移動すれば、トーネットさんも移動すれば、草野小学校はいなくなるので、いる会社が使う、使用するということなんで、そうなるともう、分離しなくても水道代電気代はその会社に全部負担してもらうということでもよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 仮に1社があそこを全てということになれば、そのようになるかと考えております。

委員（飯畑秀夫君） 同じく8ページの17ページ、2款1項6目移住・定住・交流事業費について伺います。

移住・交流事業の下に第6次総合振興計画に掲げる、次の目標達成に向けてと書いてあって、①村内のなりわい人口、2030年に約1,570人にする。②村の人口、住基人口の減少スピードを緩やかにするということが掲げていますが、令和23年に4,200人と予定されていますが、人口動態を見ますと、もうすごい早めに今進んでいるのかなと思うところで、それに対してやっぱりこの隣の事業内容、交流・移住・定住促進支援事業で、移住者、定住者を募るために9,420万円、1,700万円をプラスしたのかなと思うんですけども、去年の事業もあったわけですが、去年これを通して村に移住した人は何人、何世帯いるか教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 令和6年度の移住者の世帯人数等ではありますが、細かい資料を手持ちで持ち合わせておりませんので、ちょっと調べてから答弁させていただければと思います。

委員（飯畑秀夫君） たしか今年国勢調査があつて、人口が分かるわけですが、一説によれば、飯館村にはもう夜になると1,000人もいないんじゃないかと言う人もいるし、今人口多分四千四、五百人かなと思うんですが、これやはり移住・定住の中で移住した人が、このいわゆる3ど°でしたっけ、窓口になっていますが、もし移住した人が何かあったら3ど°の窓口で相談するという事で今までやっていて、これからも同じなんじゃないかな。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住サポートセンター3ど°が村の移住希望者に対してのワンストップ窓口というようなことで業務委託をしております。通常の転入とかそういった部分については、直接住民課窓口のほうにいらっしゃると思いますが、村の中で移住・定住というようなことで、新たにそういった形で住みたいというような部分、職業相談の部分もありますし、学業のほうの相談とか生活、そういった部分のいろんなあらゆる面についての相談については、移住サポートセンター3ど°のほうで窓口というようなことで、令和7年度についても令和6年度と同じように進めていくというような考えであります。

委員（飯畑秀夫君） ちょっとよく聞こえなかったんですが、移住された方からちょっと言われたのが、移住していろいろ大変なこともあるということで、村長さんに会えないかということをおっしゃられて、村長は直接は難しいんじゃないかということで、議会のほうの

窓口へ行ったら、3 ども のほうに予算をつけてあるから、移住・定住のほうで取りあえず相談してくれよという形だったんですが、当時は、当時というか今も、やっぱり移住した人もその同じ窓口に一応相談する形でよろしいですか、移住してきてからも相談できるんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住者が村長と直接お話をしたいという部分については、3 ども については窓口ということじゃなくて、役場の総務課の総務係のほうへの相談になるかと思います。村内での生活とかそういった部分については、そういった悩み事相談については、サポートセンターの3 ども の窓口で相談をいただければということでありませう。

委員（飯畑秀夫君） どこでも人口不足で移住・定住に力を入れていますが、やっぱりこれ移住した方も、さっと来てやっぱり住む場所を探して仕事がない。そして、実際に来たけれども仕事なくて、どうしたらいいんだって、村で任期職員とかで使ってくれないのかって私も多数言われました。でも、それはなかなか移住したからって使ってくれとは難しいんですけれども、そういう制度が本当あれば、移住した人も住む場所と働く場所があれば村に定住してくれるわけですから、やはり来て、この3 年4 年5 年、期間が終わったらいなくなっちゃう、いなくなると言ったら失礼ですけれども、そういう人もいます。移住・定住の中でもっと村長に言わせれば、村にはいろんなメリット・デメリットもあるよということで、その辺、はっきり移住センターで、村に来たらやっていると思うんですけれども、やっぱり一番は仕事ですね、どういうふうに伝えているのか伺いたします。

村長（杉岡 誠君） 働くところの紹介という部分について、ちょっと担当のほうからご説明申し上げたいと思いますが、私、移住に関してのメリットとデメリットということで、デメリットというふうに言ったことは多分ないと思いますので、移住をぜひしていただいて、長く定住していただきたいと。そのために村として足りないところは、委員おただしのとおり、なりわいとしての働く場所が、もともと農村でもありますから、なかなか多くのサラリーマンとして働ける場所が多くあったわけではないというのを承知しておりますので、これまで企業誘致あるいは産業振興ということでいろいろしてきたという部分がございます。

それから、住む場所がないというのもご指摘のとおりでありまして、いろいろと解体事業もありましたので、もともとの村民の方々がお持ちの住家が、相当程度ないという部分がありますので、それでも空き家としてお貸しいただけるところはないかというのを昨年一生懸命担当のほうでやりまして、令和6 年度中、多分10 件以上の新しいエントリーがあったかなというふうに思っていますし、既にそこに新しく入る方も決まってきたというふうに私は聞いているところです。

それから働くところの話は、移住支援センターの3 ども のほうでレクチャーはしているということなんです、なかなか村内の企業さん、それぞれの企業さんがいつ募集しているかというのが統合的に分からないという課題がありますので、その辺は何とかならないかということ、実は担当から私からも事業者のほうにお願いをして、例えばホー

ムページをつくってみるとか、皆さん何ていうんですか、ハローワークのほうに情報としては出されているんですが、その情報を移住支援センターとして全部知っているわけではないということもありまして、そういう情報の収集の仕方について検討ができないかということを、令和6年度当初の頃に事業者さんが決まってからお話をして、いろいろ検討していただいているのかなというふうに思っているところです。

まだ足りないところはたくさんありますが、委員おただしのとおり、いろんな足りないところを見つけて、一つ一つ改善していかないとこれはならないものですから、ないものを見つけてあるものにしていくということをしっかり努めていきたいというふうに考えております。あと、足りないところがあれば、担当のほうから回答させていただきま

す。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど令和6年度の移住者、移住世帯についてのご質問がありました。2月末時点の数字ではありますが、単純な転入ではなくて、こちらで一応取決めというか、規定しているのが、5年以上住む方、住む意思がある方については移住だろうというふうな捉え方で見ますと、5年以上住む意思がある世帯については13世帯、人数では21人が令和6年度2月末までに村内に移住をされているというふうな数字であります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 続きまして、18ページ、2款1項7目18節、みがきあげよう！ふるさと補助事業についてお伺いします。昨日もあって、各行政区20行政区、みがきあげよう！ふるさと補助金でいろいろ1から4まででしたっけ、項目があって、それに2つ以上該当しなければ利用できないということでしたけれども、それで間違いないでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） みがきあげよう！ふるさと補助金については、特別こういった項目を行っていただきたいというような項目1つ以上を実施をすることというふうなことで、1つ以上であれば8割で、2つ以上であれば9割の補助金というふうな取扱いになっているところです。

委員（飯畑秀夫君） この前、小宮地区で山辺沢の総会があって、花見とか、みんなで交流してどこか行くかという話があって、みがきあげようの予算があるんじゃないかって言ったら、ちょうど区長と組長さん、自分のところは一緒なんです、高橋区長のほうから、みがきあげようはちょっと使い勝手が悪いというか、何か結構難しいようなことを言ったので、もし各行政区、小宮にすれば各組があるというか、山辺沢組とか何組とか細かくやる、昔から付き合いがあるところ、そこのところに、もし花見とか懇親会するのには利用できるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 行政区内で取決めの中で、こういった事業について取り組みたいという計画をきちんと策定していただいているのであれば、それは十分可能なかなというふうに思っているところであります。

委員（飯畑秀夫君） 花見とか、講演みたいな感じで講師とか誰か第三者が来なくても、小宮だったら小宮の行政区の人が集まれば、申請、コミ担の人に言えばできるということ

よろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） コミ担に言えばというようなことではなくて、行政区内でしっかりと、今年度の事業取組はこういったことを行っていくですよというふうな計画を立てていただければというようなことで、計画の内容につきましては、昨日渡邊 計委員からもあったように、補助対象外になってしまうような項目もございますので、こういった内容ではどうでしょうかという部分については、行政区でしっかり計画を練った上で、コミ担を通じ村の担当のほうにちょっとご相談をいただければというふうに思っているところです。

委員（飯畑秀夫君） 今年度、今1,700万円弱余っているということみたいですが、当初三千何百万円あったと思うんですが、やっぱこれを使い勝手がいい、分かっている行政区は利用して、ちょっとやっぱりこの計画等難しい、ちょっと分からない行政区が今お金残っているのかなと思うんですが、令和7年度中にこれを全部使い切らなければならぬですね。もう一度確認させてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、分かっている行政区は使って、分かっていない行政区はという話もありましたが、全ての行政区さんできちっと分かっているんじゃないかなと思います。それは、コミュニティ担当職員を通じて村でこういった事業を行っていますよというようなことは、毎年毎年総会なりそういった部分でも、また役員会等でもきちんとお伝えをしているはずでありますので、分からない行政区さんは多分ないのかなと。

ただ、行政区の避難の状況とか、役員の体制とかそういった部分で、なかなかばらつきがあるのは仕方がない、当然のことかなと思っておりますが、その中でも計画的に年間の計画を立てて、積極的に実施していただきたいというふうなことで進めてきたところです。ただ、なかなか4年目、5年目になって、ようやく行政区の中でも体制が整うとかそういった部分で、後半になって活用するというような行政区があるというのも事実でありますので、今後、第7次総合振興計画等に向かって、また同じように地域づくりの部分で、計画を練っていただくようになっていくのかなと思っているところでありますが、しっかりと、行政区内で行政区を盛り上げる計画を策定していただければというふうに思っているところであります。

余っているというような言い方をいただきましたが、余っているということではなくて、どうでしょうね、しっかりと活用をし切ることができなかったというような行政区さんについては、5年目、令和7年度が5年目でありますので、残ってしまった部分については、残念ながら次の年に、次の年度に繰り越すというようなことでは村としては考えていないというふうなことを、行政区さんのほうにも伝えさせていただいております。新たに令和8年度以降の計画を立てて、その中で、村でもしっかり予算化をしながら盛り上げていただくような事業を展開してまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 3月には各行政区の総会があると思うので、そのとき、役場職員の方からも、この辺、説明のほうしてもらえればありがたいです。

続きまして、22ページ、6款1項8目宿泊体験館きこり管理事業についてお伺いします。

この管理業務について調理師2名を入れて、そこで食事等できるようにするというところで、本当にありがたいことであります。もしこれが進んでいったときに、今のやまぼうしですか、簡単に軽食、食べられるものがやっていますけれども、それは、これが始まればなくなるのか、どんなふうにするのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） きこり内にあるやまぼうし、軽食であります。これについては、震災前もそうですが、お風呂を利用された方等がくつろぐ畳の部屋の脇で軽食等を提供しておりました。このスタイルは、しっかりとした食事が提供できるようになった後でも継続して行っていくというふうな計画でございます。

委員（飯畑秀夫君） できるだけ早めに進めてもらえればありがたいです。

続きまして、25ページの7款1項2目深谷地区産業団地整備事業についてお伺いします。予算額として約9億円計上されております。深谷地区産業団地整備の物件補償費としてありますが、ここの物件はもう全部買上げというか、この手続は済んでいるのかお伺いいたします。あれば何件あったか、もし分かれば件数もお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 深谷地区の深谷地区産業団地整備の物件補償費であります。昨日、横山委員のほうから追加資料というようなことで提供を求められておりました追加資料の30ページになりますね。30ページに物件移転補償費の明細というようなことで記載をさせていただいております。

金額については、個人個人の方の財産、そういった部分にも関わる部分でありますので、内容をここに明示をさせていただいたところです。

対象者については、ここにあるように5名の方と、あと東北電力、NTTというような部分の物件の補償内容でありますし、ここの上にありますように、建物、工作物、立木、動産移転、その他の雑費としての諸費用、そういったものについて補償するということで、基本的にはその物件を、補償費でありますので、ご自分で必要な部分について全て移動していただいて、ただ、どうしても現地に不要になって残ってしまう分については、工事等でも見ていきたいとは思っておりますが、基本的には補償という形での費用弁償になるというようなことであります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） その上の飯館高校解体費用として6億円ちょっとありますが、これ飯館高校はもう令和7年度に解体に入るというたしか説明だったと思うんですが、これと同時にトータル的なこの深谷地区の産業団地の事業の、今最初に申しましたこの9億円、これで全部終了する、解体費用と、物件補償費と、あと産業団地にする費用を入れてこの9億円ということではよろしいでしょうか。これからまだ費用がかかるのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 資料ナンバー8の25ページの上の部分であります。今ほどありました深谷地区産業団地の旧飯館高の解体工事、これについては令和7年度と8年度、2か年にわたって解体の期間が必要だというようなことで今おります。校舎本体については、上の部分は令和7年度中に解体、基礎の部分については令和8年度になってしまうかなというようなことであります。またそのほかにも、校舎以外にも畜舎とかいろんな小屋、小屋というか建物が結構残っておりますので、そういった部分についてほ

とんども令和7年度中に解体というふうに考えておりますが、一部令和8年度に残る部分もあるというようなことで、2か年にわたってそういった建物等については解体を進めていきたいということです。

その後、今度造成工事というようなことで進んでまいりますので、その部分については令和7年度の予算には計上はされておられません。

委員（飯畑秀夫君） 続きまして、28ページの2款1項10目防犯対策事業についてお伺いします。

13節の村内防犯カメラシステムの貸し料としまして、17台で1,500万円弱あるんですが、すみません、賃借料として記載されていますが、この中には、防犯対策、村に力を入れてということで議員からも言われていたと思うんですが、防犯対策の中でこのカメラも必要ですけれども、家庭用の防犯カメラ等の補助等の事業はできない、できないというのかお伺いします。

住民課長（荒 真一郎君） 村内防犯カメラシステムの賃借料でありますけれども、これは村が全村避難になった際に、村の防犯対策として現在まで国の交付金100%の事業で取り組んできております。ご質問にありましたが、個人用の防犯カメラということですが、現在補助の制度はございません。警察のほうで、行政区あるいは自治会単位での補助は、50%の補助は事業を行っているというふうに聞いております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） やっぱり補助している自治体もあるんで、カメラをつければ、やっぱり心配だという人に行政である程度補助してもいいのかなと思って、今いろんな業者、前も質問しましたけれども、鉄くずとか機械何かないかって歩いているいろんな業者が、いないところにも来ます。トラックで片言でしゃべる外国人も来ています。結構業者があちこち歩いて見て歩いている、そのときにやっぱり心配だという声もあります。もし、この17台のものを1台減らせばある程度の補助金の予算にできればいいのかなと思ったりもしますけれども、これに関してはもう17台で予算が決まっているので、新たにカメラ等の補助を村で今後やるとかという計画はあるのかちょっとお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 担当課長が申し上げたとおり、今現在、そういう制度あるいは事業はないということですから、当初予算に上げておりません。ただ、可能性としてこれからデジタル社会ということを考えていくと、様々な施策というのはあり得ると思いますが、例えば防犯に関してというと、防犯カメラというものは、カメラを見る方がいないと意味がないです。防犯カメラだけ設置しても、それは安心にはなるかもしれませんが、本当の意味で安全なのか分かりませんし、事件が起きた後にしか分からないということになるとあまり意味がありませんので、ある地区においては、人感センサーですか、を設置して、夜中に自分のお庭に入ってくると大きな音が鳴るようにしているところもあるというふうなそういう地区も、中山間の事業等を活用しながらですか、そんなことをやっているということもお聞きしたりもしますので、そういう各地区のいろんな動きというものを共有しながら、必ずしも、村が直接的な事業としてやるという形でなくてもできている地区もあるかのように聞いておりますので、そんなことを含めて情報共有して

いきたいというふうに思います。

ただ、一番最初に戻りますが、デジタル社会に対応するためには、もしかするといろんな形で、今回、行政区長さんのうちにも、タブレットかな、端末等を置かせていただくというような計画を考えていると思いますが、災害時の緊急連絡ということのためのいろんな施策というのは、今後も検討はしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

委員（飯畑秀夫君） 検討のほうよろしく願いいたします。

続きまして55ページ、6款2項1目林業総務費のふくしま森林再生事業についてお伺いします。各地区で、今森林始まっておりますが、昨日も質問があつて、八郎委員から、山を切るだけじゃなくて植林も一緒にしてもらいたい。私もそうと思いますが、森林再生事業に関しまして、小宮行政区はいつやるんだという声もあつたんで、もし、流れ的に今度次終われば次の隣の行政区に行く予定なのか、どういう、ちょっとお伺いしてよろしいですか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問のふくしま森林再生事業の事業予定の今後ということでございます。昨日もご質問をいただきましたこの事業であります。追加資料のところで、52ページのほうに令和6年度までの分のみでありますけれども、実績ということで今載せているところであります。事業の今後の予定の決め方につきましては、今比較的北側の放射線量の低いところから進めてきているという状況にあります。今後の予定としましては、この52ページの中段にありますところの、ナンバー、番号でいうところの2番目のところに、年度別事業実施計画作成業務というのがございます。こちらの中で、令和5年と令和6年度に、深谷、関根・松塚、宮内、大倉、伊丹沢という形で今計画をつくっているところであります。まず優先的にといいますか、早めに着手する地域としてはこちらが有力候補ということになってまいります。

そのほかの委員のご地元の小宮等につきましては、こうした計画の中で、まずは計画をつくっていくということになってまいりますので、その辺り、ほかの行政区からもいろいろと自分の行政区はいつになるのかとか、やってほしいという声があることは承知しておりますので、その辺りも踏まえながら、冒頭申し上げました、林政の状況であるとか、放射線の状況であるとか、そういうものを鑑みながら、これからは計画を策定していきたいというふうに計画しているところであります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 引き続きお願いします。この事業に対してですけれども、これから予算もついて、昨日八郎委員もおっしゃっておりましたけれども、担い手、また人を、山を切る林業のほうの若い人を育てなきゃいけないと私も思っております。小宮行政区でも今林業を頑張っている人がいます。地元でやっている林業業者に対して、村で発注するのであれば、優先的というか、村で頑張っている人、その人たちがまた若い人たちを使って増やせるようなことは考えているのか、あくまでも入札でやっちゃうのか、村のほうの雇用を守るのか、お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 現状をお話しいたしますと、規模感がだんだん大きくなってき



ているということで、事業委託の事業予算もかなり大きくなってきております。物によっては億を超えるような金額であります。そうなりますと、どうしても村の指名競争入札の基準というのがございまして、それに合致する事業者ということで、村内ですと森林組合さん、あとそのほか、村外の林業業者も含めて事業者には発注をしているということになります。今委員おただしの部分につきましては、じゃあ仮にその事業規模を細かく発注したときにどうなるのかというところはあると思いますが、やはり事業の適正執行上からいきますと、なかなかそういうことは難しいかと思っております。それに付け加えますと、事業を請け負った業者におきましても、自社だけではなかなか難しいところもありまして、聞くところによりますと、村内のあるいは村内外の事業者が下請に入って作業をお手伝いいただいているということも聞いておりますので、そのような形で波及効果が図られればというふうに考えているところであります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 分かりましたけれども、なるべく森林組合とかが取れば、地元業者、飯館で頑張っている林業の方々にそこから仕事を回して、そこからその人たちがまた腕を磨いて設備等を整えるような仕組みになればいいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして56ページ、6款2項1目鳥獣対策についてお伺いします。私も何回も言われていますけれども、言われているというか、村民から苦情がいろいろあるんですが、やっぱり猿、イノシシに対してすごい苦情というか、いたよという、もらっても私もどうしようもないんですけれども、そのときは役場さんに言ってもどうしようもないと思うんですが、猿に対して今回もうちょっと力を入れるのかなと思ったんですけれども、この事業に対して、猿用大型囲いわな設置業務とあと調査ですか、調査等で、取りあえず令和7年度の対策は2つなのかお伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 今のご質問のご回答に入る前に、前のご質問の最後にありました、なるべく森林組合がというくだりでございますけれども、あくまで指名競争入札でございまして、関係するところは平等に、そこは情報公開しながら入札をいただくということになっておりますので、あとは組合さん側にご努力をいただくということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

すみません、ご質問戻りまして猿対策であります。令和7年度の対策は何をするのかということでありまして、予算書のほうのナンバー8の56ページのところに予算が計上されております。

まず1番目は、概要のところの上のほうにありますサル駆除プロジェクトチーム、こちらのほうを引き続き編成をして、ほかの有害鳥獣に加えてさらに力を入れて対策を取っていくということで人の手当てをするということが1つ。あとは、先ほど委員からありました猿の大型囲いわなであります。これは、12節の委託料のところになりますけれども、これが2つありますので、これは猿を捕獲するのに効果的な場所にそれぞれ移設をしながら、集団で猿の捕獲を図ってまいりたいというような部分であります。さらに、その下の13節のところにもまいりまして、猿用の発信機用動物位置情報システムというこ

とで、発信機のついた猿の居場所の情報を監視することができるというようなものを、GPSを使ったものを導入しておりますので、それで猿の行動範囲を把握するということが、調査を行うということを行いたいと思っておりますのが、これまで行ってきた対策と同様の対策になります。

さらに、令和7年度は、若干戻りまして8節の旅費のところですが、モンキードッグに係る視察研修というものをやりたいというふうに思っております。全国の中には、一般の方が飼っている犬を、猿用の追い払いを行う犬としてその訓練をして、それで効果を上げている場所がございますので、その事例を行って見てきて、もし村の中でも導入が可能であれば、それを導入したいというふうに考えているところであります。

また加えて、先ほどの行動把握につきましても、猿対策としましては捕獲もさることながら、やはり猿の加害レベルと呼ばれる、悪さをする猿がどこにいるのかというところを把握しながら、群れ単位で管理することが、対策を取ることが重要ということで、県の専門委員からも指導を受けておりますので、そういったところの観点も置きながら今後の対策を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 猿のいる場所を分かるようにセンサーカメラとか発信機をつけているということで、その業者に私も会って、いや何者かなって、こうやって歩いていたのでちょっと見かけない人だなと声かけたら、猿いませんかって、猿を麻醉銃で捕獲してつけるんだと言っていました。その人に猿どうにかなんないかって言ったら、私らに予算つけてもらえればできますよと何か言っていたので、どうなのかなと思って。同じくやっぱり捕獲して麻醉しちゃうのか分かりませんが、今このセンサーをつければ、どのぐらい村でこの群れを把握しているとか、センサーをつけたのが今どのぐらい分かっていますか。今現在、何台つけたか。

産業振興課長（三瓶 真君） 村でセンサーをつけた猿と、それと県でセンサーをつけている猿がいるんですが、申し訳ありません、ちょっと個体数につきましては確認をさせていただければと思います。

委員（飯畑秀夫君） あと私からも一つ。同じ資料の76ページ、10款4項2目教育振興費について伺います。

その中の事業概要としまして、児童生徒学習用タブレット端末購入等、いろんな項目があるわけですが、タブレットを購入して、一緒に新しいソフトとかも替えるとかあるのか伺います。

教育課長（高橋政彦君） 今回のタブレットの購入費用ですが、令和元年度に入れたタブレットの入替えとなりますので、特段新しいソフト等は入れる予定はございません。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） GIGAスクール等、このAIを活用したために各学校でタブレットが普及しています。そのタブレットで、私ちょっと言い方悪くて、お聞きしたかったのは英語ですね、取りあえず外国語を話せなければならないということで、英語の教育に関しては4つの技能があるということで、読む、聞く、書くはね、点数はある程度いい、

五十何%で、話すという分野になるとテストで12.4%という形のデータが出ていて、学校でもそれに困って、英語の本当の外国人を呼んでやっていますけれども、そういうんじゃないくて、それも大事ですけども、本当に同じ英語で、タブレットの中にA I バディというか、いろんな日本だとスピークバディとかアメリカはスピークとかいって、英語のものをに入れて学習している学校もあります。こうなれば、タブレットで自分が何か生徒が話をすれば直接何か返ってくるみたいな感じで、先生と直接やるよりは気を遣わないとか勉強も進むということで、導入している学校もあるんですけども、村のほうもこういう英会話用の何かA I バディみたいなソフトを購入して実際にやっているのかお伺いします。

教育課長（高橋政彦君） ただいまご質問の英語のデジタル関係ですが、現在希望の里学園におきましては、英語の教科書についてはデジタル教科書を導入しておりますので、A I の中で、そのまま教科書は使えるというふうになっておりますので、現在委員のご指摘のあった読む関係、あと聞く関係はその中でできているというふうに考えております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） やっているということですけども、このタブレットが10台あったら10台、個別にもう10人が直接違う、直接一緒にこう会話できるシステムってことでよろしいでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 現在、教科書の中での会話というのはできることはないと思います。ただ、どのソフトを使えばそういったことができるのか、また、今後なるべく有料ソフトを使わずに無料のソフトでできるものをやはり使っていく必要があるだろうということで、現在様々な実験等を試しておりますので、うまくできるものがあれば、そこに導入していきたいというふうに思っています。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 無料であればいいんですけども、私が見たところを調べてみると、スピークバディとかスピーク、1,983円から3,300円、1台にかかりますが、もしこれ10台、20台あれば、多分、回してね、英語の先生たち週に二、三回あれば利用できると思うんで、これ有料でも良いものがもしあれば、私は導入すべきと思いますが、教育長のお考えをお伺いします。

教育長（高橋澄子君） 飯畑委員さんの前向きな質問ありがとうございます。

子供たちに対して、そういうふうなソフトを使って、よりよい教育をというふうなご意見だったと思います。現在のところ、今課長がお話をしましたようにデジタル教科書を使っております。デジタル教科書だとスピーク、話す相手は返ってはきませんが、聞く耳を持つというふうなことに限っては非常に優れております。そしてまた学校にはA L Tが常駐しておりますので、直接話をするというふうなことで、今対応しているところでありまして、有料のソフトをというふうなお話がありましたけれども、まずは人と人との関わり、直接息遣いを感じながらの教育というふうなことに力を入れていきたいと思っておりますので、今ある教材を使ってどれだけ子供たちに力をつけさせられるのか。そういうふうなことを先生方と共に考えて、関わっていきたいというふうに思っており

ます。

以上です。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

総務課長（村山宏行君） 先ほど飯畑委員のご質問で、消防団の処遇改善、私昨年からと申し上げましたが、正しくは令和5年の4月から改定されておりました。訂正をさせていただきます。

委員長（佐藤健太君） 飯畑委員よろしいですか。そのほか質問ありますか。

委員（横山秀人君） では、質問いたします。昨年、各議員が質問し、それを聞いている中でちょっと疑問に思った点もあったものですから、幾つかそのような質問も追加いたします。

まず、資料ナンバー4の予算書及び説明書の198ページ、債務負担行為であります。その中に補助金を5年間約束するということですが、財源を見ますと、国、県の支出金のほうから半分、約4,000万円が出るということですが、確認します。この4,000万円については、国か県、そちらについても、債務負担行為を既に行っているのかどうか。またはこの5年間は約束するよということ、国、県等から文書で回答書が届いているのか、そちらについて確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商業施設運営事業補助金の債務負担行為の部分であります。この部分について、県のほうで同じように債務負担行為というような形になっているのかということですが、それは多分ないというふうに思っております。県はあくまでも単年度ごとの予算措置として動いているという部分であります。ただ、補助要綱の中で、この事業については最初5年というふうなことで決まっております。5年間の途中で打ち切ることは考えられないというようなことで、今回令和7年度からの事業については5年間保障されるというふうに思っているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 今、県のほうは単年度対応ということでお聞きしました。もちろん補助要綱には5年とございますが、多分に解除要件、こういう事態になったら解除する可能性もあるよと。ですので、100%約束ということはもちろんない要綱だと思います。したがって、この県の予算が単年度であるのであれば、少なくとも、これを用いて補助金を出すわけですから、単年度、単年度なりにこちらの債務負担行為を行う。またこの5年間の約束を、どうしてもその業者さんのほうに伝えたいという形であれば、協定書とか、何かしら別な方法で行うべきではないだろうかと思っております。やはり財源の確定が県から取れない状況の中で、この5年間の債務負担行為を行うのは無理があると私は思います。これについてどのような回答になりますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） まず、債務負担行為についてであります。規定というのはございませんが、基本的にはいわゆる自治体の単年度主義という部分で、長期的な部分で1年たってそれを担保するというところで行われているものというふうに認識しております。こちらのいわゆる県のほう、要綱で動いているところでもありますので、こちらの部分が不確定ではということですが、基本的にはその要綱の部分で、いわゆる地方公共

団体同士の約束というふうに考えますので、その部分で5年間の分については担保されるものというふうに考えております。

委員（横山秀人君） 令和7年度で第2期創生の事業が一旦終わるということで、ずっと以前からこの先がどうなるか分からないというお話がございました。また、要綱は要綱であって、片方も債務負担行為をつけるならば、じゃあ県のほうもきちんと対応しているんだなというふうに思うんですけれども、今回に関しては、県のほうは単年度でいくというお話であります。であるならば、やはりこの債務負担行為ではなくて、協定書の中できちんと村の姿勢を入れるという形のほうが、より財務的にはきちんとした体制で臨むことができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今委員のほうから、協定書なりできちっと明言すべきでないかというお話でしたので、その方法もあるかと思いますが、村の今までの行政の姿勢として、予算事項に関しては議会の議決を経ずして勝手に確約するということはしないようにしてきたという部分があります。

例えば長期継続契約という、地方自治法上に基づいた、許された契約行為はありますが、その中にも必ず特約条項といいますか、ありまして、議会での議決を経なかった場合、それについては失効をしてその分賠償するような、そんなような要綱を入れることで結べる契約の様式は地方自治法上ありますが、一般的に任意の協定の中において今年度まで、額面ですね、税金を使つてのそういったものについて約束するというのは、これまでの慣例上ありませんし、今まで行政としてやってきておりませんので、ちょっとそれは難しいのかなと。それに代わるものがこの債務負担行為として今議決をいただく中で、しっかりと約束という形を取らせていただければというふうに考えますので、そういうふうに見ていただきたいと思います。協定書で全てをなすというふうになりますと、多分今までの議会の皆様と村との関係性の中でも、ちょっと違うことになるというふうに思いますので、その辺はしっかり今後も配慮させていただきたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 協定書に関しては分かりました。ただ、今回に関しては、指摘としては会計上確約のない、特定されていない財源を基に債務負担行為が5年間組めるのかというところの視点であります。実際、債務負担行為を組むということは、もちろん相手方にこれだけの補助金を出しますということを村が公にするわけです。ただ、その財源が、いや実は県から入るものだ。県は単年度でしかまづは約束できないと。ただ、一応要綱上は決まっているけれども、約束は単年度だという状況の中で、この5年間の債務負担行為が組めるのかというところの視点であります。ですので、私はこの財源の確約が県も取れていないのであれば、5年というのは組めないのかなというふうに思っています。再度ここで最終の質問をいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど村長からも答弁申し上げましたように、協定のような形であれば、議会の議決を経ないでというふうな部分も十分考えられる。それを踏るような決まりというふうな部分もないということでありまして、行政側のほうで一方的

に進めるような事務にもなりかねないというようなことであります。債務負担行為というようなことで予算にきちんと計上して、議会の承認を得るというようなことで、行政としての村の姿勢、そして議会としてもしっかりとこの商業者をフォローしていくんだというふうな承認を得るというようなことで、村議会の姿勢を相手方に対して示せるものとして今回載せさせていただいているものであります。協定という形であれば、財源がなくても村単独費用であっても、それは進めるべきということになるというようなこともあるかもしれませんが、債務負担行為においても、ここに予定として、次年度以降の予定額を載せておりますし、その財源の内訳というようなことで記載しております。そういった財源がもし確保できない場合においても、村としてきちんとこの債務負担行為というようなことでちゃんと担保しますよというような姿勢を、まずは見せることが必要であって、そういった財源がない場合には、また債務負担行為の変更というようなことで議会にお諮りするということも、当然出てくるかというふうに思っております。まず、そういったしっかりと今年度についても支えるんだというふうな、村に必要な施設なんだというふうな姿勢を見せる意味も込めて、今回は債務負担行為という形で進めるべきだというふうに判断しているところであります。

委員（横山秀人君） 追加で確認ですけれども、この債務負担行為に関して、県の財政、また県議会をご存じなのか。事前に相談してこれでオーケーですよと、県のところに入れていいですよという形の回答をいただいているのか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 債務負担行為、村で債務負担行為で予算化するというのはあるというような部分について、県についてのそこまでの確認の必要はないということで確認はしておりません。

委員（横山秀人君） 私もその知識的に足りない部分がまだありますので、ちょっと議会事務局を通していろんな調査をしたいと思います。

続きまして、資料ナンバー 8 の17、追加資料でいきますと11からになります。今回、交流・移住・定住等促進支援業務ということで、ご説明ですと約1,000万円、1,200万円弱昨年より増えて、この事業を9,420万円で行うということでもあります。もちろん先ほど成果をお聞きしました、すごく成果が上がっていると思いますし、また、よくSNSで、よく情報が入ってきていると感じております。今回この1,200万円ほどの金額が上がった部分に関して、どの部分が昨年と違って増えたのかのご説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 交流・移住・定住等促進支援業務、1,187万円ほど令和6年度と比較すれば増えているという形であります。大きくは移住相談窓口等のほかに、空き家・空き地バンクの登録、そういった業務の部分も入っているということもありますが、内容的な部分で見ますと、基本的に人件費もこの時代というようなことで、人件費は上がっているというようなものが一つ大きな要因にはあります。

そのほかに、移住者と村民との交流事業、そういったイベントについても増やしていきたいというようなことで、その辺に力を入れて、また移住者のフォローですね、移住してきた方のフォロー体制、そういった部分をしっかり進めていきたいという内容の部分で、経費が少し大きく、前年度よりは大きくなっているというような内容になっており

ます。

委員（横山秀人君）　　すごく1億円弱の高額な事業であります。こちらの事業に関しては昨年  
も確認しましたが、見積り等については何社から取得されましたでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　予算要求時の見積り等については、現在行っている業者か  
らの見積りをいただいての予算措置をさせていただきました。そのほかにも近隣の自治  
体で同じような事業をやっている、その業者からも参考程度の見積りというようなこと  
で、それは確認をさせていただいているところであります。

委員（横山秀人君）　　では続きまして、資料ナンバー8の52ページ、いいたて魅力向上発信事  
業について確認いたします。こちらについては、委託料が昨年より1,000万円、旅費に関  
しても100万円以上の金額が上がっております。追加資料として、47ページに詳細のほう  
をいただきましたが、これを見る限り、何か海外での展開にお金がかかっているのかな  
と思うんですが、確認いたします。この1,000万円、旅費も含めて上がった理由について  
教えてください。

産業振興課長（三瓶 真君）　いいたて魅力向上発信事業の予算増の理由ということでありま  
す。資料は、ただいまありました追加資料の47ページに、令和6年度の実績と令和7年  
度の計画を載せてございます。主な理由といたしましては、（2）の令和7年度事業計  
画、この中で大きな1番の大都市圏イベント開催による情報発信というものがございま  
す。令和7年度につきましては、ここでは仙台市、東京都等ということではしか記載がご  
ざいませんが、今のところ予定として8回ほどこれを開催したいというふうに計画をし  
ております。そうしますと昨年の（1）のほうに戻っていただきたいんですが、昨年度  
のイベント回数としては4回程度でございましたので、倍近い数のイベントを展開した  
いということであります。これは、昨年度から活動を続けていくに当たりまして、いろ  
いろと関係する方といいますか、つながりができた関係もございまして、その関係でイ  
ベントを増やすということになっております。

そして大きな2番の、大学連携による情報発信の2つ目の点ですね、ちょっとパリ、ギ  
ョームティル公立調理学校という、ギョームティレルでございます、ちょっと片仮名が  
間違っておりまして、正しくは一番下の5番に海外展開の目的というところに載ってお  
りますギョームティレルというのが正しい字でございます。失礼しました。こことのパ  
リでの情報発信ということを考えておりますので、そこで行うイベントあるいはそこ  
に行くための海外旅費、こういうことで予算が増えているというのが主な理由でございま  
す。

以上です。

委員（横山秀人君）　　この海外の交流については、ちょっとすみません、私も令和6年度の情  
報がなかったものですからホームページ等で調べました。先に結論を申しますと、まだ  
その海外展開に関しては、飯舘村は独自で行うのは早いのではないかと考えております。  
まず一つ理由に関しては、こちらのように、風評をなくすという形であれば、県が今避  
難12市町村なり相双管内なりという形で、この圏域に対して県が力を入れているところ  
であります。今回1,000万円以上の費用をかけて、この海外1,000万円かどうかとちょっ

と詳しい見積りは分かりませんが、少なくとも数百万円以上のお金をかけて海外展開を今行うことに対して、村民が理解を示すのかと。そう思ったときに、もっと国内または地域内、近隣というところでもっと飯舘村に来てもらう。魅力発信ですので、遠くの方じゃなくてそれを魅力を知って飯舘村に来ていただくというところでの事業展開という形が必要じゃないかと、そう思っております。私としてはこの海外展開は早いと感じておりますが、担当としては、今回予算に上げた以上、予算が通ればこの内容で行うという認識でよろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） まずご質問に対するお答えからであります。もし予算をお認めいただけるのであれば、担当としてはこれを実施したいというふうに考えております。

この経緯でありますけれども、実は令和5年度からこちらのお付き合いといいますか、そうしたものが今始まっております。令和5年度に、あちら側が飯舘村のことを訪れたことがございまして、そのときに、飯舘産牛であるとか、あぶくまもちを使った料理をご試食いただきまして、そのときに、ぜひ次はフランスで交流をしたいので来てほしいというようなオファーを受けたというところになっております。その後、昨年度も日本のほうに来日されましてタイミングがあったわけでありまして、令和5年度の時点で、来るイベントについては令和7年度でどうだというようなお話があって、それに向けて調整を進めましょうというようなことで、やってきた経緯がございます。こちらのほうも、委員からありましたようにもっと近くで飯舘村の魅力を発信するべきではないか、これも非常に大切なことというふうに思います。そうした関係もありますので、今年は、先ほど説明しましたように、日本国内といいますか仙台が中心ですけれども、仙台におけるイベント数を倍近くまで増やしまして、より広いところで、より多くの方に飯舘村の魅力を発信したいというふうに考えておりますが、加えて、風評被害払拭ということもありますけれども、海外のせっかくのご縁でありますので、その場所でも飯舘村の産品の魅力や安全性というものを発信することが大切ではないかというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） これ復興予算で100%国から来るということで、最近読んだ記事ですと、避難中に市町村のある自治体の長が、この復興予算について、本当にこの成果があったんだろうとかきちんと見直すべきだろうという記事を読みました。そう考えたときに、今予算があるからという形で外国との風評払拭に飯舘村が行くということに関しては、復興予算があるからできることであって、これがなくなればもちろんできない。金の切れ目が縁の切れ目のような形で。なぜそう思うかというと、ラオスの学校建設がありますけれども、あれこそがずっと継続的に村とやっていくなら、それも今もやっているなら分かります。けれども止まっている。そういう状況を見ますと、本当にお金がなくなると、すぐぱたっと止めざるを得ないということになってしまうのかなと思います。ですので、私はこの海外展開についてはまだ議論の余地がたくさんあると思っておりまして、こちらについては、私はまだこの予算の中ではもっと検討が必要かなと思いますが、先ほど回答の中で、予算が通ったらこのとおりいきたいというお話ですので、こち



らについてはもうこれ以上質問いたしません。

続きまして、追加資料の62ページ、そして資料ナンバー 8 の78ページ。昨日回答をお聞きして、昨日の晩何度考えても、この飯舘村に来るツアー、2泊3日で1人50万円の事業費、もう何度考えても、これこそ復興予算の使い方なのかなと感じています。昨日ちょっと村長から1泊25万円だという話もございましたけれども、ただ私たちこれ麻痺しているのかなと、この復興予算の使い方に。そう強く感じました。回答の中では、予算が通ればこのおよそ2泊3日5回に関しては変わらず、その内容は少し変わるかもしれないけれどもというお話でございました。再度確認します。予算が通れば、このとおりの1人50万円の予算の中で行っていくということによろしいでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 移住・定住促進ツアーについてのご質問であります。昨日も申しましたけれども、基本的にこの事業、プロポーザル協議で業者を決定する。基本的な事業の組立てといいますか、仕様を村である程度決めて、業者からの提案を受けて、その中身を若干調整もあるかもしれませんが、その中で事業を計画をしていくと、契約をしていくという流れでいきます。横山委員の、1人当たりどうかというご指摘もありますが、ある程度事業の効果が出るような形、この事業も来年度で3年目になりますので、移住・定住につながるような形で事業を実施していきたいというふうに考えております

基本的には、1泊2日から2泊3日程度に、若干村に滞在する期間を延ばすというアンケートの結果もありましたので、その部分での方向で今のところ仕様のほうを調整しているという内容であります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。

では、質問いたします。資料ナンバー 8 の3ページ、防災会議、情報公開の審査委員会と委員という形であるんですが、この1回当たり5,000円。多分、もし遠くの人であれば、例えば4時間ぐらいかけて往復、福島から参加する人であれば4時間かけてこの会議に参加する。そしてこの報酬が5,000円ということですが、この職員、そして私たちもそうですけれども、人勸等で給与等が上がっています。この5,000円に関してはずっと5,000円だと思うんですが、これについて安過ぎるのではないかと思うんですが、この特別報酬の検討委員会等、令和7年度開催する予定があるのか確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 会議の報酬についてということですが、現状では確かに様々なところに住んでいらっしゃるって通っているということもありますが、ただ、現在その理由をもって報酬額改定ということでの検討は考えておりません。

委員（横山秀人君） よく、近隣のほうを見るというお話がございました。昨日見たときには、川俣町は6,400円、南相馬市は6,000円という形で当村よりも上がっているのが現状です。ですので、まず検討の余地はない、検討する予定はないというお話だった回答かなと思いますけれども、やはり検討は必要なんじゃないかなと。あとはまた、人に依頼するとき、いや、すみません5,000円しか出せないんですよとか、もう条例で決まっていますからとか、そういう形で、人を委任するにも、探すにもなかなかやっぱり各担当課大変だと思うんです。ですので、ぜひ検討の場は令和7年度つくっていただきたいと思いま

す。再度質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 現状ではないということでお答えしましたが、委員の意向を理解しましたので、その点について今後検討させていただきます。

委員（横山秀人君） 追加資料で請求いたしました点について、本当に短期間で資料を集めていただきましてありがとうございます。実際行ってみて、やっぱり議会の日程の課題もあるのかなと。もっと早めに私たちのほうからうまくこの資料請求ができれば、この短期間に集めなくてもいいかなと。もちろん議会でも、資料請求をそれほどするなとか、ちゃんと1,000万円以上、ある程度の金額以上のものに関してどうしても知りたい場合はということを受けて資料を請求するよということもいただいていますので、今回そのつもりで請求いたしました。請求した資料について質問いたします。

まず、1ページから4ページであります。土地、建物を飯舘村が貸している無償、有償のものでございます。これに関しては、飯舘村の公共施設等総合管理計画、令和4年に改訂版ができていますが、その中を読むと、令和41年には約40%以上、この施設を削減しないと村は行政上やっていけないということが明記されています。本当にいろんな復興事業で今回建物が建ちました。けれども維持費もすごくかかった。今回予算を見て改めて思いました。そういった中で、今回この村の資産に関してこの管理計画をもって、今どのような状況で管理計画が進んでいるのか。それについて伺います。

総務課長（村山宏行君） 村の公共財、リストのように非常に大きくあるというふうには認識をしております。ただ、これらの施設、当然目的があってそれぞれ建っている、そして利用しているというところでございます。確かに長期的に見れば、そういったところの維持管理費がかさんでくだろうということは予想されますが、当然その中で、しっかりと管理の部分については考えていくようになるかと思えます。

一方で、施設のほうのある程度役目を終えたものについては、民間のほうに施設を移行していく、あるいは解体、そういったこともあるかというふうにも認識はしております。いずれにしても、長期的な視点に立って、これらの財産を有効活用を図るべく運営のほうに努めてまいりたいと考えております。

委員（横山秀人君） 昨晚管理計画を読んだときに、本当に施設に対してはきちんとした計画で、改修というか延命化をしていかない限り、本当に将来村が行政として運営できなくなってしまうという危機的なことが書いてありましたので、今そのような質問をさせていただきます。

続きまして、追加資料5ページの土地分筆等業務実施計画について質問いたします。

こちらについては、資料ナンバー8の12ページになります。

今回、土地分筆で1,000万円予算を取るということですが、一般質問の回答で、1,000筆以上の分筆していない土地、つまり、村民から土地は買い取ったんだけど、そのときに分筆できない理由があって、登記できない理由があって、いまだに、道路であるんだけど村民の所有地のままでもあるという、公有地の未登記が1,000筆以上あるという回答をいただきました。こちらについては何度か話していますが、やっぱり長期的なスケジュール、例えば10年20年とかでもいいです、ある程度のスケジュールを立

てていかないともう実施できない、そのようなところに来ていると思います。去年の4月から相続登記の義務化も始まりました。そうしますと、またこのところで問題が出てきます。実際最近の事例ですと、既に県道になっているところが、まだ民地であったというところで、正直、村だけじゃなく県も、いろんなところでまだ登記が終わっていないところがあるのかなと。追加で質問いたします。この10年、20年、30年のスパンの1,000筆の分筆についての計画はいつ立てるのか確認します。

総務課長（村山宏行君） 以前もお答えをしているかと思いますが、計画どおりに登記が進むというふうには思えません。基本的に村が買収した土地について、当然当時の契約書、そういったものは持っております。ただ、それが何らかの理由で登記がされない未登記のまま来てしまった。それが現在そのベースになっているということでありますので、当然その部分について、早期に解決を図らなければならないという認識をしておりますが、具体的に何年かということでは聞かれなくても、この部分についての回答は難しいものというふうに考えております。

当然、今回1,000万円ということで予算を取っておりますが、この中でどれだけ進むのか、専門家の委託をかけながら、そういった部分も進めるということにしておりますが、まずは、令和7年度ではこの渡戸前田線と豊栄佐須線、この部分をまずは行って、そこで余裕があるようであれば、また別の箇所というような形になると思います。大変申し訳ありませんが、年次計画ということでの部分についてはお示しはできないということが現状でございます。

委員（横山秀人君） では最後に、こちらに関して最後質問いたします。

これは財政負担が伴うものであります。中長期の村の財政計画の中に、ある程度の金額を、項目をもって、財政計画に入れていただきたい。もうそれぐらい、計画に入れなければ実施できないぐらいになっています。財政計画に入れていただけるかどうか確認いたします。

総務課長（村山宏行君） いわゆる土地のこの登記の部分について、重要だということで認識をしております。ですので、後近年については1,000万円しっかり確保しながら、登記事務を進めていくというふうにしております。この規模で今後も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前 11 時 52 分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

（午後 1 時 10 分）

産業振興課長（三瓶 真君） 午前中、飯畑委員よりご質問をいただきました、発信機のついた猿の数ということでありまして、確認をいたしましたところ16でございましたので、ご回答いたします。16です。（「16群れ」の声あり）16群です。そうです。

委員長（佐藤健太君） よろしいですか。それでは、質問ある方いらっしゃいますか。

委員（横山秀人君） 引き続き質問に入ります。追加資料の6ページ、資料でいきますとナンバー8の15ページ、こちらは再エネ発電関係の収入となります。金額が大きいので少し確認させていただきます。

協定を見ますと、会社によって結んでいる内容が違うんですけれども、この再エネ会社様と協定を結ぶ何か基本ルールというものが村にあって、そのルールに基づいて行っているのか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 再エネ発電関係の基本協定のルールというようなご質問があります。基本的に会社、株式会社関係については、村の出資会社、その部分については配当というふうな形で、これは協定とかという問題ではございませんので、配当金というふうな形であります。あとは合同会社、深谷の合同会社については、これは補助事業で事業を進める上での公募要領の中でそういった規定があるというふうなことで、規定に従ったものということでもあります。

また、そのほかの企業さんからの寄附金については、ソーラーSPVについては、連携協定というふうなことでありますし、ファシリティーズさんについても、これは覚書の締結というふうなことで、協力金という形で納入をされているものでありますので、それぞれの会社の事業導入の経過、形態によって、それぞれのルールというかそういったもので動いているというふうなことであります。

委員（横山秀人君） そうしますと、今後、直近ですと、野馬追の里風力発電さんが稼働するわけなんですけれども、以前見せていただいた協定の中には、具体的な寄附金額等はございませんでした。ただ、NTTさん、あとソーラーSPVさんにはきちんと額が記載されていました。今後、野馬追の里様のほうにも、きちんとした記載をして協定をまた追加で行うのか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 野馬追の里風力発電につきましては、地元も含めた村との三者の協定というふうなことで、地元に貢献をしていきますよというふうな協定を結ばせていただいているところであります。事業実施の中で、こういった補助事業やら、そういった要件の中で審議を進めているのかというふうな部分で、会社と村との間のそういったものが、寄附なりそういった部分が発生すべきものかどうかというのは、今の段階でそういったことが必要だというふうなことは聞いておりませんので、村としては、そういった部分までの協定を改めてというものをやる予定はしてはおりません。

委員（横山秀人君） 今回、NTTとソーラーSPVさんは、きちんと始まる時点で村と協定をして、今後の地域貢献を明確にしております。したがって、今後再エネ等がある場合は、やはり村民に説明する上でも、このような形できちんと貢献があるんだという形で協定を結ぶべきと思いますが、考えを伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 実施事業者さんが、こういった財源を基にこの事業を進めるかによって大分変わってくるのかなと思っております。先ほど申しましたように、それぞれ補助金、国の補助を採択とか、そういった段階でそういったことが要件としてきちんと定義されているというふうなことで、今まで村との協定なり、そういったルール

の下に寄附を頂いているということでもありますので、そういった部分が必要なく、独自に会社として進めているというようなことであれば、村としては、村の地域住民への福祉向上に資するものというふうなこと以外の部分については、特にお金の面とかそういった部分での協定というのは、こちらから求めるものではないのかなというように思っております。

委員（横山秀人君） 分かりました。

確認で、いいたてまでいな復興株式会社と、いいたて深谷地区ソーラー合同会社については、この会社の本店所在地が飯舘村役場であります。こちら、役場にあるということで、例えば役場職員がこれらの会社の仕事、事務等を行っているのかどうか確認します。村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村の職員がこの株式会社等の事務等の取扱いというようなことであります。いいたてまでいな復興株式会社につきましては、村の持ち株、所有株が大きいというようなことで、これは村が中心になって事業の運営についても介入して、しっかりと経営を行っていく必要があるというようなことで、職員はそういった部分にもある程度従事はしているところであります。

また、再エネ発電株式会社については、持ち株の主な部分が会社さん、企業さんでございまして、そちらのほうで、しっかりとその事業運営の部分等について事務を行っていただけるというような体制になっております。

委員（横山秀人君） 続きまして、11ページ、地域おこし協力隊の活動について質問いたします。

令和6年に地域おこし協力隊の方がまた新たに増えたということで、とても素晴らしいなと思って見ております。また、企業雇用型も増えているんだなということで感じております。

確認であります、大きな村の企業、菊池さんとハヤシさんとか、既に働いている方が村外に居住していると。村の企業のほうに働きに来ていたという方、この方が、例えば飯舘村に住民票を移して、そしてその企業に今度は地域おこし協力隊の仕事もするという形で雇用をされる場合に該当するのかどうか。なぜこんな質問をするかということ、もともと働いていた方が引っ越しして村に入ってくだされれば、長期間そこに村にいてくださるのかなと。地域おこし協力隊が終わってからずっと村に住んでくださる可能性が増えるのかなと思いましたので、確認いたします。それが要件に合うのかどうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） すみません、ちょっと確認したいんですが、菊池製作所さんとハヤシ製作所さん……

委員（横山秀人君） だから、村内の企業にもう勤めていて。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） に勤めていて。

委員（横山秀人君） 今村外に住んでいる方。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村外、福島市とかに住んでいる方というように扱いでしょうか。

委員（横山秀人君） そうです、そうです。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的に地域おこし協力隊の要件に合致すればというよう

なことになりますので、その方が村内にしっかりと生活の居住、住民票を移して生活をするというような場合については、該当してくるのかなというふうに考えているところ  
です。

委員（横山秀人君） 分かりました。そうすると、何かその企業雇用型の地域おこし協力隊の方が  
増えやすいかなと思っの質問でした。

続きまして、資料ナンバー 8 の16ページ、ふるさと納税について確認いたします。

昨年、議員が研修でふるさと納税の先進自治体のほうに行って、それを受けて一般質問  
等でふるさと納税について力を入れるべきだと。ふるさと納税も、個人型もあれば、あ  
とは企業型のふるさと納税もあるということでお話ししました。昨日の回答ですと、昨  
年と同様な規模で事業費でまず組んでいるんだということではありますが、やはり戦略的  
に進めないと、ふるさと納税に関しては、他市町村との選択、ふるさと納税する方が選  
ばれないという話をお聞きしました。ですので、ふるさと納税に関しては、今までど  
おりではなくてもっと積極的に予算をつけて進めるべきだと思います。これについて、  
今後補正で、そのようなふるさと納税のコンサルタントを雇うとか、何かしら新たな施  
策を打っていかなければ、じり貧になってしまうのかなと。その結果、村民がふるさと  
納税で返礼品を出せば村民の所得になります。村民の所得を上げるためにもふるさと納  
税に力を入れるべきだと思いますが、村の考えを伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税のご質問をいただいたところですが、ちょっ  
とその前に、先ほど地域おこし協力隊の部分で、会社に勤めている方がそのまま住民票  
を移すだけでいいのかのように捉えられたので、そうではなくて、地域おこし協力隊と  
しての活動をしっかり会社の中で行っていただく必要がありますので、単純に住民票を  
移すとかそういったことでありませんので、その辺はご理解をお願いしたいと思ってお  
ります。

ふるさと納税、もっと力を入れるべきだというふうなことであります。コンサル等を入  
れて進めてはどうかというふうな意見をいただきまして、ありがたいとは思っておりま  
す。ただ、今までもそういったふるさと納税についての村の情報の発信の仕方とか、そ  
ういった部分については何社かご提案とかそういったのをいただいたり、こちらから勉  
強させていただきに出向いてお話を伺ったりというようなこともしております。その中  
で、今後しっかりとコンサルも入れて、この体制を整えていくべきだというようなこと  
までに至るかどうかという部分で、なかなかそこまで至らなかったなというような今ま  
での経過もある中であります。ただ、委員からあったように、今後村としても積極的に  
進めていくべきだという部分については、今後もう少しそういった工夫、どんな工夫  
ができるのかというのを検討した上で、そういった企業を、業者さんを入れながら進め  
るかどうかというのは、検討課題とさせていただきたいと思います。

委員（横山秀人君） 続きまして、資料ナンバー 8 の移住体験住宅等管理費について質問いた  
します。

以前、草野小学校の下に移住体験住宅、短期型のがあったと思うんですけれども、それ  
が何かC R S スポーツさんのほうに貸出ししたという記載が前の資料であったので、今

現在飯舘に移住してきたい人が、2泊3日とかいう形で住める体験住宅というのがあるのかどうか、今後造る予定があるのか。わざわざこれを項目出ししているのも、まていな家が移住体験住宅に該当しているのか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 予算説明資料のナンバー8の17ページの下の段になります、移住体験住宅等の管理費であります。

移住体験住宅ということで草野地区にあったものについては、今伺ったように、CRSスポーツさんのほうに貸しているというような状況で、村の管理、直接の管理の必要がなくなったということでもあります。

移住体験をしたい方は、今後どのように村に来て、村の生活を知るんだということですが、まていな家の使い方については、移住体験というふうなことではありませんが、省エネルギー型の住宅といいますか、そういった目的で建てた住宅であります、移住体験をしたいという方がそういった体験、省エネ型の近代的な住宅を体験するというようなことで、来て何日間か過ごしていただくということであれば、そこに過ごしていただきながら、併せて移住体験というふうな形でも活用できるのかなというようなことで、こういったまていな家も宿泊できる仕様にはなっておりますので、そこを活用していただきたいというように考えているところであります。

委員（横山秀人君） 分かりました。そういう体験があるよという形で、問合せがあったときにはぜひ回答していきたいと思います。

続きまして、追加資料の21ページ、こちら宿泊体験館きこりの指定管理料。資料8でいきますと22ページになります。

もちろん指定管理については、この予算審査のときにはきちんと見るようにという形で、いろんな研修会等で聞いておりますので、ちょっと具体的に資料を出していただいたんですけども、まず一つですが、今回、新しい調理員の方を入れるというお話でした。金額的には昨年より約3,300万円ほど予算が上がります。しかし収入見込みは11万2,000円しか上がっていないです。3,000万円かけて11万2,000円のプラス、これで間違いないのかどうか。この収入見込みについて確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 宿泊体験館きこりの管理運営の中で、人件費が非常に上がっている。それは、昨日説明させていただいたように、今後料理の提供もしてまいりたいと。それがなくなかなか宿泊数も伸びないというようなことで、震災前のような黒字経営には持っていくことは到底無理だというようなことで、今この時期の判断というふうなことになったわけでありまして。これまでいろいろ努力もしてまいりましたが、なかなかそこへは、ただの宿泊ではもう到底無理だというようなことで、思い切った予算の要求をさせていただいたということでもあります。ただ、今収入はさほど見ていない。これは初年度、今後どのぐらい料理提供があったことによって経営のほうが改善されるのかというのは、全く今のところはちょっと皆目見当がつかないと言っては語弊があるかと思いますが、どのぐらい本当に運営改善に向けて進めるのかというのは、予測できない部分が多々あります。ある程度、努力によって集客の方法、あとはPRの方法、そういった部分を工夫するというようなことで全体的な計画は立てておりますが、そうい

った状況の中での今回の予算要求とさせていただいたところであります。

初年度でありますので、できるだけ村にとってはなくてはならない施設でありますので、しっかりとその部分は村が予算化をして支えていかなければならないというようなことで、たとえ収入が少ないという見込みであっても、今後も継続していくべきものなのかなと思っております。まずは、初年度そういった状況の中でのこの計画というようなことでありますので、まずは、半年、1年間、様子を見ていただければと思っているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 収入の見込み、一つの目標ですよ。収入の目標があつてこそ、それに向かつて頑張っていこうということだと思います。そういった意味では、先ほどと重なりますが、3,000万円以上の追加投資をして、追加投資というか経費をかけて、プラスですよ。プラス3,000万円かけて、プラス11万2,000円のこの計画書、この利益率というか、これを改めて考えると適正ではないなと思います。指定管理者の場合、村の条例で指定管理者となる場合に、指定管理者がその施設の計画、事業計画や収支計画を出すと思うんです。その中においてもこのような形の収入見込みだったのか。それとも本当にもう皆目見当つかないから10万円だけ上乗せしたのか。再度確認します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） きこりの今後の運営について、調理員新たに2名は採用したい、あとはスタッフもある程度確保したいということではありますが、現時点できちんと見込みがついているわけではございません。また、実際の事業実施も料理提供の時期も、まだ定まっていないというふうなことで、また確定した採用、募集はしておりますが確たるものが何もない、いつの時期かも分からないという部分では、予算としてはいつでも動けるような体制で歳出の予算は見込ませていただいたところであります。ただ、その経営の中でどこまで改善、収入が得られるのかというのは、先ほど申しましたように、まず動いてみないと分からない部分が多々あるというようなことで、今年度の予算については、こういった額で予算措置をさせていただきたいというふうなことで計上させていただいたところです。

委員（横山秀人君） 分かりました。以下の22ページがきらりのところの指定管理者の指定管理料の内訳。そして23ページがあいの沢ということで、こちらはどちらも一般財源から出すものであります。ここにある一般管理費、先ほどのきこりもそうですけれども、一般管理費15%で取っているという根拠は何なのかなということを確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 一般管理費の根拠ということではありますが、基本的に確たるものということは特にはございません。ただ、協議の中でもろもろ実施していく中で経費がある、また基本的な村の拠点施設というようなことでもあるので、情報発信施設にもなっているというようなことで、そういった部分について必要だろうと見ている部分であります。運営、経営の部分のみならず、そういった村の情報発信、交流拠点の施設というようなことで、基本的には村でしっかりと運営していかなければならない施設でありますので、15%程度が妥当だというようなことで設定をさせてもらっているところです。



委員（横山秀人君） 飯舘村に指定管理料の算定基準、例えば公にできる基準があつて、これに基づいてこうしているという形で、何かそのような基準というのがありますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） あくまでも協議によって、村としてどこまで指定管理をすべきかというような部分は、この施設の管理運営、それからその運営状況も見て協議の中で決めているというようなことで、確たる根拠にすべきものというのを持っているわけではありません。

委員（横山秀人君） 23ページ、あいの沢に関しましては、指定管理料が220万円ほど上がって収入が11万円上がると。やはり何だろう、こういう事業計画を見たときに、どれだけ経費をかけてどれだけ上がるかというときに、200万円かけて10万円という形は、やはり、本当に効果があるのかなと逆に見えてしまいます。ですので、来年度はきちんと収入見込みのほうはつくと思いますので、こちらのほうに計上をきちんとお願いして、予算のほうを最初から下げる段取りで予算のほうを組み立てていただきたいと思います。

続きまして、24ページ、これはあいの沢の整備事業費であります。資料でいきますと資料8の23ページ。詳しく申しますと、村民の森あいの沢再整備基本設計測量設計業務、令和7年度が5,170万円の予算がついております。飯舘村にとっては大事業かなと思います。資料請求は今後どれぐらいの費用がかかるのかということで資料請求しました。そうしたところ、令和11年度まで5年間で総額9億円の事業費がかかると。そのうち助成金が4億5,000万円入ると。そうしますと、助成金を除いて4億6,000万円の事業費が計画されているわけではありますが、こちらの財源についてはどこからになるのかと。つまり、今回予算を議決すると後ろ4年分もついてきますので、一度5年先も見越して今回質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民の森あいの沢整備事業の村補助金ですか、補助金以外の部分の経費についての財源はというようなご質問でございます。基本的には、補助については、村の単独費用ということになってまいります。ただ、ここで年次計画をつくっておりますが、この中で事業を進める中においては、本当にこれだけ9億円程度のお金をかける必要があるのか、そういった部分についてはしっかりともう一度見直しをしながら、本当に必要な部分について整備をしていくということで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） この4億6,000万円に関しましては、一般財源から出る可能性があるかと。東京電力からの賠償金の基金のほうもあると思うんですけども、基本的にはそこから捻出する。つまり、賠償金で頂いた施設だから、その更新に関してはその基金から財源に、あいの沢の新しい施設を造るということに充てるという認識でよろしいのか、それとも純粋に一般財源を使うのか、確認いたします。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後1時36分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後1時36分）

総務課長（村山宏行君） 整備計画の補助残、この部分につきまして財源はということですが、今後のことということですので、まずは一般財源ということになるかと思えます。ただ、整備に当たりまして、やはり公共財ということになりますので、公共施設の整備、そちらのほうからとなるかと。ただ、なるべく有利な起債、そちらも活用しながら運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

委員（横山秀人君） 分かりました。ただ、全体像が見えて、あそこのあいの沢がますます人が集まるところになるのかなということ期待しております。

続きまして、追加資料の25ページ、商業施設運営事業費補助ということですが、ここで私資料請求したのは、補助金であるので、ある程度補助要綱というのがもう決まっているのかなと。それは負担行為も出ていますのでということで、補助要綱について資料請求しましたが、実際添付されたのは総合的な村の補助要綱でした。実際は、この事業に関する補助要綱等があれば、また追加であと後日、後日というか議会事務局のほうにご提出いただければと思います。

続きまして、30ページの物件移転補償費、こちらは深谷の工業団地の物件補償に関して、先ほど飯畑委員から質問がありましたので、私は1点だけ質問いたします。

ここの項目に建物移転料と、移転という言葉があるんですけども、これは結局それを取り壊すので、取壊し料というか、それを補償するという形の意味合いでよろしいわけですね。それで、村が取り壊すという形でよろしいわけですか。確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 深谷産業団地の中の物件移転補償であります。建物移転料ということで、基本的にはご本人が必要な物件というようなことで、移転をいただくというのが基本であります。ただ不要に、特に必要ではないというふうなものについては、そこに残しておいていただいても結構ですよというようなお話をさせていただいておるところであります。物件、建物移転料でありますので、基本的にはこれら全て所有者によってそういった処理をしていただくというのが基本になります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、追加資料31ページ、昆虫の聖地協議会についてであります。今回予算が上がっているのが、ここの会費と、総会を大阪でやるので村長ほか2人の職員、3名で出張するというお話でございましたが、正直言うと何をやっているところなのかなというところでした。ホームページを探しましたが、昆虫の聖地としてきちんとホームページがなかったと思います。田村市のほうにちょっと1ページあるかなと思っております。村民が情報を収集できない、このようなこの全国組織、始まったばかりなんだろうけれども、それに関して私たちもどのように説明していけばいいのかなと思います。これに関しては、今後避難12市町村で力を入れてやっていくということでしたので、ぜひ村民に分かるようなPR等、広報等で行っていただければと思います。こちらはこれで終

わります。

続きまして、35ページ、道の駅までい館の管理業務、こちらも指定管理であります、ちょっとさっきのきこり等とは異なったものと見えています。ここの管理運営費は10%なんですけれども、さっきは15%でこっちは10%、この違い、この根拠は何でしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅までい館の管理業務の一般管理費の部分であります。基本的に先ほどの3つの施設については、村がしっかり管理をし、また村の誇り発信として、なくてはならない、支えていかなきゃならないという部分でありますし、また経営もなかなか厳しい状況だというようなことでもあります。道の駅までい館については、企業さんにしっかりと指定管理という形で管理運営をしていただいている、その中でも特に村の情報発信のスペースの役割、それから企業としての営業の役割、そういった部分がこの中には入っているというような中で、基本的に村のほうの施設割合の情報発信の部分、そういったことについては、協議の中で、この程度の管理ということをお願いしたいというふうな話で決めてきたところであります。

ある程度、今軌道に乗って黒字経営というふうなことにもなって、営業の部分については軌道に乗っているということで、しっかりとその辺をお願いしたいなというようなことで考えておりますが、またそういった部分についても、施設の管理の面で、例えば地震等で何か壊れているとかそういった部分に、あるいは電気料等の高騰などで大変だという部分であれば、こういった管理費の部分ではなくて、それぞれの項目の中でしっかりと協議の中で予算化をしてあげるべきかなというように思っているということでありま。いずれにしても、それぞれの協議の中でこういった決めたというふうな内容であります。

それから申し訳ありません、先ほど商業施設の運営事業の補助の部分で、これ以外に補助要綱的なものというのはお話ありましたが、そうすると県の補助要綱というようなことになるのかなと思いますが、そういったものを希望されているのかちょっと確認をしたかったので、よろしくお願いします。

委員（横山秀人君） そうですね、債務負担行為を見ると村の負担はないのかな。ないので、県の補助要綱で結構です。あと続きで質問。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 県の補助要綱ですと、ホームページ等で十分確認はできるのでありますが、紙として改めて資料提出というようなことを求められているということではよろしかったでしょうか。

委員（横山秀人君） ホームページで確認しますので大丈夫です。

では、先ほどのまでい館の追加質問ということで、今回懸念しているのが、やはり村の商業施設ができる、先ほどふるさと協力隊のところで、商業施設に入る方の仕事として村内製品の販売というふうにあったので、これを読む限り、村産野菜、花卉のPR販売というのが、商業施設の中で行うというふうに記載があったので、そうすると新しくできる商業施設でも農産物が販売されるのかなというふうに思います。そうしたときに、までい館さんのほうに、少なくとも収入減という、手数料の減が考えられるのかなと思いました。ただ、今課長のほうからお話あったのは、それについても、減は減でいろいろ

ろ相談しながら決めていくということでありましたので、こちらあと確認終わります。

続きまして、各年度の協定書まで詳しく資料を頂きましてありがとうございました。なかなか協定書を見る機会というのが、実は今まで議員としてなかったものですから、ですので今回、協定書のほうを請求させていただきました。今回ありがとうございます。こういう形で毎年毎年決まっていくということが確認できました。

続きまして、43ページ、メモリアルホールいいたての利用状況及び委託料について。こちら平成29年度から令和6年度までの実績が掲載されています。すごく有効に利用されているのかなと思いますが、見ますと年々委託料とか管理料が上がっていております。この利用料について今後見直し等を行う予定なのかどうか、確認いたします。

住民課長（荒 真一郎君） メモリアルホールいいたての利用料ということで、現在は通夜、葬儀で1回3万円、法要については1件2万円ということでこれまで運用してきたところであります。最近の電気料など物価高による影響はありますが、当面はこの金額でいきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 今福島市のほうと飯館を行ったり来たりして住んでいるわけなんですけれども、実は葬儀場のチラシに関しては福島市すごい量で入っております。今年度、改めてになりますが、メモリアルホールいいたてでもまた村内のほうに再度配って、こういう形でやっているよということでPRしてはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 年々、利用件数としては特に法要の件数が少ないという状況にあります。指定管理の業者には、特に法要についてももう少し利用を促進できないかという話をしております。したがって、チラシによる広報というのも、今後協議の中で、指定管理業者も含めて協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

では続きまして、追加資料の45ページ、こちらは村外にデイサービス等の送迎実績ということで提出していただきました。理由は、一般質問で令和7年度にデイサービスを村内で再開する、それを検討を始めるということがあったものですから、実際どれぐらいの方が村外のほうに行っているのかなと資料請求しました。こちらを見ますと、およそ延べ毎年1,100人ぐらいの方が村外に行っているのかなと思います。ちょっと確認があります。令和5年度は28人の方が利用されたと。令和6年度は18人であると。10人が減ったわけなんですけれども、この主な理由というのはどのようなことなんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 減った理由につきましては、お亡くなりになった方、あるいは施設のほうに入所されたというふうな部分で、デイサービス通所されていた方が介護度が上がって施設入所されたという部分と、亡くなったということが大きな要因かなというふうに思っています。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後1時50分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後1時53分）

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は2時10分とします。

（午後1時53分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

（午後2時10分）

委員（横山秀人君） 先ほどのデイサービスの実利用者の減少については分かりました。今回、皆さんデイサービスを欲しいという声はたくさんあります。現在検討しているデイサービスの場所というのは、震災前と同じ場所の予定になりますでしょうか。確認いたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 新たな場所となりますと、それだけの予算もかかってきますので、第一に考えられる部分としましては、いいたて福祉会の、以前デイサービスをやっていたエリアと、またサポートセンターがございますが、そちらのほうの2つの中からというようなことになろうかなとは思いますが、ただ施設が整っている部分としましては、福祉会のいいたてホーム内の部分かなというふうに思っております。

委員（横山秀人君） 避難指示解除から7年ですか、8年目になるのかな、そうですね。皆さんの声が届くということですのでごくうれしく思います。

続きまして、46ページ、未来へつなぐ支援事業補助金について質問いたします。令和5年度は予算残となりましたが、令和6年度は積極的なPRと補助要綱の変更ということで、事業費が、予算額が増えたと、足りなくて補正したというお話をお聞きしました。結果的にこの農家の方のこの事業に対しての感想というか、あと、これによって農家の方がどのような成果を受けたか、確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 未来へつなぐ農業支援事業の農家の印象といいますか、成果ということになります。まず、農家の方からの、実はこの事業に関しまして、要綱上は利用者に対してアンケートを実績のときに出していただくということになっております。まだ取りまとめ中の部分もございますが、ここまで取りまとめた中でお話をいたしますと、例えばこの事業を利用することによりまして、出荷量、販売額ともに増加したといったような声もいただいているところでありますが、これはこの事業だけではなくて、近頃の米価の高騰であるとかそういう要因もあるかと思いますが、そうしたお話ももらっているところであります。

あとまた、この利用をしたことによりまして、農機具の修理とか整備について行った方もいるんですが、これは農閑期にやることが多いので、そのときに使えるような状況だとありがたいとか、あとはこの制度についても継続をぜひ望みたいというようなことが

あったり、制度を引き続きという声もあったところでございます。そのような形で、今回につきましては、件数もご覧のとおり大分要件を緩和する中で利用していただいたということがありまして、押しなべて、村内農家の農業の継続と発展につながったのかなというふうに整理をしているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 令和7年度、新しく施設等の譲渡手続等の支援、また新規品目取組等の支援、こちら2つ新規事業で追加するというお話でございました。再度この内容について詳しく教えていただけますでしょうか。また、村民へのチラシ配布等、情報提供についてはいつ頃行うのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 今年新しく2つ設けましたその中身についてということですが、まず一つが、次世代へつなぐ農業支援事業といたしまして、昨今、農業者の方の中でも、高齢化によって次の世代に引き継ぐ、あるいはこれまで村外で営農されていた方がこちらに戻ってきて、どなたかの施設をお借りしてまた始める、そんなときなどにいろいろと使えるように、いわゆる事業継承につながるような、そうしたことに對しての支援を行いたいということであります。

あともう一つ、チャレンジ農業支援ということで、そういう新品目の部分でありますけれども、これはやはりこれからの営農面積拡大というところの目標がある中で、新しい品目にチャレンジすることで作付面積を増やしたいとか、そうした志のある方に対して支援をしたいというふうに考えております。

最初の、次世代へつなぐのほうにつきましては、1件当たり上限5万円程度、チャレンジ農業支援については1件当たり10万円程度で、それぞれ次世代へつなぐは5件分、チャレンジ農業については10件分程度、今予算の中では積算をしているところであります。

PRについてでありますけれども、予算の成立後は速やかに周知を図ってまいりたいというふうに考えております。機会は様々な農業関係団体の集会もありますれば、行政区長会等もありますので、そういった機会であるとか、広報紙を活用したいというふうに考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして48ページ、営農再開支援事業予算ということで、こちらに関しては2億円を超える補助金ということであったものですから、どのような金額がどこに補助されるのかということで詳細な資料を頂きました。今後、この集落単位で作付しているソバとか菜種等、花卉もいろいろございますが、これは今後、村としては増やす計画で支援していくのか、現状維持を目指していくのか、確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの追加資料の48ページにあります、営農再開支援事業中の補助金のもう少し詳しい資料ということになります。ご質問の、集落単位で農地を作付管理する地域の支援ということでありまして、この事業につきましては、令和7年度が一応終期ということになっておりますので、補助金としては令和8年度以降を見定めながら、またこういった集落ぐるみの支援金があるかどうかというところを、あれば

組合側の皆さん等々へ紹介しながら活用を図ってまいりたいと思いますが、現状維持なのか広げたいかというところで申しますれば、村としては営農面積拡大のために、ここにありますような品目は、おおむねその面積拡大につながる品目というふうに捉えておりますので、ぜひともこの部分については、振興を引き続き図ってまいりたいというふうに思いまして、こちらの営農再開支援事業についての動静は先ほど申し上げたとおりですが、そのほかにも様々な国県の制度がございますので、そうした制度等を今後は活用する中で面積拡大につなげていければというふうに考えているところです。

以上です。

委員（横山秀人君） 詳しい、今後の目指すところも踏まえて、説明ありがとうございます。

続きまして、その下でございます、資料ナンバー8でいいますと54ページの中段に、高齢者等肉用雌牛貸付基金と、そして基金残高が、こちら資料に頂いたのは、平成29年度末で260万円という形であります。こちらに関しては議員になった当初から指摘している事項であります。もう何十、長い期間全然異動もなく、そして貸し付けた方、所有者も亡くなり、債権が止まっている状況であります。高齢者だけじゃなくて、もう一つ、水田農業確立も同じような基金であります。この2つに関しては、本当に村の負の財産になっていると思います。こちらについて、令和7年度どのような解消に向けて進めるのか、計画を伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問いただいておりますこの貸付金についてです。

議員おただしのとおりでございます。なお、ちょっと資料、誤りがありましたので、この場で訂正をお願いしたいんですが、平成29年度末残高となっておりますが、こちらは貸付けの残高というふうなことでございまして、今ご質問にありましたように、この平成29年の金額から今に至るまで動きがないというようなことであります。その原因といたしましても、今ほどご質問でいただいたとおりの部分もありますし、そのほか債権の部分もあるわけですが、この間、そうした債権の詳細について調査をしてみました。そうしますと、なかなか現状ですとこれの返還を求めるというのが難しい状況だというのが分かってきたところでございます。実は今年度も、こちらの基金の貸付けに係る協議の場をこの後設けるということで予定しておりますので、それを踏まえて、整理できれば令和7年度には整理したいというふうに考えておりますが、協議を踏まえて決定してまいりたいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） ある程度調査、そして……

総務課長（村山宏行君） 今のいわゆる未収金、こちらにつきまして債権管理条例に基づきまして今年度をもって不納欠損の予定であります。

委員（横山秀人君） 担当者になった方、すごく頭をずっと悩ませて、この基金に関してはどうすべきかと思っておりました。今もそうだと思います。今総務課長のほうから、きちんと不納欠損処理するというお話がございましたので、これで解決に向かうということで安心いたしました。

続きまして、49ページと50ページの上段であります。ニホンザルの生息状況等調査事業

についての資料を頂きました。資料8では56ページにこの事業費の詳細が記載されております。

まず一つ、ニホンザルの生息分布図が調査結果ということになると思いますが、実際今飯舘村に猿がおおよそ何匹ぐらいいるのか、確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 猿が今飯舘村に何匹いるのかということでございます。申し訳ありません、ちょっと数につきましては把握しておりませんが、この追加資料の49ページに書いてありますように、村で把握している群れとしましては、今19群れあります。そのうち発信機がついた群れが、先ほど飯畑委員のお話からもありました16群れでございます。いわゆる未確認の群れもまだいるということで、これらの猿の群れの状況を確認するために、現在調査を進めているということでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） 猿対策に関して、本当に村民のほうから、一般質問でしましたが、大変悩ましいことだと。本当に生産意欲を欠くということで、村の施策に逆境というかすごく壁になっているところであります。まずこの計画では、ニホンザルを年間200頭捕獲する、捕獲というか駆除する予定ということではありますが、この200頭という数字は少ないのか多いのかというのは、この現場の中でどのような感想を持っていますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ニホンザル200頭の数について、多いのか少ないのかということではありますが、ちょっと詳細な数字は今すぐ出てこないんですけれども、震災前、猿の捕獲の数というものは、本当に数頭、数十頭の数でありました。それがここ近年になりまして数が増えて、村の計画の中で捕獲数を定めるわけではありますが、その当時と比べますとかなり多いというふうな認識であります。

以上です。

委員（横山秀人君） 今回のお知らせ版にも、猿の駆除の方法のチラシが入ったりとか、すごく力を入れていることが分かります。ただ、村民から言われるのが、何で対策をとという形であるので、積極的に村の広報いいたととか、そういう形で、今年何頭捕獲したとか、捕獲情報とか、そして今こちらのほうで捕っているとかいろんな情報を、そうすると村の中で、村のほうで今、頑張っているんだなというところが見えますので、ぜひさらなるPRのほうをお願いしたいと思います。

続きまして、私が資料請求しました追加資料54ページ、こちらは移住・定住促進住宅についてであります。資料ナンバー8の58ページに詳細な事業費が載っております。

質問したときには、もちろんいろんな資材等高騰であると思うので、10棟で約5,000万円ぐらいかかるんだと、1棟当たりですね。約5億円の予算でしたので、どのような形でできるのかなというものがあつたので資料請求いたしました。今回、具体的な資料を初めて見ました。これについて再度確認いたします。どのような方にここに住んでいただくことを目的に、こちらの事業を展開しているか伺います。

建設課長（高橋栄二君） こちらの入居される方ということでございまして、まず移住・定住促進住宅という位置づけでございまして、村民はもとより、移住者、定住者、さらには中所得者の方、そういった方が入居するということでございます。



委員（横山秀人君） 例えばこの入居の時期というか、もう募集時期を決めて、そして、例えば先ほどの移住のターゲット層に合った子育て世帯を優先するとか、そのような形で条件は設定されるのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） こちらは移住・定住の担当のほうとも、建設をしている間に情報交換等もして、あと、建設課のほうでも待機者も住んでおられるということもございますので、その辺のマッチング、そういう時期が来た際のマッチング等も含めて、移住・定住の部分とも情報交換をしながら進めていきたいというふうに考えております。

委員（横山秀人君） 確認いたします。今、予約している方がいらっしゃるということですが、待っている方、多分全体の村の中の住宅を待っている方がいるということですが、こちらの住宅に関しては、一斉申込み、一斉審査という形になりますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） こちらにつきましては、募集期間を定めて募集をして、あっせんというか入居のほうに進んでまいりたいというふうに考えております。

委員（横山秀人君） 追加資料につきましては、今質問が終わりましたので、すみません、1点だけ、最後質問させていただきます。ページですと、資料ナンバー8の17ページの新規事業、一部新規事業のところであります。

飯舘村スタートアップ補助金、こちらにスタートサポートプラス補助金というのが、今回60万円で2件載っているわけですが、まずこのスタートアップ補助金に関して、令和6年度の今までの実績と、今後このスタートサポートプラスが今回補助金で行う目的というか、内容について伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） スタートアップ補助金の中の、スタートサポートプラス補助金というふうなことであります。令和6年度のスタートアップ補助金の実績であります。スタートサポート事業ということで4件の実績。それから、スタートサポートプラス事業については1件の実績があります。

スタートサポートプラス補助の内容であります。今年度、令和7年度2件を予定させていただいております。スタートサポート補助金ですと30万円というようにことで75%補助ですが、スタートサポートプラスについては、スタートダッシュのほうにまだ行けない、事業を今進めているんですが、新たな事業展開をまたしていきたいというふうな、追加で何か行いたいというふうな人について何か補助をつくれないうようなことで、実際にもう既に起業はしているんだけど、新規の取組を進めたい、そういった方については、スタートサポートプラスというふうなことで、補助の上限で80万円、その75%で60万円の補助というふうなことで、新規開拓というんですか、新規事業展開、今までよりもプラスして行いたいという人のための補助事業を設定させていただいたところであります。

委員（横山秀人君） スタートサポートプラスはもう既に始まっているということですね、令和6年度からスタートしている事業ということですね。確認します、すみません。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 令和6年度中にそういった補助事業が展開できないかというふうなご相談もある中で、令和6年度何月だったかな、ちょっと後半の部分ですが、そういった相談を受ける中で、そういった新規、既に起業している人の中でも、

新たな事業を進めたいというような人については、その事業が必要ではないかということとで要綱のほうは見直しを既にさせていただいております。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。そうしますと、年度当初はなかったですね。それが補正も、予算額が変わらなかったから、補正も関係ないので、要綱の変更だけで行ったということですね。分かりました。昨年のスタートダッシュ補助金に関しましては、金額がなかったということによろしいですか。すみません、今年度、令和6年度スタートダッシュ。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後2時33分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後2時34分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） スタートアップ補助金の中のスタートダッシュ事業についての実績はというような制度の質問であります、今相談を受けている件数は1件ほどあるんでありますけれども、実際の実績、現在の実績としては、まだスタートダッシュ補助金については実績としてはないところです。

委員（横山秀人君） そうすると、600万円の枠がまだ余るという形になると思うんですけれども、もちろんこれはやる人がいるから、事業費の変動はあると思います。

私、使ってみました。実際使ってみたら、とても、すごくやりやすいというか、すごく融通が利くというか、本当にスタートサポートというのを使わせていただいたんですけども、次の事業展開がしやすくなりました。ただ、スタートダッシュに、次スタート、次の展開に行くときに、スタートダッシュ補助金は国県の補助金を受けないといけないということで、一気に事業費が上がってしまいます。そうしたところ、すごく次の展開が難しいなと思っていました。

ただ、スタートサポートプラスが去年できたということで、そこは一つ解消されたのかなと思います、ぜひこの事業に関しては、本当にもっともっとPRすべきだと思うし、さらにスタートダッシュ補助金の額を100万円とか下げてもいいので、国県補助に該当しないような形でぜひやっていただきたい。そうすることによって、もっと事業拡大を考えている方がいらっしやると思うんですね。国県補助が入ると一気になかなか需要、手出しを出さなくちゃいけないので難しいかなと思います。これに関しては、実際もう取り組んだ方々にアンケート等をまだ取られていないので、アンケート等を取って、どのような方向がいいのか、よりよい制度になるようにご検討いただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

委員（渡邊 計君） 私からは、3点か4点質問いたします。

まず、ナンバー8の予算説明書で14ページ、2款1項6目12節の委託料であります、これは深谷復興拠点伊丹沢センター地区管理除草、それから調整池管理棟ということで、

令和7年度予算が383万5,000円上がっているわけでありますが、これ、前年度よりも79万2,000円ほど上がっていると。そしてまたその前の年の令和5年だと482万3,000円だったのが、シルバー人材センターとかに頼んで値段を安くしましたということで、令和6年に304万3,000円。ところが今回79万2,000円ほど上がっているわけですが、この上がった理由は何でしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 昨今の物価高騰等の影響、また人件費の高騰というような部分で、全体的に単価がアップしているというのが大きな要因であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 単価アップということで分かりました。

それと同じく、83ページ中段に、同じく委託料で村指定文化財などの周辺草刈り等27万6,000円。これ僅かな金額なんでありますが、前年度10万4,000円なんです。もう170%近く上がっているんですが、これの上がった理由と、あとこの草刈りを行う場所というか、どのくらいの何か所あるのかお伺いします。

生涯学習課長（山田敬行君） 施設環境整備のご質問であります。

増えた要因につきましては、文化財の管理が、所有者が亡くなったということもあって、管理ができない部分を村で管理をするということで、関沢の古墳群のところ、道路や河川とかあるもんですから、村で管理をするという部分で、単価等も含めて基本的に増額となっております。この部分が大きな要因であります。その周辺草刈りの管理を村で行うという部分が増額の要因であります。

委員（渡邊 計君） あとページ戻ります、16ページ、地域おこし協力隊活動費ということで、前年よりフリーミッション型では2名増員、それで企業雇用型が去年6名だったのが新規で8名と出ておりますけれども、横山委員が取った資料だと思うんですが、追加資料の11ページですが、ここにハシドラッグ1、2と書いてあって、村産野菜、花卉のPR販売ということで書いてありますが、この1と2というのは、企業なんでしょうけれども、1、2の内容をちょっとお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料の11ページの地域おこし協力隊活動、業務委託予定者の中で、ハシドラッグ1、2ということでありますが、ハシドラッグさんで2名予定をしているということで、1人というのは、1人目2人目というふうなそういったことであります。

委員（渡邊 計君） ハシドラッグさんで2人用意しているというのは、これは本部づきの人ののでしょうか。それとも、ハシドラッグさんは福島県北部を中心に十五、六店舗を経営しているわけですが、どこかの店舗の従業員ということなのかご説明願います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在、そういった地域おこし協力隊という形で、従業員募集をして、村の部分で、野菜、それから花卉のPR等を進めていきたいというようなご要望を受けているところでありますが、募集については、今進めているようではありますけれども、またどこの方、どういった方を採用できるかというのはまだだというふうにと伺っております。1名は福島市内の方を飯館にぜひ呼んできたいというようなことでありますが、もう1名については、まだまだ募集中という段階で、ちょっとまだ検討は

ついていないというふうな話を伺っているところであります。

委員（渡邊 計君） ということは、あくまで店員さんという形の人がこの業務に就くという形なのか、また、そういう店舗とは別個の形で人が、要は会社づきの形になるのかな、そういう人が対象なのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業雇用型での地域おこし協力隊という活動であります、その企業の中でこういったポジションに位置づけるかというのは、採用の段階で決められるのかなと思っております。ただ、基本的には将来的には正規職員としての採用を見込まれるような方を募集していただきたいというふうなことでお願いをしているところでありまして、今のところこういったポジションに位置づく人なのかというのは、こちらで把握しておるものではありません。

委員（渡邊 計君） そこで、この業務内容なんですが、村産の野菜、花卉PR、また販売等ということになっておりますけれども、販売、野菜、花の販売、これは飯館店も入っているのか。それとも飯館店を除いたハシドラッグ店になるのか。そこをお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 当然、村で取れました野菜それから花、そういったものについては積極的に村内で販売というのが当然かなと思っておりますし、また村の店舗以外にも、村の商品、そういったものを村外の店舗のほうでも販売をしたいというふうな話も伺っておりますので、どちらもそういった部分については、村の製品のPR、そういった活動には従事していただけるのかなと思っております。

委員（渡邊 計君） 私、これわざと聞いたんですが、なぜかという、道の駅、私も議会に来たときはできるだけ回って、売上げに協力しなきゃいけないと思って買う。特に普通のお土産があるところじゃなくて村産の野菜、そういうところを歩くわけですが、去年の秋あたりから物価、野菜も大分上がっている中で、結構最初出た白菜なんか大きくて、その割に値段が安い、そうすると、ほか通った人もみんなあそこを回って買ったり、あとは、昔飯館の人って、ほとんど自分で野菜を何とか調達していたんですが、もうみんな年を取ったり、そういうことで、そうすると道の駅、結構野菜を買いに回る人が多いんです。普通の売っているお土産よりも、あそこで売っている村の地場産品のほうが客が多いんですよ、私見していると。それが、もしハシドラッグで販売された場合、道の駅の売上げが激減すると私は思うんです。道の駅で何を売るんですかということになる可能性もあるし、実際道の駅の従業員と話しています。一番やっぱりそこを危惧しております。ハシドラッグでも川俣それから福島、福島中心ですけどもハシドラッグは。ハシドラの福島、あるいは伊達店、そういうところで売っていただくのは村の宣伝になってありがたいと思います。でも、これが僅か400メートルぐらいしか離れていないところで一緒に売った場合に、私は、道の駅のほうが負けると思います。なぜか。ハシドラッグは総合スーパーです。今回出すのは、ほとんど総合スーパーに近いような、衣料品も少しは置いてあります。だから、そういうことで考えると、ハシドラさんとの話の上で、飯館産は、飯館の店舗はちょっと勘弁してくださいと、そういう話をしていかないと、道の駅の売上げが下がって下がって、道の駅のこれからの指定管理費だけがばかみたいになっていく。私はそのように思うわけですが、執行部の方はどのように考えて

いるのかお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 前の議会のときにも申し上げたかもしれませんが、基本的にはハシドラッグさん、協定を結ばせていただいて、4月から運営を開始して、入って準備を始めていただくというような形で今進めているところであります。基本的には、そんなにそういった商店が、店舗が1つできるというようなことで、村内が活性化される。特に村内をただ素通りする人が、村内に足を止めていただけるというふうな、そういった大きな場所になるのではないかなというふうなことであります。基本的に、道の駅の部分とハシドラッグさんは、客層が基本的には違ってくるのかなという部分もありますし、そういった村の中で一旦足を止めていただくという部分については、かなりの相乗効果が得られるものというふうに期待をしているところであります。お互いがお互いの商売の部分を工夫しながらやっていくことによって、今以上に、もしかすると売上げも伸びるというようなことも期待できるのではないかなというふうに考えているところであります。

委員（渡邊 計君） 今課長の答弁を聞きますと、両立できるというような答え。実際働いている人間からもそういうことで危惧する声が聞こえている中で、実際行う執行部が両立できるとか、期待されるとか、本当に世間知らずとしか言いようがありません。ここに深谷のガーデンビレッジの社長である村長がいらっしゃるわけですから、道の駅の売上げが下がったときはガーデンビレッジが何とかするんでしょうけれども、村のほうの回答はそういう回答であるというならば、私はあくまでハシドラッグさんとの話の上で、飯館のハシドラには、村で生産された野菜、花を置かないでくれよと、そういうふうな協議をしていくべきかと思うので、意見を言わせていただきました。村の答弁は分かりましたのでもう結構です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅の従業員さんがどのように言っているか分かりませんが、先日の、までいガーデンビレッジの経営者会議のほうで、意見を言うわけにいきませんので同席をさせていただいて、会議の様子はうかがわせていただいたところであります。その中でも、経営者会議の中では相乗効果は期待できると。また、道の駅として、ハシドラッグさんが来ていただくことによって何か影響があるかということ、それほど大きな影響というふうには考える必要はないだろうというような話もあったところであります。基本的には、先ほど申し上げましたように、それぞれの努力をする、そういったことによって相乗効果が期待できるんだろうというような部分でありまして、決してハシドラッグさんに村のものを売るなとかそういったことは一切言うべきではありませんし、そういったものは言えない、そういった村とかの姿勢を持っていけないのではないかなというふうに思っているところであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 執行部の考えは分かりました。それは結果が出てみないと分かりませんが、ある程度予測されているならば、それに対応するのが執行部じゃないかと私は思うわけですが、それがハシドラッグだけの話なのか、道の駅の販売担当をしている支配人も同じ意見なのか、その辺は後で支配人と確認しますが。

では、次の質問に移ります。ナンバー 4 の194ページから199ページまで。

昨日も、ちょっとこの債務負担行為での質問をいたしましたところですが、どうしても今のところ私納得できないのが、この新年度予算のほうに上がっている中で、それがどうしてこの令和6年度の3月補正予算に乗っかってきているのか、それも、メモリアルホールいいたて指定管理料と商業施設運営事業補助金、この2つだけしか補正が上がってきていないということで、これがどういう意味なのかどうも理解できないので、理解できるようにご説明をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 資料ナンバー 4 の194ページからの部分であります。債務負担行為ということですが、タイトルとしましてはこの一番上、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。債務負担行為につきましては、いわゆる単年度主義の自治体において、複数年の分を担保するということがありますので、運用いかんによっては健全な財政運営を圧迫しかねないということが指摘されておりまして、このことから、債務負担行為を設定する場合、その場合には前年度までに、いわゆる設定するその前の年に、しっかりその部分を計上するというのがまず原則。そして、一覧表にして、その年度以降の部分について、その前までの使用した実績、それから今後の見込み、そういったことを調書にして示すということになっております。

こちらの部分、非常に分かりにくいということで委員のほうからあったかと思うんですが、まず、いいたてクリニックから4番まで、こちらについては指定管理ということで、これは過去、既に指定管理の期間を設定をして、その前の年に全て設定をして、それ以降の部分についての経過をここで整理をさせていただいているものでございます。ちなみに、いいたてクリニックについては令和2年の4月から令和12年の3月まで。それから、農林業体験実習館、いわゆるきこりであります。この部分については令和3年4月から令和8年3月まで。道の駅までい館につきましては令和4年の4月から令和9年の3月まで。それから、村民の森指定管理料及び民家園ふるさと、これにつきましては令和6年4月から令和8年3月までということで指定管理を行っておりまして、この分については全て前年度のところで設定をさせていただいて、その後の経過を載せさせていただいているということでございます。

それから、5番の消防設備点検業務から198ページの13番定期清掃業務、ここににつきましては、いわゆる前年度から見積りを取ったり、翌年度の業務指定をするための準備をさせていただくということで、令和6年の12月議会のところで設定をさせていただいております。令和6年12月にこの分については債務負担の設定をさせていただいて、その部分についての報告を今回載せさせていただいているということでございます。

それから14番については、これは交流・移住・定住の促進支援業務、いわゆる移住・定住に関わる部分で、途切れなく行うためということで、こちらの設定は1月の臨時議会のときに設定をさせていただいたもの。それを今回、この調書ということで上げさせていただいております。それから、15番、16番につきましては、今議会の補正予算のところで設定をさせていただいて、その見込みについて、今回この調書のほうで上げさせて

いただいているということでございます。

非常に多分委員のほうから、そもそも基になっている指定管理の期間、ここが明示されていないために、分かりにくいのではないかなということでございますので、この点、今後の調書の作成に当たっては注意させていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 昨日聞いた限度額も、ちょっと限度額と書いてあるだけじゃ分からないという説明で、ある程度説明いただいたんですが、確かに契約期間が分かっているれば、前年で終わったんだなと。だから今年度この3月補正に上がってきたんだなと。来年度から新規、継続ですけども新規の形で取るので上がってくるんだなというのは分かりますけれども、何かこれだけの表を見ると全然理解できないんですよ。

それで、今課長から説明があったんですが、4番まで、これ例えば2番3番4番だと、令和3年で令和4年度からということになったんですが、今課長の説明で令和2年4月からということになると、これ令和2年度じゃなくて令和3年度からという予算になるんじゃないのかなとちょっと思うんですが、私の勘違いでしょうか。

総務課長（村山宏行君） すみません、間違った発言をしたかもしれません。2番目のところですよ。

委員（渡邊 計君） 1番目、いいたてクリニック。

総務課長（村山宏行君） いいたてクリニックにつきましては……

委員（渡邊 計君） ほかのところは令和3年で、令和4年度から。令和3年で、令和4年度から。令和3年に決まったのであれば、令和4年度からでしょう、今の3月と同じだから。それで、いいたてクリニックが、課長が令和2年で俺が…

総務課長（村山宏行君） ちょっと休議いいですか。（「休議」「休議していいんじゃない」の声あり）

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後2時57分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後3時03分）

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は15時20分といたします。

（午後3時03分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

（午後3時20分）

総務課長（村山宏行君） 先ほどご答弁申し上げました件で、債務負担行為の設定の年度、194ページの一番上、いいたてクリニックの指定管理料、契約期間が令和2年の4月1日から令和12年の3月31日までですので、本来であれば、この設定は令和元年度にならなきゃならないということなんですが、実はこの部分につきまして、村としましては指定

管理の指定の部分については議会のほうにしっかりお諮りをしてたんですが、この債務負担行為の起債、こちらの部分について誤っておりまして、以前、この部分について記載をしていなかったということでございます。その部分、現村長のほうから指摘を受けた部分で、改めて今回予算書のほうに載せることにしたために、もうこの分については既に令和元年4月1日から契約で始まっておりまして、設定を令和2年度とせざるを得なかったということでございます。本来であれば令和元年度にこういった設定をしなければならなかったということでございます。

委員（渡邊 計君） 今までこういうところを質問する人がいなかったのもみんなそんな見なかった。でも実際こうやって見てみると、本当に見て分かりにくい、理解しにくい、そういうことがありますので、今年度こうやってこういうところをしっかりとやれば、次年度からまた別な議員さんもやる可能性もあると。その中できちんと分かりやすいような、数字にできるところは数字にしていただければ理解できるかなと。それとあとは数字にできないところはちょっとかぎ括弧で。特に年度、何年間の契約ということを書いていないとちょっと分かりにくいので、その辺をしっかりとっていただきたいというのが要望です。

あと総体的に言いますと、今この物価高騰の折、つい先日も、国からの物価支援対策ということで1人5,000円の商品券が届きましたが、この令和7年度予算、この中に私は物価高騰対策が1つも載っていないなと。これが私は残念で仕方がない。これだけ物価が上がっている中で、そして、飯舘村、財源は結構あるんです、基金から何から財政調整基金から。なぜ新年度予算に物価高騰対策を上げなかったのか。非常に残念であります。

私はこれで質問を終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（佐藤八郎君） 何点か。ゆうべ1年間のいろんな勉強させていただきましたので、確認も含めて、今年の予算に、村民のためにどういうふうに生かされるのか伺っていきます。

まず、第7次総合振興計画の策定体制の中で、検討、策定、諮問の段階に各種協議会を位置づけていますけれども、スケジュールは、現況整理をして、基本構想案策定をして、基本計画案の策定をどうこう、この3月で終わるという流れで前に説明、何だっけかな。スケジュールの中で、そこまでは3月までで、草案の提示はその後になるという、グラフで表したものが、行政区長会議の中での資料に載っていたもんですから、どうなのかなって。これは何か適当な策定スケジュールだったのか、このとおりでどうなのかなと思って聞こうと思ってきましたので、草案提示時期を迎えていますので、村政運営の方針書でもあって、村づくりを進める羅針盤にもなるものなので、現況について伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 第7次総合振興計画の策定のスケジュールであります。今年度というか令和6年度の中では草案ということで、どのような形にすべきかというふうな形で、基本の形について示し、それを専門部会なり策定委員会なりで、このような形に構成をしていきたいというものを示したいということで、今業者のほうで取りまと



めをさせているところであります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、このとおりいくとすれば、草案提示は4月から6月の間にされるというふうになっていますけれども、そういうことで現況はそのとおり進んでいるということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的に、前にお示ししたようなスケジュール感で進めているところであります。ただ、内容についてはまた各専門部会のほうでしっかりと練り上げて、それを策定委員会のほうに案としては出てきますが、大体草案ということで、こういった形で、こういった内容の整理の仕方という部分での草案でありますので、そういった大まかな部分についてを示して、それで専門部会なり策定委員会のほうでしっかりと検討いただくというようなスケジュールであります。

委員（佐藤八郎君） ちょっと分からないんですけども。意味がよく分からないんですけども、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦があって、ただ、横棒の棒グラフの中では、3月までに基本構想、基本計画策定は進めて、4月以降は草案の提示なんだというふうになっていますので、現況はどこまでいって、このとおりになっていくのかどうかを確認しなくちゃということ聞いておりますので。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど佐藤委員からありました丸の数字であります、協議をする回数、このぐらいの回数が必要だというようなことで計画の中に盛り込ませていただいております。ただ、専門部、特に専門部会でありますけれども、業者に入っていて、そういった回数部分を検討していくというようなことでありましたが、それ以上にそれぞれの職員が中心になって、その専門部会の中の職員が中心になってそれ以上の回数を重ねながら、今策定の内容については検討いただいているということで、そういった丸の部分については、そのぐらいの回数が必要だというような計画の内容でありました。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 分かりました。それで、避難中の村民の所有する農地、土地について、同じ資料の中で、農地バンクの集積、これまで564ヘクタール、本年以降に369ヘクタールということで、土地の貸借契約をすると得られる交付金が3種類としているが、いずれも本年までという流れなんですけれども、この資料によれば。

委員長（佐藤健太君） 資料ナンバーは何番になりますでしょうか。

委員（佐藤八郎君） 資料ナンバーはないんです。情勢ね。区長会議の資料に基づいてやっておりますので。

委員長（佐藤健太君） 予算の資料で質問をお願いいたします。

委員（佐藤八郎君） その中で、今年予算の中でこの事業がどういうふうに、ここでこういうふうに説明しているんだから、令和7年度までということをやっているの、全体的には今年終わりの年度だから、どういうふうに進めたりやっているのかを、具体的に、有効活用するのかを聞いておきたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問ですが、農地中間管理事業の件でございます。令和7年度の当初では資料ナンバー8の53ページの最下段のところに資料を載せてござ

います。今ご質問がありましたように、農地中間管理事業の機構集積協力金、ここに記載がありますけれども、その中の地域集積協力金、集約化奨励金、経営転換協力金とございますが、これの終期が令和7年度までというふうに一応定められております。ここにつきましては、村としては継続要望という途中でございますが、今のところは令和7年度までというような中身でございます。集積の計画であります、これも概要に記載のあるように、令和7年度この協力金を使えるうちにできるだけ有利な条件で、担い手、地権者、そして地域のほうにこの中間管理事業を活用して農地集積を進めたいと考えております。目標面積としては、ここにありますように約336ヘクタールを目指して、令和7年度事業に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 369ヘクタールではないんだな。令和7年度以降ということで、令和7年度までと資料がなっていて、令和7年度以降の面積も載っていますけれども、これで大体今の進めている各行政区なり関係者から聞いているものの農地にしては、まとまっていってしまうということで、令和8年度以降はどういう方向になっていくのか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問2つあったかと思っております。1つはこれで大体今の協議の内容が終了といいますかまとまるのかという部分、あと令和8年度以降についてということであります。

まず、令和7年度のこの目標が達成されれば、今、地域の中で目標としておりました集積面積は、集積が終了すると完了するというようなことであります。ただ、令和8年度以降の進め方にも関連するんですが、その中で、まだ機構集積のほうに入れたいというような面積がこれからも出てまいる可能性もあります。そういう場合には、この農地中間管理事業については、引き続きの継続でありますので、この制度を使って、いわゆる直接相対で地権者と担い手が貸し借りを行うのではなくて、県の農業会議のほうを通して、機構のほうを通して、三者契約を結ぶというやり方での制度は継続しますが、先ほど申し上げましたこの集積金については、今ちょっと見通しが立っておりませんので、要望中であるものの、これが継続されるようであれば、さらにそこを有利に活用できるように進めたいと考えておりますし、そうでない場合には集積については進めるという形が今のところの想定でございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） もう一回確認しますけれども、農地中間管理事業を活用しての土地の貸借契約は、1番目の地域集積協力金、2番目の経営転換協力金、集約化奨励金を交付をいただきたい方は、令和7年度までに申し込んで対応してくださいと。それ以降については、農地中間管理事業で、さらに、具体的な協力金云々交付金はまだ決まってませんけれども、継続してやられるというお話だということですね。

産業振興課長（三瓶 真君） おおむね委員お見込みのとおりであります。令和7年度中に、しかもその協力金の手続を行う関係で、令和7年12月までの契約で進める必要があるというのが協力金を受け取るための期限ということになります。それ以降についてはお見込みのとおりで、集積はできるものの協力金についてはまだ不透明というような状況で

あります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えますけれども、前にも見させていただいたんですけども、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画書があって、その中でずっと見ていった中で、高齢者の保健計画、介護保険事業計画によると、健やかに暮らせる村として、保健事業と介護予防の一体的な事業を進めたいというのがあって、これはどういうふうに計画立ててから進められてきているのかと、ボランティア等の協力を得られるような制度の検討もして、実現したいということも書いてありまして、これが、令和6年にどうされてきて、この令和7年の予算でどういう流れで進むのか施策を伺うものであります。

健康福祉課長（石井秀徳君） 第10期の高齢者保健福祉計画、それから第9期の介護保険事業計画というふうなものが本年4月からスタートということで、3年間の計画というふうなことで、策定して議員の皆さんにもご説明してきたところです。

今質問のあります高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきましては、後期高齢者、いわゆる75歳以上の方の保健事業については、県の後期高齢者医療連合のほうの事務というふうなことでありますが、市町村と委託契約を締結しまして、市町村でその保健事業と、いわゆる介護予防の部分を一体的に実施するというところで契約を結びながら実施してきているところです。これについては、令和5年度から、昨年度から実施して本年で2年目になるのかなというふうに思いますが、既に健診からスタートしまして、本来村の場合、保険者としましては国保の保険加入者が村の責任として、健診から保健事業を実施しなければならないというふうなことでなっておりますが、75歳以上ですと、保険者が今度県のほうで後期高齢者医療連合というふうなことになりますので、本来の責任は後期高齢者医療のほうになる。ところが、なかなかそこが実施主体として難しい部分はありますので、それを委託事業として村のほうで実施する。そういった部分が一体化事業の趣旨でございます。介護予防と併せて実施することになっているところです。今保健事業については、いわゆる健診の部分については、うちの健康福祉課の健康系のほうで、後期高齢者も含めて健診を実施し、それからの保健指導というふうなことで入っております。

そのほか、包括支援センターのほうが介護予防の部分については、各サロンであったり、あるいはつながっぺ、そういったところに赴きまして、保健指導なり、介護予防、フレイル防止の活動を実施しているというふうなことでなっております。

それから、ボランティアの部分であります、この3年間の事業として計画立てて、理想としてはこういった活動、高齢者、何ていいますか、ボランティア活動が自主的に動けるような体制というのは必要なんだろうなというふうに思っております。ただ、なかなか村で生活するそういった方が少ない中で、まだ、これといって立ち上がっている部分ではございません。ただ、社会福祉協議会だったり、あるいは日赤のボランティア活動の方、こういった方たちと連携を取りながら進めていきたいなというふうに思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、その部分で、今年もいろんなことで、協議検討を重ねて

いくということになりますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 内部的にも村、社会福祉協議会、それから民生委員も含めて協議する場がありますので、そういった形で進めてまいりたいなというように思っております。

委員（佐藤八郎君） 同じ計画書の中で、共に支える村とするために、高齢者の多様な場への社会参加という部分がどういうふうに進められてきているのか。あとは、安全な村づくりでの防災、災害発生時における充実を図ってまいりたいということで、高齢者を支えるために、福祉教育やボランティアの育成、さらには社会福祉協議会や学校、地域での意識の啓発活動を促進するということでの計画で、そういうことをやっていくんだという計画書になっています。それがどういうふうにやられて、今年度にそれがどういうふうに続けられて、発展していくのか。そのことによって、高齢者の村民の方々が安心・安全な暮らしになってくるのか伺うものであります。

健康福祉課長（石井秀徳君） 計画書はそうようになっておりますが、なかなか、具体的にどういうふうな実施になるかというのは非常に難しいかなというふうに理解しております。ただ、計画書を策定してまだ1年というふうな部分はありますが、ただ、これ3年の計画ではもう3分の1過ぎたというようなことからの質問かなというふうに理解しておりますけれども、いずれにしても、なかなかこの既存の状態で、なかなか進まない状況の中で、特効薬的にこういうふうな活動ができるかというのは非常に難しいかなというふうに思っています。

先ほどありました、高齢者の安全・安心の部分でございますけれども、各地域、いわゆる行政区単位での防犯、防災の部分の協力というのは非常に重要なかなというふうに思っています。そういった部分を含めて、地域の民生委員さんが各行政区にいらっしゃいますので、そういった形だったり、あるいは社会福祉協議会の生活支援相談員の訪問であったり、そういった部分の情報を収集しながら、何ていいたしましょうか、村民あるいは高齢者の安全・安心につなげられるような施策にしていければなというふうに思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 能登を含めて、いろんな災害も含めていろいろあるんですけれども、この計画書にも、令和6年度で介護予防訪問介護55と、令和7年度も令和8年度も55と、やる日数を書いたり人数を把握されたりして、計画書はきちんとされているんです。それにどういうふうに対応していくかという部分だと思うので、このせっかく令和8年度までの数字が全部載っているんです、介護給付やら予防給付から、全て数字は、地域支援事業の見込みも含めて、予算額も載っていますけれども、そういう流れでいくので、ぜひ今課長が答弁したような中で、社会福祉協議会やら学校やら、地域でのそういう活動に結びつくような中で、これをね、せっかくご立派な計画書を持っているわけですから、沿ってやれるようにお願いしたいと。

次に入りますけれども、昨年8月1日に、空き家・空き地バンクサポーターが任命されていますけれども、活動と経過、成果を見て、この予算での活動成果はどう求めていくのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 空き地・空き家サポートの、村の村民の体制、その活動ということであります。会議を何回か開催していただきまして、また現地のほうを何かこう見て、どういった部分について、今後推進、取組を進めていったらいいのか、そういった勉強会が主だったのかなというふうに思っているところであります。今後、そういった部分から、行政区内等に広げて情報収集をしていただいて、移住・定住サポートセンターのほうに情報を集め、お互いに共有しながら、空き地、空き家の活用を進めていければというふうに考えているところです。

委員（佐藤八郎君） 情報収集とバンクへの登録増加、住宅不足の解消ということでやられてきたんですが、具体的にはどのぐらいになって、今年の中ではどういうふうに数字を上げようとしているのか。何かあるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） サポーターからの情報、それに基づいて空き家、空き地の推進も何件かは図られてきたというふうな部分を聞いてはおります。

村全体では、昨年度よりも相当件数、10件程度ぐらいは増えてきたんじゃないかというように、ちょっと手元に細かい資料はないんですが、かなり登録件数をのぞいて見ていただければ分かるかと思うんですけども、かなりの件数が増えてきている、成果が実際に上がっているというふうに感じているところです。

委員（佐藤八郎君） じゃあ、次に移ります。

診療体制の拡充を図っていくんだということで、震災後のクリニックの再開をして何年かたっていますので、そういう話があって、それを12月に答弁をいただいておりますけれども、秀公会との協議をして拡充に努めるということの答弁は、どういうふうに協議されて、拡充に結びついたのかどうかを伺うとともに、今年の予算の中では、どのように村民のための診療体制がなっていくのか伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 12月の一般質問の答弁かなというふうに思うところありますけれども、現状を申し上げますと、今のクリニックの診療体制につきましては、火曜日と木曜日の診療というふうなことで、以前は火曜日午前中、木曜日午前中の診療でありました。ただ、本田先生が火曜日の診療を受け持つことになって、午後の診療も実施していただけたというふうなことに、少しは拡充されたのかなというように思います。

診療日以外の部分につきましては、訪問診療、往診等で大体月80件から90件の訪問診療をしていただいている状況でございます。これにつきましては、先生の都合の部分もございまして、勤務時間外あるいは夜間の部分もあつたりとか、土日の部分も先生が訪問するケースも中にはあつたかなというふうに思っているところあります。

そのほか、12月に答弁した部分につきましては、秀公会と交渉しながら、本田先生の1日の診療の患者数が、多いときですと40人を超える場合も実はある。30人から40人弱ぐらいの部分が多いわけでありまして、非常に負担になる部分はあるので、そこについては、診療部員の増もお願いできないかという部分については、機会あるごとに話をしているところではございます。

新年早々でありましたけれども、新年の挨拶と副村長の就任の挨拶を兼ねて、村長に秀公会理事長のほうを訪問していただきました。その中で、秀公会のほうから回答があつ

た部分については、常にその診療の部分については頭に入っているというふうな回答をいただいているようでありますので、どういうふうな形になるかは別として、少しでも診療の拡充につながるような部分については、継続して交渉してまいりたいというふうに考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 数字は確かではないかもしれませんが、多分委託というか、秀公会は年間に3,000万円近いのではないかと。本田先生が1,500万円ぐらいなのかな。運転手も含めたって1,000万円。だから秀公会2人の先生が来てんのかどうか分かりませんが、費用対効果からしても、世の中、介護労働者、医療関係労働者が圧倒的にどこでも不足して、大都市は余っているのかどうか分かりませんが、いずれにしろ、その部分は足りない中での努力をされているんですね。予算的にお金の問題ではないでしょうけれども、秀公会ではもっと曜日を増やしてくれるとか、そういうことにはなっていないのか、その辺はどんな協議になったんでしょうかね。挨拶に行っただけですか、村長は。

健康福祉課長（石井秀徳君） 挨拶に行っただけということではないんですが、挨拶を兼ねてというふうなことであります。いいってクリニックに今の派遣している医師の部分についても、昨年、斎藤先生がいらっしゃったわけですが、病気をされて亡くなったというふうなこともあって、それでも医師を確保していただきながら診療に当たってもらっておりました。なかなか本院のほうの医師の確保の部分も難しいような状況もあって、本院、秀公会自体の医師の確保の部分もかなり積極的に取り組んでおられるようであります。

そういった中で、なかなか医師の確保ができない中で、今、こういうふうな現状であります。村も含めて、これは何といひましょうか、福島県全体が医師不足の状況がございますので、これは国のほうに積極的に、やっぱり医師の確保も含めて被災地も含めた医療体系、医師の確保という部分については大きな課題なのかなというふうに思っておりますが、そのように今後も要望してまいりたいというふうに思っています。

クリニックにつきましても、そういった中ではありますけれども、我々としては秀公会のほうに要求、要望していく必要があるかなと思っておりますので、機会あるごとに交渉してまいりたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 無医療地区ではないので何とかという部分はありますけれども、インフラ整備でも重要な点なんですよね。そういう意味では、社会情勢の事情はあろうとも、やっぱり重大なことなのでね。医療といってもね、目から鼻から体全部の科がありますから、どの部分というのもありますけれども、そこまではね、いろんな歯科や眼科まで望むものではありませんけれども、最低限の医療体制の、できれば毎日診療なり、本田先生が来て、本田先生も健康でこれから何十年やられるというんだったら心配しなくてもいいんでしょうけれども、どういうふうになるか健康状態もあるので、そういう意味では、倒れたからやるなんていうことで解決する問題ではないので、村長も秀公会に行ってきたのでは、そういう将来を見通した話もされてきたのかどうか分かりませんが、いずれにしろ、一朝一夕でいくインフラ整備の医療体制の一環ではないのでね。

浸透していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 繰り返しになりますが、医師の確保の部分については、秀公会のほうにお願いする部分も含めて、本田先生のほうにも、どなたかそういった知り合いだったり、紹介していただける方はいませんかという話は、常々させていただいているところでもありますので、そういった形を少しでも期待しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えますけれども、ふるさと納税について何人かの委員からいろいろありましたけれども、これ寄附取扱いのウェブサイトの拡大をして、楽天ふるさと納税をして、この3月からはさとふるの寄附サイトもスタートされている中で、これは関係事項を増やす取組も関連づけて積極的な取組をするというふうに、12月に答弁した割には、今年の前算書を見ると、あんまりこの答弁に値する予算計上になっていないのが、非常に私ども議会挙げて研修に行ってきた、きちんと報告書も上げているんですけども、これ、今年の内容なり目標を持たないで、去年の流れでいくのか。具体的な施策があれば伺っておきたい。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税の取組であります。予算の中では、昨年、前の年度よりも増えていないんじゃないかというふうなお話をいただいたところです。その推進体制について、今委員からいただいたように、窓口をいろいろと拡大をして、どんどんPRをしていきたいというようなことで、令和6年度中に取り組んできたところでもあります。ただ、そこの中での手数料、そういった部分については、できるだけ村からの手数料とかが発生しないようにということで、そういった部分も含めて、業者選定なり、そういった窓口を増やしたりという取組をさせていただいたところでありまして、予算上は大きな増減、増えるような予算とはなってはいないというような内容であります。

ただ、その返礼品、その部分では、例えばキャンドル作家さんの品物を増やしたり、あとは、松塚地区に飯舘産牛の牛を提供しているというような、個人で起業した方、そういった部分の品とか、そういった部分も産品に加えるとか、そういったような産品開発とか収集の努力もしてきたところでありまして、今後そういった産品の開発、取組を増やしてまいりたいというふうに思っております。

またPRの仕方についても、ホームページ等の中でよりよい見方を工夫するように、今後増やしてきた企業、それから新たな部分、業者をお願いする中では工夫をして、ふるさと納税がもっと増えるように努力してまいりたいというふうに考えてはいるところであります。

委員（佐藤八郎君） 青少年なり子供たちに、目標を持ってやるべきだという生き方なり生活の中ではよく言われるんですけども、ふるさと納税を飯舘村では1億円を目指すのか、5,000万円を目指すのか、2億円を目指すのか。どこを目標にして、返礼品の開発はもちろんだんどんどん進めて、そこに関わる人たちを増やして、それがなりわいに結びついて所得アップになるというのは、それは大事な重要なことですが、目標はないんですか。1億円、2億円、3億円とか、5,000万円でもいいのか分かりませんが。

村長（杉岡 誠君） 数字としての目標は担当課でもちょっと今持ち得ていないというふうに思いますが、今前段で委員がおっしゃったように、返礼品を開発する部分について、例えば先ほどご質問のあったスタートアップ補助金とか、あるいはまごころの利用とか、そういう形で、片やコンテンツを増やすというところにも実は投資をしてくれているという部分があります。幾人かの方々が既にエントリーをされていますし、あるいはそういった商品の新たな開発をされている方もいますが、その方々が全員持っているものを全て売ったとしても、多分委員がおっしゃるような、数千万円あるいは1億円という数字にはまだならないだろうというふうに思いますので、例えば皆様が研修してきたように、村の中にそういう加工するような販売するような業者さんを企業誘致をしながら、村内産の産品を使って新しい商品を開発していくというような、ちょっと新しい取組を相当やっていかないと、おっしゃるような形にならないのかなというふうに思います。

ということで、企業誘致という部分が、今力を入れている部分について、製造業的な部分が多く見えているかもしれませんが、そういう販売をしていくような、加工をして外に出していくような、そういう事業者さんの企業誘致ということも、今後も折を見てチャンスを見て、しっかり私としても取り組んでいきたいというふうに思いますので、総合的にふるさと納税につながるような、あるいは関係人口、交流人口につながるような対策を取っていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） また、別なものに変えますけれども、道の駅登録申請のときに、駅長名の記載が必要なんだということで、今度するのに、駅長を課長がなられたわけですがけれども、駅長の役割と責任は、課長兼務というか、やられて果たせたのかどうか、やられてみてどうなのか。今年道の駅の予算執行する中でこのまま継続なのか、どのように考えておられるのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅の駅長を、建設課長が駅長に当たっていただいているというような体制であります。その役割が果たせたのかというような質問であります。基本的に役割を果たしているというふうなところであります。道の駅のほうで、例えば何か故障、修繕等が発生した場合に、あるいはそういった必要性が生じた場合に、建設事務所のほうにつないで整備をしていただくとかそういった部分では、かなり現場を熟知されている担当課長に駅長として位置づいていただいているという部分については、きちんと機能を果たしているのかなということではあります。交流発信施設という大きな役割が道の駅にはありますので、そういった部分で本来の道の駅の機能、その部分については十分に果たしてもらっていると思っております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、果たしているのであれば、新たな駅長を設けるようなことにはなっていないので、このまま継続されていくと。令和7年度においては。それで十分、先ほどの委員の質疑の中でも、ハシドラとの関係やいろいろ含めてありましたけれども、十分対応してやっていけるということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村としましては、道の駅の機能を維持しなければならないというふうなことで、駅長は必要だということで設定をさせていただいたところであり



ます。

また、道の駅の本来の営業の部分とかそういった部分について、までいガーデンビレッジのほうに指定管理ということで依頼する中で、そういった運営の部分についても行っているようでありますので、その中で、全体的に総括的に駅長が必要だというようなことであれば、までいガーデンビレッジのほうでも考えていただく、されているのかなと思っております。ただ、いないわけにはいきませんので、本来の道の駅としてのそういった、誰でも立ち寄ってトイレ等を使う、あるいはそういった村としての情報発信、そういった施設の部分については今の体制で十分足りているというふうな認識でいるところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 確認ですけれども、村が考えている駅長の役割と責任と、それを経営的に担う会社の駅長の役割と責任は同じものですか。自主財源とか、自主的な経営体としての運営をする道の駅、村が今、課長が答えた道の駅、いろんな手続云々には非常に課長のほうがよかったみたいな話ですけれども、同じものの価値しかないのが駅長の役割と責任になりますか。（「難しい質問だ」の声あり）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどから申し上げている部分については、村の道の駅としての機能をきちんと果たすための駅長というようなことで、村が指定している、させていただいている駅長というふうなことであります。全体的に先ほどから申し上げている運営なり、そういった部分での必要性については、までいガーデンビレッジのほうでしっかりと今でも考えていただいているのかと思っておりますが、道の駅の機能を維持するための部分については、村でしっかりと、それはいないというふうなわけにはいかないだろうというようなことで、指定をさせていただいているところでもあります。

委員（佐藤八郎君） 私の質問の仕方が悪いのか分かりませんが、やっぱり独立採算で道の駅って経営するのが必要だと思うんです。そういう中で、駅長を課長が兼任していくという流れがいいということにはならないと思うんですけれども、それはそれでいいんだということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 繰り返しになりますが、全体的なその運営に係る部分、そこで駅長としての役割が必要だということであれば、までいガーデンビレッジのほうで、しっかりと駅長を立てていただくということが必要かということになります。村としましては、道の駅というふうなことで、きちっと役割、機能がないと、道の駅としての指定は成り立ちませんので、駅長を置いているというふうなことであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） やめます。

次に、行政執行の中で、A I、いわゆる人工知能が必要不可欠だという、そういう時代にあるんだということで、研修などをして職員が積極的に活用できる環境づくりを進めるんだということで、本格導入に向けて検討をするというふうに村から答弁がありますけれども、どういう検討をされて、この令和7年度にはどういうことを施策としてやっていくというふうになっているんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） AIの活用について進めていかなければならないというふうな、一般質問の中での話かなと思いますが、今の令和7年度当初予算では、村としてChatGPTというふうなことで、そういった機能を使って、それを研修をして、村の中で活用していくべきではないかというような、（「LOGOチャットの声あり」）失礼しました、LOGOチャットという機能ですね、LOGOチャットという機能を使って、村内での情報共有なり、そういった部分を図っていくというような研修などを受けてきたところであります。その中で、今後どのような活用をしていくかという部分は、研修を踏まえながら、また、別な業者等のそういった使ってみられるような研修ができるような機会があれば、そういったものを積極的に勉強しながら、どのようなものが村として取り入れるべきかというのは検討してまいりたいというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 答弁の中で、業務の効率化、住民サービスの向上のための導入ということで答弁していますが、LOGOチャットの研修、研修を受けられる方は何人なのか。関係者だけなのか分かりませんが。その研修成果なりそういうものは、今年行政執行する中でどういうふうに役割を果たしていくんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） LOGOチャット研修を行ってきたという中で、職員の誰が、どのくらいの人数がというようなことでありますが、研修自体は全員を対象にして研修会を行いました。ただ、通常の業務の中で、なかなか研修会に参加できなかったというような職員もおりますが、その中での研修の内容の資料を、全職員に見られるようにして、その中で自主研修というような形で、全員が、職員全体が、そういった部分を活用できるような知識をある程度は持つことはできているのかなというふうに思っております。

また今後、それ以外の研修、例えばペーパーレスに向けたような研修とかそういった部分があれば、今後も勉強してそういった部分、AIなどを活用したもの、そういった部分については、新たな活用も含めて、研修の機会があれば取り組んでまいりたいというように考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 全員でということなので、かなり進んだというふうに、勝手に聞いていますけれども、本格導入にじゃあ近いということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 研修会等を行って、かなりそのAIの活用について進んだんだろうというふうな問いがあったんですが、そこまで進んだというふうな認識になるとちょっと困ってしまうんですけれども。予算説明資料のナンバー8の説明書の20ページ、ビジネスチャットツール使用料など、ここでは予算を計上させていただいております。まずはそういったものを使ってみて、その活用の内容いかんによってどの程度まで広げていくべきかというのは、やっと、研修会などを含めて始まったところでもありますので、そういった実績、成果を見ながら、今後どこまで取り組むべきか検討してまいりたいと思っています。

委員（佐藤八郎君） 予算をそういうふうにとってやられている予算書があったので、質問していますけれども。するとこの結果は令和7年度の中で積み重ねていって、どこまで何をどう本格導入してやれるのかどうかを令和7年度には決定するというのか、令和7年

度の中で本格導入していくということなのか。その辺はどうでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 予算化させていただいた部分は、20ページにあるようにビジネスチャットツール使用料というようなことで、ここは本格導入だろうということで予算化をさせていただきました。そのほかの機能、いろいろA I 関係については、住民福祉の向上につながるようなものとして、様々な形の取り入れ方があると思います。そういった部分については、庁内の情報化推進委員会というのがありますので、その中でこういったものを取り入れていくべきか、こういったものを研修をしたり、お試しですね、お試しというようなことであれば、基本的にはその期間については料金、予算は必要ないということでのお試しということもありますので、そういった部分を活用しながら、研修を含めて情報化推進委員会なりで、しっかりと検討してまいりたいというふうに思っているところです。

委員（佐藤八郎君） よく分からないのでよく聞いておきますけれども、福島県内の中での自治体でのA I の取組というのはどのぐらい把握されているのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 県内での活用はどの程度かというようなA I の部分であります。ちょっと手持ちの資料がないので、調べてみないと分からない部分ですが、結構な自治体、どんどんA I の活用については進んでいるのかなというふうに思っているところです。こういった情報化の時代でありますので、村も、後ればせながらとなるかもしれませんが、しっかりと活用できる部分について検討していかなければならないというようなことで、ようやく、令和6年度から研修なりを、研修会などを開催をして、学び始めたというふうなところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 復興道半ばだからといって、先進的なものになるべく遅れをとらないように頑張ってもらいたいと思いますけれども。

続きまして、同じ中で教育委員会としてのお話もあって、現場の教師に対してテスト問題作成や保護者への文書の作成など、業務の中でかなりA I を活用している経験を蓄積していくんだということで努力されるという話でありましたが、教育委員会としては、どのぐらい、行政側は今答弁した内容なので、教育委員会としてはどういう流れになって、本年度、もっとこんなことというものがあれば、ぜひ、伺っておきたいと思います。

教育長（高橋澄子君） 佐藤八郎委員のA I の活用についてということが、教育委員会のほう、学校現場のほうではどのような形になっているのかというご質問だと思うんですが、教職員のほうが業務のほうで使っているということではありますが、まだまだ研修不足である状況だと思います。12月の議会でお話をしたとおりですけれども、子供たちに対してのA I に関しては、積極的な活用というのはまだ指示していないところであります。とにかく、既存の情報から大量のアウトプットを出すことが可能な生成A I は、教育分野においても、様々な利活用の方法が考えられていますが、学ぶことの意義そのものに対する根源的論点から、倫理的社会的な論点、利活用に当たってのセキュリティ確保などの論点、それらを踏まえた具体的な取扱い等の留意点まで、非常に幅広い論点がこのA I においては指摘されているところです。

本村の学校教育においても、まだ生成ＡＩを子供たちの学びの中で、授業の中で積極的に活用するということも行われておりませんが、令和５年７月に文部科学省から公表された、初等中等教育段階における生成ＡＩの利用に関する暫定的なガイドラインに基づいて進めていく必要があると考えております。ＡＩ時代を生きる多様な子供たちが、生成ＡＩをはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人一人が才能を開花できるような時代が来ることは十分に考えられます。生成ＡＩの学校における利活用はそのための大きな助けになり得るものと思います。令和６年１２月に文部科学省から初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドラインが新たに公表されました。学習指導要領に示す資質能力の育成に向けて、適切に生成ＡＩに向き合い、児童生徒が活用できるよう、まずは教師の研修が重要であると考えており、八郎委員さんのほうから学校のほうで業務で生かしているというふうなお話がありましたが、まだまだ発展途上の段階だと私は考えております。子供たちがＡＩと向き合えるようになるように、教職員これから研修を積んでいく必要があるとそのように思いますし、そのように伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 教育そのものの行政が全体として、教職員の労働問題も含めて、大変な状況になって、小学校の先生が成り手がいないとか、いろんなこともありますけれども、そういう先ほど言いました問題作成やら保護者への文章なり、ＡＩで簡単にできて、その分を子供たちへの注ぐ力に先生方がなっていくことが望ましいのでね。ぜひ経験を蓄積されて生かしていただければと思います。

続きまして、財政関係で第２期復興・創生期間について最終年になるということで、経費、精度の高い財源の担保及び確保に努めるという答弁をしておりますけれども、どのようなやり方でどういうふうを考えていらっしゃるのかと、経常経費の節減に努めるという部分も上げてありますので、具体的に、役場の財政の部分はこんなことで努力されているんだと、村民の生活の中で分かるようなものにしていただければと思うんですけれども。やっていることと、村民へのこういう努力をしているという周知について伺います。

総務課長（村山宏行君） 堅実な財政運営ということでありまして、まずは令和７年度、１００億円を超えるような予算ということでありまして、まずは国県予算、補助それから交付税措置、そういったものは確実なものである。そういったものを裏づけを取りながら、各事業の組立てを行っていただいているということでございます。

また、この財源確保に向けて様々な協議、各課において進めていただいて、その蓄積をもって今回の予算を上げているということでございます。

それから経費の削減でございます。こちらについて、特に電気料等については大幅に上がるのではないかとということで、令和６年度予算措置をさせていただきましたが、３月の補正予算でかなり削減ということで減らしております。そういった部分、日々の業務の中で節減できる場所を見つけながら、経費の圧縮、そういったことに努めているというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 予算書をつくるに当たって、編成の中でいろいろやられて、今、総務課長が言われたとおりだと思いますけれども、例えば説明目標はどのぐらいを、30%節減とか15%節減とか何かあるのであればそれも伺いたいのと、あと、例えば昨日も山の問題で言いましたけれども、花粉の出ない杉を既に村民が植えている方いるんですね、植林されている方がいるんです。それは今何町歩とか、何万本とかって植えれば、魅力を発信することの一つになるんじゃないかと思うんです。だから職員の皆さんの知恵や、学んでいる、情報をつかんでいるものを相互に出し合っていけば、もっともっと違う部分での精度の高い予算執行になるし、国県の事業でも、もっともっと探求していけば、違うものがあるんじゃないかって。国家予算の分析なんかも、ずっと私も能力ない中で見させていただいていますけれども、まだまだ飯館で使えるもの、いろんなものがあるというふうに思っていますので、ぜひ今総務課長が言った、この予算書をつくるに当たって各課での協議して出されたものの予算だという部分は分かりますけれども、もっともっと町民生活の実態と、もっともっと弱者救済に向かうような、まして今回、高騰対策について何か手を打つという国県の流れだけじゃなくて、村単独でのそういうのもあってしかるべきかなと思うんです。だからそういう意味では財源の確保ももっともっと頑張っていたきたいし、節減目標も上げて努力願いたいというふうに要求をして、質問を終わります。

委員長（佐藤健太君） ほかに質問ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（佐藤健太君） 質問がなきようですので、これで各会計の質疑を全て終わります。

これから議案ごとに委員会採決をいたします。

議案第15号令和7年度飯館村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（佐藤健太君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

委員長（佐藤健太君） 着席ください。

起立5名、起立多数です。よって、議案第15号令和7年度飯館村一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第16号令和7年度飯館村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和7年度飯館村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号令和7年度飯館村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和7年度飯舘村介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

委員長（佐藤健太君） 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については、委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で令和7年度各会計の予算審査特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時30分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月12日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太